

## 調査・結果の概要

## I 調査の目的と概要

### 1 調査の目的

「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2016」は、子どものいる世帯の生活状況やその保護者（主に母親）の仕事の実態や要望などを定点観測的に調査し、子育て中の女性の仕事に対する支援策のあり方を検討する基礎資料を得るため実施されたものである。

### 2 調査の概要

#### (1) 調査方法

訪問留置回収法（※うち、63件は調査協力者本人のご希望により郵送回収）

#### (2) 調査期間

2016年11月～12月

#### (3) 標本設計

##### ① 母集団：末子が18歳未満のふたり親世帯またはひとり親世帯

（いずれも核家族世帯に限らず、祖父母等親族との同居世帯を含む）

注1) 総務省統計局「国勢調査」におけるふたり親世帯の区分：「18歳未満の親族のいる一般世帯」のうち、「夫婦と子供から成る世帯」、「夫婦、子供と両親から成る世帯」、「夫婦、子供とひとり親から成る世帯」、「夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯」、「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」

注2) 国勢調査におけるひとり親世帯区分：「18歳未満の親族のいる一般世帯」のうち、「男親と子供から成る世帯」、「女親と子供から成る世帯」、「他に分類されない親族世帯」

注3) 厚生労働省「国民生活基礎調査」では「18歳未満の未婚の子ども」を、「全国母子世帯等調査」では「20歳未満の未婚の子ども」を児童としているが、本調査では今後の国際比較も念頭に、米、独、仏等主要国に合わせ、「18歳未満の全ての子ども」を児童としている。

##### ② 調査対象地域：全国

##### ③ 調査地点数：175

##### ④ 調査対象者数：ふたり親世帯 2,000 ひとり親世帯 2,000

##### ⑤ 調査対象抽出方法：住民基本台帳から層化二段無作為抽出

#### (4) 回収状況

【調査設計ベースでの世帯類型別有効回答数と有効回答率】

世帯計	有効回答数 2,159 票（有効回答率 54.0%）
ふたり親世帯	有効回答数 1,190 票（有効回答率 59.5%）
ひとり親世帯	有効回答数 969 票（有効回答率 48.5%）

## 【本人確認・回答状況等に基づいて入れ替えを行った後の世帯類型別有効回答数】

○ふたり親世帯	1,380 票
うち、母親回答	1,348 票
父親回答	32 票
※原則として、ふたり親世帯の場合は、母親が調査票に回答するよう依頼している。	
○ひとり親世帯	779 票
うち、母子世帯	693 票
父子世帯	86 票
○その他世帯	0 票

調査設計ベースでは、世帯類型（ふたり親世帯/ひとり親世帯）が、住民基本台帳に記載されている氏名、性別、生年月、住所情報から推測される。2,159 有効回答票のうち、調査設計ベースでの世帯類型と実際の世帯類型が一致するのは、1,943 票（90.0%）である。一方、調査設計ベースでの世帯類型と実際の世帯類型が一致しないのは、216 票（10.0%）である。

そのうち、名簿上はふたり親世帯であったが、実際にはひとり親世帯だったのは、6 票である。一方、名簿上はひとり親世帯であったが実際には、片親が単身赴任等でふたり親世帯だったのは 83 票である。

## 【世帯類型変更(216 票)の理由】

- 単身赴任等でふたり親だった 83 票
- 離婚・離婚協議中等でひとり親に変更 6 票
- 実査時、実査後の状況確認で属性を変更 127 票

## II 標本抽出方法の詳細

調査対象世帯（標本）は、層化二段無作為抽出法によって抽出されている。「層化二段無作為抽出法」とは、行政単位と地域によって全国をブロックごとに分類し（層化）、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査区域及び住民基本台帳を利用して（二段）、地点ごとに一定数の標本抽出を行う方法である。具体的な手順は、下記の通りである。

### 1 層化

全国の市町村を、都道府県を単位として次のように、東京都区部、指定都市および 11 の地区に分類する。

- ◎東京都区部

◎20 の政令指定都市（都市ごとに分類）

◎北海道地区＝北海道

◎東北地区＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

◎関東地区＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

◎北陸地区＝新潟県、富山県、石川県、福井県

◎東山地区＝山梨県、長野県、岐阜県

◎東海地区＝静岡県、愛知県、三重県

◎近畿地区＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

◎中国地区＝鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

◎四国地区＝愛媛県、香川県、高知県、徳島県

◎北九州地区＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県

◎南九州・沖縄地区＝熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

11 の地区においては、さらに市郡規模によって次のように4分類し、層化する。

○人口 20 万人以上の市

○人口 10 万人以上 20 万人未満の市

○人口 10 万人未満の市

○町村

上記の「層化」により、全国を総計 65 (=1+20+11×4) の抽出単位地域（ブロック）に区分する。

## 2 標本数の配分

各抽出単位地域（ブロック）におけるそれぞれの世帯類型の大きさにより 4,000 の標本を比例配分する。ただし、母集団の分布を算出する際に、平成 22(2010)年国勢調査（世帯の家族類型 22 区分、（再掲 Recount）18 歳未満親族のいる一般世帯）の市区町村別数値がベースとなっている。

## 3 抽出

① 平成 22(2010)年国勢調査時に設定された調査区の基本単位区を、第 1 段目の抽出単位として、使用する。

② 「国勢調査」データから比例配分された世帯数を 1 調査地点で調査する世帯数（20～30 程度、ひとり親世帯とふたり親世帯が半々ずつ）で割って抽出すべき調査地点数を求める。その上で、層ごとに

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{(層における国勢調査時のひとり親またはふたり親世帯数)}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって該当番目が含まれる基本単位区を抽出し、抽出の起点とする。

- ③ 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、総務省設定の市区町村コードに従う。
- ④ 調査地点における対象世帯の抽出は、住民基本台帳により、抽出の起点から系統抽出法によって抽出する。なお、世帯類型（ふたり親世帯/ひとり親世帯）が、住民基本台帳に記載されている氏名、性別、生年月、住所情報から推測される。

#### 4 世帯類型が不明な調査地点について

上記の方法を用いて全国から 175 の調査地点を無作為に抽出したところ<sup>1</sup>、下記の 6 地点では住民基本台帳の並びが名前順となっており、世帯単位ではない等のため、世帯類型別の標本抽出ができないことが判明した。

	地区	都市規模	都道府県	市区町村	理由
1	北海道地区	政令指定都市	北海道	札幌市東区	台帳の並び順が世帯単位ではない
2	北海道地区	政令指定都市	北海道	札幌市南区	台帳の並び順が世帯単位ではない
3	北海道地区	政令指定都市	北海道	札幌市清田区	台帳の並び順が世帯単位ではない
4	北陸地区	政令指定都市	新潟県	新潟市西区	台帳の並び順が世帯単位ではない
5	東山地区	人口 20 万以上	長野県	長野市	台帳の並び順が世帯単位ではない
6	南九州地区	政令指定都市	熊本県	熊本市中央区	台帳の並び順が世帯単位ではない

そこで、上記の 6 地点については台帳抽出を行わず、当該地点で性・年代を指定した対象世帯を探し出して調査依頼をする、いわゆる「割当法（クォータ法）」を用いて標本抽出を行っている。

クォータ法の具体的な実施手順は、下記の通りとなっている。

- ① 抽出された各調査地点で、母集団比率に応じて対象世帯を性・年代ごとに割当てる。  
↓
- ② 地点の起点となる大字町丁目と、起点地点で調査完了できなかった場合の次候補地点を隣接地域から 5 つまで指定し、地点の拡大順と拡大範囲を定める。  
↓
- ③ 調査員は、起点地点内で指示された起点番地から訪問し、原則として「世帯間隔 3」（ひとり親世帯は全数）で世帯訪問し、割当て及び対象者条件に適合する対象世帯を、全割当数が完了するまで探して調査を実施する。

<sup>1</sup> 住民基本台帳の並びが名前順となっており世帯単位ではないために、世帯類型別の標本抽出ができない市区町村がある。本調査では、東京都区部と政令指定都市については、無作為に抽出されたすべての調査地点を調査対象とし、住民基本台帳の並びが世帯単位ではないところに対しては台帳抽出の代わりに「割当法」を用いる。

### Ⅲ 本調査シリーズの位置づけ

本調査は、2011年、2012年と2014年に行われた第1回、第2回と第3回「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（略称：子育て世帯全国調査）に続く第4回調査である<sup>2</sup>。

調査対象、調査時期、標本設計および調査方法については、過去の3回調査と本調査は全く変わらない。また、本調査の調査票の質問項目は、第2～3回調査とおおむね同じである。

なお、本調査シリーズは、調査速報的な性格を持っている。今後、調査結果をさらに精査して、個別テーマでの詳細な分析を行い、労働政策研究報告書としてとりまとめることとしている。

### Ⅳ 調査結果の概要<sup>3</sup>

#### －第1回調査から第4回調査まで－

#### 1 集計方法と利用上の注意

「子育て世帯全国調査」における抽出単位地域（ブロック）、世帯類型ごとの母集団数および有効回答数は、表1-1のとおりである。以下の集計にあたっては、ブロックと世帯類型ごとに母集団数と有効回答数の比率により復元倍率を定め、この復元倍率によりウエイトバック集計を行っている。

なお、集計結果を利用するにあたっては、以下のことに留意されたい。

- (1) ふたり親世帯とひとり親世帯の数値については、本章の集計値は、地域ブロックごとの有効回収率の違いを補正した数値となります。ウエイトバック集計を行っていない第1回（JILPT 調査シリーズ No.95）および第2回（JILPT 調査シリーズ No.109）の速報値と異なる場合がある。
- (2) 構成比の数値は、四捨五入の関係で、総計と内訳の合計が一致しないことがある。
- (3) 「\*」印のある項目の数値は、調査対象が少ない（標本サイズが100未満である）ため利用上注意を要する。
- (4) 「世帯類型」が不明の有効回答票は集計対象から除外されている。

<sup>2</sup> 第1回、第2回と第3回の調査結果については、JILPT 調査シリーズ No.95、No.109 と No.145 をご参照ください。

<sup>3</sup> 以下は速報値であり、今後、数値の修正等の変更がありうる。

表 1-1 世帯類型・ブロック別母集団数と有効回答数

抽出単位地域-ブロック	第2回(2012)子育て世帯全国調査				第3回(2014)子育て世帯全国調査				第4回(2016)子育て世帯全国調査			
	ふたり親世帯		ひとり親世帯		ふたり親世帯		ひとり親世帯		ふたり親世帯		ひとり親世帯	
	母集団数	有効回答数	母集団数	有効回答数	母集団数	有効回答数	母集団数	有効回答数	母集団数	有効回答数	母集団数	有効回答数
政令指定都市-札幌市	137,853	18	32,088	22	137,853	21	32,088	16	137,853	15	32,088	24
政令指定都市-宮城県仙台市	85,461	18	14,218	5	85,461	10	14,218	3	85,461	11	14,218	7
政令指定都市-埼玉県さいたま市	110,659	19	12,020	4	110,659	16	12,020	7	110,659	12	12,020	6
政令指定都市-千葉県千葉市	80,710	8	9,452	6	80,710	16	9,452	13	80,710	13	9,452	5
政令指定都市-東京都23区	616,372	79	92,817	47	616,372	63	92,817	37	616,372	72	92,817	31
政令指定都市-神奈川県横浜市	319,112	37	38,130	19	319,112	32	38,130	20	319,112	39	38,130	17
政令指定都市-神奈川県川崎市	123,286	19	13,097	3	123,286	15	13,097	10	123,286	12	13,097	8
政令指定都市-神奈川県相模原市	60,323	2	7,940	0	60,323	2	7,940	1	60,323	5	7,940	5
政令指定都市-新潟県新潟市	65,817	8	8,799	6	65,817	12	8,799	5	65,817	7	8,799	7
政令指定都市-静岡県静岡市	57,879	8	7,466	6	57,879	5	7,466	5	57,879	11	7,466	6
政令指定都市-静岡県浜松市	70,114	11	7,705	2	70,114	10	7,705	5	70,114	9	7,705	3
政令指定都市-愛知県名古屋市	179,815	21	28,109	12	179,815	25	28,109	14	179,815	19	28,109	13
政令指定都市-京都府京都市	103,640	11	18,602	7	103,640	14	18,602	3	103,640	10	18,602	2
政令指定都市-大阪府大阪市	180,095	32	40,146	15	180,095	20	40,146	17	180,095	18	40,146	13
政令指定都市-大阪府堺市	69,397	13	12,588	6	69,397	12	12,588	4	69,397	10	12,588	3
政令指定都市-兵庫県神戸市	119,379	15	20,201	14	119,379	4	20,201	6	119,379	11	20,201	5
政令指定都市-岡山県岡山市	59,130	12	9,428	9	59,130	8	9,428	7	59,130	8	9,428	4
政令指定都市-広島県広島市	101,936	20	15,559	7	101,936	24	15,559	8	101,936	14	15,559	11
政令指定都市-福岡県北九州市	72,949	11	14,941	11	72,949	6	14,941	8	72,949	10	14,941	14
政令指定都市-福岡県福岡市	113,788	18	21,504	9	113,788	18	21,504	10	113,788	9	21,504	8
政令指定都市-熊本県熊本市	61,203	7	11,661	6	61,203	12	11,661	4	61,203	8	11,661	10
北海道地区-人口20万以上	41,488	9	11,347	4	41,488	6	11,347	4	41,488	6	11,347	8
北海道地区-人口10万以上	65,743	5	15,652	3	65,743	11	15,652	11	65,743	10	15,652	14
北海道地区-人口10万未満	73,631	7	14,674	5	73,631	9	14,674	13	73,631	13	14,674	10
北海道地区-町村	76,164	12	12,612	8	76,164	12	12,612	2	76,164	12	12,612	11
東北地区-人口20万以上	195,967	36	33,859	16	195,967	33	33,859	16	195,967	35	33,859	21
東北地区-人口10万以上	93,919	14	14,561	13	93,919	15	14,561	10	86,048	14	13,476	10
東北地区-人口10万未満	226,428	30	31,448	9	226,428	37	31,448	24	239,294	29	33,167	11
東北地区-町村	140,603	19	17,215	3	140,603	22	17,215	9	135,608	24	16,581	11
関東地区-人口20万以上	856,086	112	109,634	39	856,086	99	109,634	43	839,339	100	107,471	50
関東地区-人口10万以上	641,489	86	80,503	41	641,489	75	80,503	34	650,992	88	81,756	34
関東地区-人口10万未満	473,063	60	60,817	32	473,063	60	60,817	29	490,362	64	62,747	30
関東地区-町村	166,240	19	19,240	8	166,240	22	19,240	10	156,185	25	18,220	14
北陸地区-人口20万以上	136,282	20	16,479	7	136,282	21	16,479	9	119,282	13	14,582	14
北陸地区-人口10万以上	50,413	10	5,381	4	50,413	10	5,381	4	59,400	9	6,362	3
北陸地区-人口10万未満	159,229	32	16,842	8	159,229	23	16,842	15	167,242	26	17,758	12
北陸地区-町村	35,059	4	3,221	3	35,059	5	3,221	4	35,059	7	3,221	1
東山地区-人口20万以上	88,688	9	11,631	7	88,688	17	11,631	4	88,688	16	11,631	5
東山地区-人口10万以上	75,105	11	9,698	3	75,105	10	9,698	9	75,105	13	9,698	6
東山地区-人口10万未満	195,002	27	22,065	13	195,002	29	22,065	14	195,002	19	22,065	11
東山地区-町村	73,343	8	7,309	3	73,343	10	7,309	6	73,343	9	7,309	1
東海地区-人口20万以上	261,754	44	31,028	12	261,754	38	31,028	17	245,516	30	28,581	12
東海地区-人口10万以上	257,448	44	29,113	10	257,448	42	29,113	11	265,180	33	30,754	15
東海地区-人口10万未満	230,240	39	25,178	12	230,240	32	25,178	25	238,746	41	25,984	17
東海地区-町村	76,193	3	7,867	0	76,193	14	7,867	2	76,193	16	7,867	2
近畿地区-人口20万以上	528,995	76	81,595	37	528,995	57	81,595	34	511,695	63	78,394	31
近畿地区-人口10万以上	239,238	38	35,262	18	239,238	39	35,262	24	247,730	31	37,010	14
近畿地区-人口10万未満	345,884	45	46,098	26	345,884	38	46,098	20	354,692	34	47,551	16
近畿地区-町村	95,850	14	11,529	8	95,850	9	11,529	3	95,850	12	11,529	3
中国地区-人口20万以上	132,022	23	21,343	16	132,022	23	21,343	9	132,022	23	21,343	10
中国地区-人口10万以上	148,337	33	22,650	6	148,337	25	22,650	8	148,337	23	22,650	18
中国地区-人口10万未満	112,310	26	15,833	9	112,310	15	15,833	6	112,310	17	15,833	9
中国地区-町村	43,142	7	5,446	4	43,142	7	5,446	4	43,142	4	5,446	4
四国地区-人口20万以上	121,861	22	23,788	14	121,861	16	23,788	12	121,861	21	23,788	16
四国地区-人口10万以上	40,611	13	6,890	4	40,611	7	6,890	3	40,611	9	6,890	4
四国地区-人口10万未満	92,352	29	14,889	16	92,352	13	14,889	12	92,352	19	14,889	9
四国地区-町村	45,187	18	7,036	7	45,187	6	7,036	4	45,187	7	7,036	7
北九州地区-人口20万以上	135,952	19	25,903	11	135,952	27	25,903	18	135,952	22	25,903	25
北九州地区-人口10万以上	75,183	5	14,083	0	75,183	9	14,083	4	66,908	9	12,785	6
北九州地区-人口10万未満	188,168	17	29,974	5	188,168	41	29,974	18	196,443	33	31,272	26
北九州地区-町村	84,171	10	13,772	2	84,171	15	13,772	10	84,171	12	13,772	9
南九州・沖縄地区-人口20万以上	109,282	20	23,815	6	109,282	18	23,815	18	109,282	17	23,815	16
南九州・沖縄地区-人口10万以上	86,481	14	18,838	6	86,481	14	18,838	16	86,481	11	18,838	8
南九州・沖縄地区-人口10万未満	148,280	18	28,005	14	148,280	27	28,005	16	148,280	22	28,005	11
南九州・沖縄地区-町村	83,947	14	14,730	5	83,947	13	14,730	14	83,947	16	14,730	12
全国計	10,335,748	1,508	1,505,324	693	10,335,748	1,416	1,505,324	781	10,335,748	1,380	1,505,324	779

注：母集団数は、2010年国勢調査によるものである。

## 2 標本の代表性

表 2-1 は、世帯および母（父）親の基本属性について、厚生労働省が行った 2 つの全国調査－「国民生活基礎調査 2016」、「全国母子世帯等調査 2011」－と「子育て世帯全国調査」との比較である。

世帯人員数、子ども数、末子の年齢、保護者の平均年齢、同居率等の世帯属性について、本調査の平均値は、他の 2 つの全国調査とほとんど変わらないことが分かる。なお、「全国母子世帯等調査」と比べ、本調査では、母子世帯の母親の有業率、就業所得、ひとり親の持家比率はやや高めになっている。

表 2-1 基本属性の比較

	ふたり親世帯					母子世帯					父子世帯*				
	子育て世帯全国調査				国民生活 基礎調査 2016	子育て世帯全国調査				全国母子 世帯等調 査2011	子育て世帯全国調査				全国母子 世帯等調 査2011
	第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)	第4回 (2016)		第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)	第4回 (2016)		第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)	第4回 (2016)	
世帯人員 (人)	4.5	4.3	4.3	4.2	4.0	3.6	3.4	3.3	3.3	3.4	3.9	3.9	3.3	3.5	3.8
子ども数 (人)	2.1	2.1	2.1	2.1	1.7	1.8	1.8	1.9	1.9	N.A.	1.9	1.9	1.8	1.9	N.A.
末子の年齢 (歳)	7.6	7.8	7.6	7.3	N.A.	10.1	10.3	10.3	10.4	10.7	11.0	11.9	11.9	10.8	12.3
親との同居率	24.4%	18.9%	22.5%	15.6%	14.7%※	39.8%	33.4%	31.1%	34.0%	28.5%	57.9%	58.5%	36.5%	44.6%	50.3%
本人または配偶者名義の持家比率	58.8%	56.7%	58.4%	62.2%	N.A.	18.4%	21.2%	16.7%	20.3%	11.2%	50.1%	47.6%	43.6%	43.9%	40.3%
母（父）親の有業率	60.0%	68.3%	70.6%	69.7%	67.2%※	84.1%	86.1%	88.6%	87.2%	80.6%	94.5%	96.8%	88.2%	93.4%	91.3%
母（父）親の就業状況－無業	40.0%	32.5%	30.4%	30.3%	32.8%※	15.9%	13.9%	11.5%	12.8%	15.0%	5.5%	3.2%	11.8%	6.6%	5.3%
－正社員	16.7%	21.4%	19.8%	22.9%	21.9%※	32.0%	31.6%	38.2%	36.9%	31.7%	78.9%	62.7%	66.0%	75.7%	61.3%
－パート・アルバイト	29.4%	31.9%	34.4%	34.4%	31.1%※	34.4%	33.9%	33.6%	30.9%	38.2%	0.6%	2.7%	1.9%	4.5%	7.3%
－派遣・契約社員等	13.8%	14.3%	15.4%	12.4%	14.2%※	17.7%	20.6%	16.7%	19.3%	15.1%	15.1%	31.4%	20.3%	13.2%	26.1%
母（父）親の年齢 (歳)	39.6	40.0	40.1	40.5	N.A.	39.8	40.1	40.2	40.7	39.7	44.3	43.7	43.8	44.5	44.7
母（父）親の最終学歴－中学校	4.7%	4.0%	3.3%	2.4%	N.A.	8.0%	11.5%	10.3%	12.4%	13.3%	4.2%	13.2%	14.1%	11.7%	15.4%
－高校	37.6%	37.6%	32.8%	31.9%	N.A.	46.9%	46.4%	43.2%	43.4%	48.0%	55.6%	45.1%	39.3%	44.0%	51.6%
－短大・高専・専修学校他	40.3%	41.5%	42.1%	41.5%	N.A.	34.8%	34.7%	35.9%	34.0%	31.8%	12.2%	15.7%	15.0%	10.9%	17.4%
－大学・大学院	17.4%	16.9%	21.8%	24.2%	N.A.	10.3%	7.5%	10.6%	10.2%	6.9%	28.1%	26.1%	31.7%	33.5%	15.6%
世帯所得 (税込、万円)	628.8	672.6	702.3	727.5	707.8	302.0	330.4	329.0	326.9	291.0	547.7	573.9	425.3	526.7	455.0
母（父）親の就業所得 (万円)	115.0	133.0	119.6	139.4	N.A.	174.6	200.4	236.1	223.8	181.0	425.2	446.1	376.5	472.2	360.0
有効回答数	1,435	1,508	1,416	1,380	－	699	621	724	693	1,648	84	65	53	86	561

注：(1) 表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ふたり親世帯の場合、就業状況、就業所得、年齢および学歴は母親についての集計結果である。パーセンテージは、無回答を除いた構成比である。

(3) 国民生活基礎調査の数値は、18歳未満の児童のいる世帯全体（ひとり親世帯を含む）についてのものである。ただし、「親との同居率」は児童のいる世帯のうち三世帯世帯の割合を引用している。有業率と就業状況は、末子の母親についての数値である。そのうち、※のある数値は、「平成 28(2016)年国民生活基礎調査」の公表値を元に筆者が算出したものである。

### 3 経済状況

#### (1) 暮らし向きゆとり感

現在の暮らし向きのゆとり感をたずねたところ、「苦しい」（「大変苦しい」または「やや苦しい」）と感じている世帯の割合は、41.4%である。暮らし向きが「苦しい」と回答した世帯の割合は、第1回(2011年)調査時の48.1%から徐々に改善されている（図3-1a）。

世帯類型別にみると、ふたり親世帯と比べて、ひとり親世帯、とくに母子世帯は暮らし向きが「苦しい」と感じている世帯が多い。母子世帯の62.8%と父子世帯の53.5%は暮らし向きが「苦しい」と回答している。一方、暮らし向きが「苦しい」と回答したふたり親世帯は、全体の38.5%となっている。

図3-1a 暮らし向きが「大変苦しい」または「やや苦しい」(%)

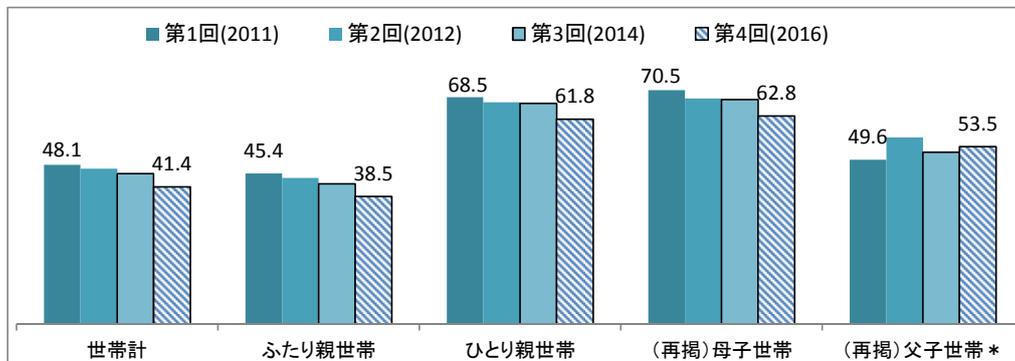


表3-1a 暮らし向きのゆとり感(%)

	N	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	大変ゆとりがある	合計	(再掲) 大変または やや苦しい
第1回(2011)								
世帯計	2,208	14.3	33.8	40.5	9.9	1.5	100.0	48.1
ふたり親世帯	1,429	12.7	32.8	42.2	10.7	1.7	100.0	45.4
ひとり親世帯	779	26.5	41.9	28.0	3.4	0.1	100.0	68.5
(再掲)母子世帯	695	26.9	43.6	26.9	2.5	0.1	100.0	70.5
(再掲)父子世帯*	84	22.9	26.7	38.8	11.7	0.0	100.0	49.6
第2回(2012)								
世帯計	2,151	14.9	31.9	42.3	9.1	1.7	100.0	46.9
ふたり親世帯	1,482	13.3	30.7	44.4	9.8	1.8	100.0	44.1
ひとり親世帯	669	26.4	40.6	27.4	4.3	1.3	100.0	66.9
(再掲)母子世帯	607	26.6	41.5	26.7	3.8	1.5	100.0	68.1
(再掲)父子世帯*	62	24.3	32.1	34.2	9.5	0.0	100.0	56.3
第3回(2014)								
世帯計	2,118	13.7	31.6	41.8	11.1	1.8	100.0	45.4
ふたり親世帯	1,375	11.8	30.5	43.6	12.1	1.9	100.0	42.3
ひとり親世帯	743	27.3	39.3	28.7	3.7	1.1	100.0	66.6
(再掲)母子世帯	691	27.1	40.6	27.6	3.6	1.1	100.0	67.7
(再掲)父子世帯*	52	30.2	21.7	42.7	5.4	0.0	100.0	51.9
第4回(2016)								
世帯計	2,131	12.0	29.5	46.3	10.3	2.0	100.0	41.4
ふたり親世帯	1,367	10.2	28.3	48.2	11.2	2.1	100.0	38.5
ひとり親世帯	764	24.5	37.3	33.1	4.3	0.8	100.0	61.8
(再掲)母子世帯	679	25.2	37.6	32.0	4.3	0.9	100.0	62.8
(再掲)父子世帯*	85	18.8	34.7	42.5	4.1	0.0	100.0	53.5

注：(1) 表1-1の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 以下特別に言及しない限り、無回答を除いた集計値が示されている。

(3) 「\*」印のある項目の数値は、標本サイズが100未満である。以下同じ。

子ども数別でみると、「子ども3人以上」の多子世帯は暮らし向きが比較的苦しい。「大変苦しい」または「やや苦しい」と回答した多子世帯の割合が、第1回(2011)調査では、54.4%となっているが、今回調査では46.0%までに下がっている。ただし、ひとり親世帯に限定すると、多子世帯における「(暮らし向きが)苦しい」世帯の割合は、74.6%となっており、第1回(2011)調査に比べて1ポイントの縮小に止まっている(図3-1b)。

図3-1b 暮らし向きが「苦しい」と回答した多子世帯の割合(%)

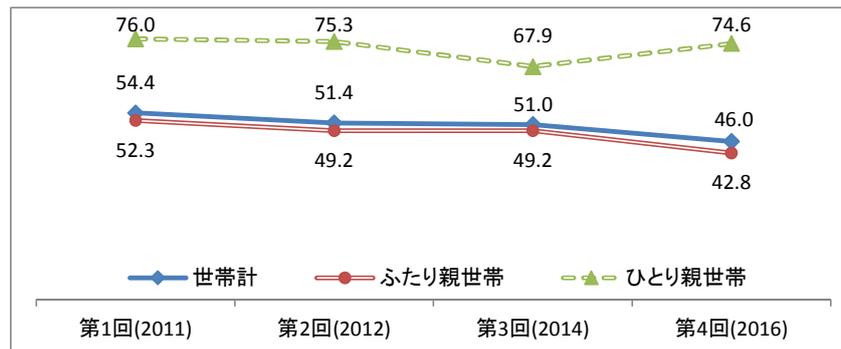


表3-1b 子ども数別暮らし向きのゆとり感(%)

	世帯計			ふたり親世帯			ひとり親世帯		
	子1人	子2人	子3人以上	子1人	子2人	子3人以上	子1人	子2人	子3人以上
第1回(2011)									
大変苦しい	12.5	12.7	19.0	9.6	11.4	17.8	25.5	25.6	30.6
やや苦しい	33.7	33.1	35.5	33.0	31.9	34.5	36.7	45.2	45.4
普通	41.0	41.4	38.3	42.7	43.0	39.9	33.1	25.9	22.4
ややゆとりがある	9.9	11.7	6.3	11.0	12.6	6.8	4.7	3.2	1.6
大変ゆとりがある	3.0	1.0	1.0	3.7	1.1	1.1	0.1	0.1	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第2回(2012)									
大変苦しい	13.3	13.3	19.8	10.9	11.7	18.7	23.4	27.5	31.4
やや苦しい	29.8	33.5	31.7	28.0	32.4	30.5	37.4	43.1	43.9
普通	43.3	43.2	39.5	46.4	45.0	41.2	30.3	26.6	20.8
ややゆとりがある	11.3	8.4	7.9	12.5	9.1	8.3	6.5	2.5	3.3
大変ゆとりがある	2.2	1.7	1.2	2.2	1.8	1.2	2.5	0.4	0.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第3回(2014)									
大変苦しい	12.4	13.0	17.0	9.6	11.1	15.6	24.6	28.7	30.0
やや苦しい	29.1	31.9	34.0	25.8	31.4	33.6	43.3	35.9	38.0
普通	43.5	43.0	37.8	47.9	44.4	38.7	24.6	31.9	29.6
ややゆとりがある	12.2	10.9	9.2	13.6	11.9	10.0	5.9	2.4	2.5
大変ゆとりがある	2.8	1.3	2.0	3.1	1.3	2.2	1.5	1.2	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第4回(2016)									
大変苦しい	9.9	11.1	15.9	6.9	10.0	13.8	22.5	21.0	34.5
やや苦しい	29.2	29.3	30.1	29.0	27.7	29.0	30.2	42.7	40.1
普通	48.3	46.6	43.2	50.4	48.3	45.5	39.5	31.8	23.9
ややゆとりがある	10.6	11.0	8.7	11.4	11.9	9.6	7.2	3.3	1.0
大変ゆとりがある	2.1	1.9	2.0	2.4	2.0	2.2	0.6	1.1	0.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N(第4回)	613	994	511	320	687	353	293	307	158

注：表1-1の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

## (2) 収入源

母親自身が就業収入を有する世帯の割合は、ふたり親世帯 64.2%、母子世帯 86.5%となっており、いずれも前回調査の結果より上がっている（表 3-2）。

母子世帯における養育費の受取割合は 14.8%となっており、上昇傾向は確認されなかった。児童扶養手当と生活保護を受給している世帯の割合はそれぞれ 61.2%と 6.6%となっており、前回（第 3 回）調査の結果と大きく変わらない。ただし、祖父母と同居していない独立母子世帯に限定すると、児童扶養手当の受給割合に上昇傾向が見られる（図 3-2）。

図 3-2 母子世帯における養育費、児童扶養手当と生活保護の受給率(%)

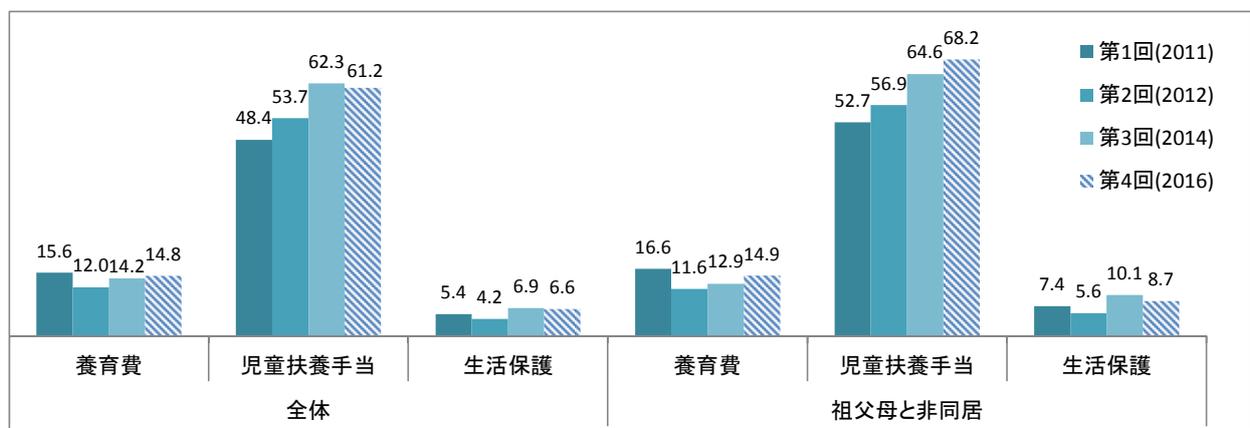


表 3-2 子育て世帯の収入源(%、複数回答)

	世帯計				ふたり親世帯				ひとり親世帯				(再掲) 母子世帯				(再掲) 父子世帯*			
	第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)	第4回 (2016)																
あなたの就業収入	58.1	65.8	61.6	67.1	54.4	62.4	58.2	64.2	85.1	89.5	84.1	87.2	84.0	88.8	84.0	86.5	95.3	96.1	85.3	92.8
配偶者の就業収入	85.0	78.7	84.1	85.2	95.5	89.3	96.3	97.1	7.9	2.7	2.6	2.9	8.7	2.5	2.8	2.9	0.6	4.8	0.0	2.9
その他の世帯員の就業収入	4.6	5.7	4.7	2.9	3.8	5.1	4.5	2.2	10.6	9.8	6.2	7.2	10.5	9.8	6.5	7.4	12.1	8.9	1.8	5.9
公的年金・恩給	4.0	2.9	3.9	3.1	2.8	1.9	3.1	2.6	12.4	10.0	9.5	6.7	11.6	10.0	9.9	6.8	19.3	10.3	3.6	6.0
失業給付	0.9	0.7	0.8	0.7	0.9	0.7	0.8	0.7	0.8	0.7	0.6	0.9	0.8	0.8	0.6	0.8	1.0	0.0	0.0	2.3
元夫(妻)からの養育費	2.2	2.0	1.9	1.8	0.5	0.8	0.2	0.1	14.5	10.9	13.3	13.4	15.6	12.0	14.2	14.8	4.1	0.0	0.0	0.8
親からの援助	5.7	7.0	7.2	5.1	5.1	6.5	7.1	4.7	9.8	10.1	7.8	8.2	9.1	10.1	8.3	7.6	16.3	9.8	1.6	13.0
児童手当	61.1	54.8	59.3	59.2	60.4	54.8	58.4	58.7	66.3	54.5	64.8	62.9	68.2	56.2	65.8	65.3	47.6	37.4	50.7	41.3
児童扶養手当	7.3	12.1	13.4	11.5	2.2	6.8	6.4	4.9	44.8	49.7	59.9	56.4	48.4	53.7	62.3	61.2	10.6	10.8	25.5	13.8
特別児童扶養手当	1.9	1.5	3.3	2.3	1.6	1.1	3.0	2.1	4.6	4.9	5.3	3.6	4.8	5.4	5.5	4.0	1.8	0.0	3.5	0.0
生活保護	1.0	1.2	1.2	0.9	0.5	0.8	0.3	0.1	4.9	3.9	7.0	6.3	5.4	4.2	6.9	6.6	0.0	1.5	8.5	3.2
財産収入	1.6	2.5	2.5	2.3	1.8	2.6	2.6	2.4	0.7	1.3	1.3	1.3	0.6	1.5	1.3	1.3	1.8	0.0	1.8	1.0
その他	0.6	1.1	1.3	0.9	0.4	1.1	1.0	0.8	1.9	0.8	3.1	1.7	1.9	0.8	3.0	1.6	1.9	0.0	4.7	2.5
N	2,038	2,009	1,874	1,961	1,328	1,395	1,212	1,263	710	614	662	698	635	558	618	621	75	56	44	77
(備考)無回答数	180	185	319	198	107	113	204	117	73	72	115	81	64	63	106	72	9	9	9	9
無回答率(%)	8.1	8.4	14.5	9.2	7.5	7.5	14.4	8.5	9.3	10.5	14.8	10.4	9.2	10.1	14.6	10.4	10.7	13.8	17.0	10.5

注：(1) 表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ふたり親世帯の集計値は、父親回答票を除いた結果である。本人の回答による集計結果である。

### (3) 年間収入

子育て世帯の平均税込収入（調査前年分）は683.2万円で、第1回(2011)調査以降は増加傾向にある。税込収入が300万円未満の低収入世帯は全体の8.6%を占めており、過去のいずれの調査に比べても割合が減少している。一方、税込収入が1,000万円以上の世帯は全体の16.8%であり、高収入世帯の割合に上昇傾向が見られる（図3-3a）。

一方、税や社会保険料負担を除いた後の平均手取（可処分）所得で比較すると、今回調査は510.6万円で、調査開始以降最高の金額である（表3-3a）。

図3-3a 子育て世帯の税込収入の推移

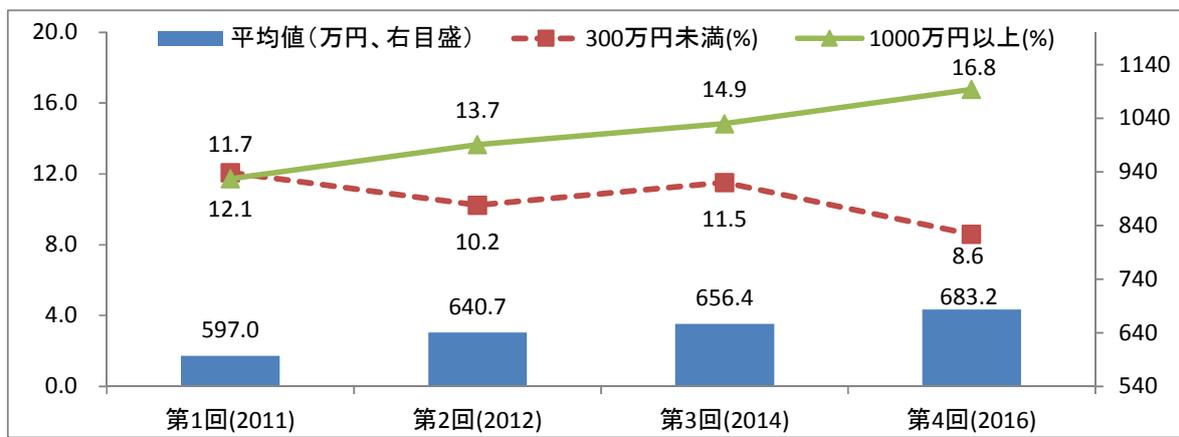


表3-3a 子育て世帯の収入分布(%)

	第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)		第4回(2016)	
	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得
100万円未満	2.1	2.8	0.4	0.5	2.3	2.8	0.9	1.2
200万円未満	3.8	6.5	2.9	5.3	3.7	5.5	2.8	4.3
300万円未満	6.2	13.1	7.0	10.1	5.5	10.4	4.9	10.5
400万円未満	13.2	17.3	13.3	19.4	9.6	19.5	9.9	18.5
500万円未満	14.9	16.7	12.8	19.2	13.1	18.2	13.0	19.2
600万円未満	13.2	11.3	13.8	14.2	13.3	15.8	13.1	14.2
700万円未満	13.1	11.4	12.5	11.6	13.6	10.0	14.0	10.4
800万円未満	9.5	8.8	10.6	7.9	9.4	6.9	10.1	7.7
900万円未満	7.3	4.3	8.2	4.8	9.2	4.4	8.0	6.1
1000万円未満	5.0	3.1	4.9	1.8	5.3	1.8	6.5	2.8
1100万円未満	5.8	1.3	4.6	2.4	5.5	2.5	5.5	2.4
1200万円未満	0.6	1.1	1.9	0.4	1.4	0.2	1.8	0.6
1300万円未満	1.5	0.7	1.8	0.8	2.2	0.4	2.8	1.0
1400万円未満	1.1	1.0	1.5	0.3	1.5	0.5	1.6	0.3
1500万円未満	0.7	0.2	0.6	0.7	0.9	0.2	1.0	0.2
1500万円以上	2.1	0.5	3.4	0.6	3.4	1.0	4.1	0.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲)300万円未満	12.1	22.3	10.2	15.9	11.5	18.6	8.6	16.0
1000万円以上	11.7	4.7	13.7	5.2	14.9	4.8	16.8	5.3
平均値(万円)	597.0	503.3	640.7	502.6	656.4	484.0	683.2	510.6
N	1,728	1,010	1,615	1,121	1,553	1,253	1,559	1,319
(備考)無回答数	493	1,211	579	1,073	640	940	600	840
無回答率(%)	20.6	54.0	23.7	45.3	28.7	42.7	27.8	38.9

注：(1) 表1-1の還元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 可処分所得が負または税込収入の半分未満の場合、欠損値としている。以下同。

### (ふたり親世帯)

ふたり親世帯についてみると、年収 300 万円未満の低収入世帯は、全体の 2.9%を占めており、調査開始以降減少傾向が続いている（表 3-3b）。一方、年収 1,000 万円以上の高収入世帯の割合は、18.6%までに上昇している。妻の就業形態別でみると、「妻が正社員」の世帯の平均収入がもっとも高く（902.8 万円）、「妻が無職」の世帯の平均収入がもっとも低い（657.1 万円）（図 3-3b）。

図 3-3b 妻の就業形態別ふたり親世帯の税込収入(2016 年調査)

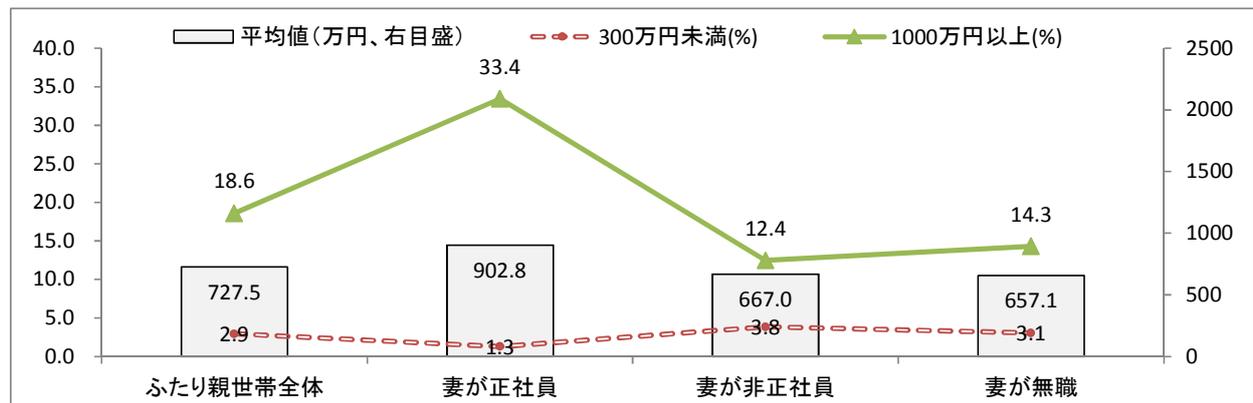


表 3-3b ふたり親世帯の収入分布(%)

#### 【ふたり親世帯全体】

	第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)		第4回(2016)	
	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得
100万円未満	1.2	1.8	0.2	0.2	0.6	0.7	0.2	0.2
200万円未満	1.7	4.1	1.1	2.8	0.9	1.7	0.4	0.9
300万円未満	4.4	11.6	4.7	8.8	3.1	8.9	2.4	8.5
400万円未満	12.7	17.6	12.6	19.5	9.1	20.6	9.0	18.6
500万円未満	15.5	17.7	12.9	20.2	13.8	19.8	13.3	20.5
600万円未満	14.0	12.1	14.8	14.9	14.7	17.4	13.9	15.7
700万円未満	14.1	12.2	13.3	12.3	15.0	11.0	15.3	11.4
800万円未満	10.3	9.7	11.4	8.5	10.3	7.7	11.0	8.5
900万円未満	7.9	4.7	8.8	5.2	10.3	4.9	8.8	6.8
1000万円未満	5.5	3.2	5.3	2.0	6.0	2.1	7.2	3.1
1100万円未満	6.3	1.4	4.9	2.6	6.2	2.8	6.1	2.6
1200万円未満	0.7	1.2	2.1	0.4	1.5	0.3	2.0	0.6
1300万円未満	1.6	0.8	2.0	0.9	2.5	0.4	3.1	1.1
1400万円未満	1.2	1.1	1.7	0.4	1.7	0.5	1.9	0.3
1500万円未満	0.7	0.1	0.6	0.8	0.9	0.3	1.1	0.2
1500万円以上	2.3	0.6	3.7	0.7	3.6	1.1	4.4	1.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲)300万円未満	7.2	17.5	6.0	11.8	4.6	11.2	2.9	9.6
1000万円以上	12.8	5.2	15.0	5.7	16.4	5.3	18.6	5.8
平均値(万円)	628.8	528.0	672.6	523.3	702.3	517.8	727.5	541.9
N	1,164	684	1,187	861	1,016	821	1,029	878

## 【妻が正社員であるふたり親世帯】

	第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)		第4回(2016)	
	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得
100万円未満	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3
200万円未満	0.8	0.3	0.2	1.6	0.0	0.4	0.7	1.3
300万円未満	0.7	2.7	2.8	5.1	1.9	6.7	0.3	2.7
400万円未満	8.8	9.7	7.4	11.3	4.8	14.8	2.8	6.9
500万円未満	8.9	9.0	9.4	15.5	11.0	17.1	6.2	16.0
600万円未満	7.7	10.1	9.9	12.4	8.9	14.7	7.2	17.5
700万円未満	11.3	9.9	8.9	15.3	12.9	12.0	12.3	11.9
800万円未満	11.8	15.6	12.4	14.1	10.6	11.4	14.1	12.5
900万円未満	11.6	19.5	11.4	7.6	13.8	9.7	12.2	10.8
1000万円未満	10.5	6.7	7.5	4.8	7.5	4.2	10.4	7.6
1100万円未満	14.4	6.1	8.8	5.0	8.8	6.0	6.8	6.5
1200万円未満	1.2	3.5	3.0	1.5	3.2	0.7	4.7	1.8
1300万円未満	4.2	1.8	6.2	1.4	4.1	0.6	7.2	0.8
1400万円未満	2.4	1.5	2.9	0.6	4.2	0.7	3.1	1.1
1500万円未満	1.1	3.0	1.9	3.0	3.3	0.0	2.5	0.4
1500万円以上	4.2	0.7	7.4	1.0	5.0	1.1	9.2	1.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲)300万円未満	1.7	3.0	3.0	6.7	1.9	7.1	1.3	4.3
1000万円以上	27.6	16.6	30.1	12.5	28.5	9.0	33.4	12.5
平均値(万円)	777.4	643.5	822.1	636.9	829.8	590.7	902.8	666.3
N	251	173	313	231	235	184	279	241

## 【妻が非正社員であるふたり親世帯】

	第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)		第4回(2016)	
	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得
100万円未満	1.2	1.7	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	0.3
200万円未満	2.2	4.2	1.4	3.1	1.2	1.9	0.5	0.9
300万円未満	4.9	12.4	4.6	8.7	3.3	8.8	3.2	11.0
400万円未満	14.4	23.5	13.7	21.4	10.8	23.1	9.6	21.8
500万円未満	18.4	21.0	13.5	21.9	15.3	19.7	17.6	21.4
600万円未満	16.3	12.2	16.9	17.6	17.0	19.2	15.4	14.9
700万円未満	15.5	12.7	15.0	11.1	14.6	11.5	13.5	12.1
800万円未満	9.2	6.0	11.9	7.4	10.9	7.2	11.5	7.9
900万円未満	7.8	3.1	7.7	4.5	9.3	3.2	8.7	5.3
1000万円未満	4.6	1.5	5.4	1.0	5.3	1.6	7.5	2.0
1100万円未満	3.3	0.5	3.5	1.7	4.5	2.4	4.9	1.1
1200万円未満	0.0	0.3	2.0	0.0	1.5	0.0	1.2	0.3
1300万円未満	0.5	0.0	0.6	0.6	2.5	0.0	1.9	1.0
1400万円未満	0.5	1.0	0.9	0.5	1.2	0.3	1.6	0.0
1500万円未満	0.7	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2
1500万円以上	0.5	0.0	2.2	0.5	2.4	1.2	2.5	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲)300万円未満	8.3	18.3	6.4	11.7	4.7	10.7	3.8	12.1
1000万円以上	5.5	1.8	9.6	3.3	12.1	3.8	12.4	2.6
平均値(万円)	556.4	466.3	625.9	494.7	666.4	500.6	667.0	492.1
N	489	268	509	358	469	373	469	397

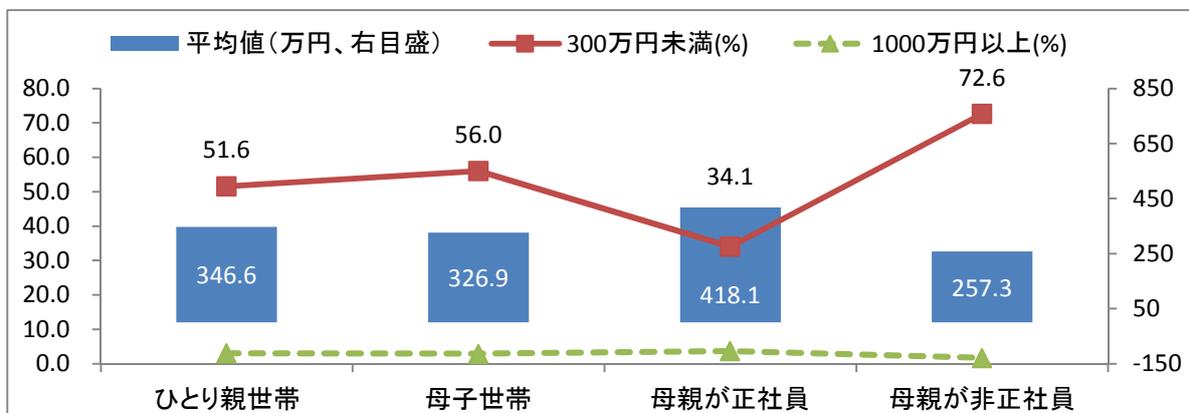
## 【妻が無職であるふたり親世帯】

	第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)		第4回(2016)	
	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得
100万円未満	1.6	2.9	0.3	0.6	1.6	1.9	0.0	0.0
200万円未満	1.6	4.9	1.3	3.4	1.2	2.6	0.0	0.6
300万円未満	5.9	12.0	6.6	12.4	3.9	10.9	3.1	10.3
400万円未満	12.9	17.1	15.6	23.5	9.9	21.5	13.9	24.8
500万円未満	16.0	19.3	14.9	22.0	14.0	20.5	13.0	23.5
600万円未満	14.9	13.3	15.8	13.6	15.0	16.1	17.9	15.1
700万円未満	14.1	9.5	14.5	10.9	15.4	9.1	21.0	9.9
800万円未満	10.7	7.4	9.9	5.3	9.4	6.3	7.4	5.6
900万円未満	5.9	5.2	7.8	4.4	8.7	4.5	5.6	5.3
1000万円未満	3.7	3.1	3.3	0.6	6.1	1.4	3.8	0.5
1100万円未満	5.3	0.9	3.8	1.8	7.2	1.2	7.3	1.3
1200万円未満	1.0	1.7	1.3	0.0	0.3	0.4	0.8	0.0
1300万円未満	1.5	1.2	0.3	0.9	1.3	1.0	1.3	1.5
1400万円未満	1.3	0.0	1.4	0.0	0.8	0.7	1.2	0.0
1500万円未満	0.6	0.4	0.2	0.0	0.6	0.9	0.8	0.0
1500万円以上	3.2	1.1	2.8	0.7	4.7	1.0	3.1	1.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲)300万円未満	9.1	19.9	8.2	16.4	6.7	15.5	3.1	10.8
1000万円以上	12.8	5.3	9.8	3.4	14.8	5.3	14.3	4.5
平均値(万円)	627.6	517.4	611.1	466.3	668.2	496.5	657.1	501.0
N	424	243	358	265	289	243	281	240

## (ひとり親世帯)

ひとり親世帯の51.6%が年収300万円未満の低収入世帯であり、前回調査時より8ポイント減少している。低収入世帯の割合は、母子世帯全体では56.0%に達しているが、「母親が正社員」の場合では34.1%である。平均収入がもっとも高いのは、「母親が正社員」の世帯(418.1万円)である(図3-3c)。

図3-3c 母親の就業形態別ひとり親世帯の税込収入(2016年調査)



注：「母親が無職」のグループは標本サイズが50未満のため、集計結果が省略されている。

表 3-3c ひとり親世帯の収入分布(%)

## 【ひとり親世帯全体】

	第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)		第4回(2016)	
	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得
100万円未満	9.5	10.9	1.6	3.2	13.8	17.4	6.6	8.6
200万円未満	21.6	25.9	19.5	32.3	23.6	32.1	21.2	30.4
300万円未満	21.7	24.8	27.0	23.9	22.4	21.0	23.8	26.1
400万円未満	17.5	15.1	19.8	18.1	13.3	11.8	16.7	17.4
500万円未満	9.2	8.8	12.4	8.6	8.0	6.6	11.2	8.9
600万円未満	6.9	4.6	5.1	7.5	4.1	4.7	7.2	2.8
700万円未満	4.2	4.3	5.3	3.8	4.4	3.1	4.5	2.1
800万円未満	2.7	1.3	3.6	2.5	3.5	1.0	2.7	1.8
900万円未満	2.6	1.2	2.8	0.0	1.8	0.5	2.4	0.5
1000万円未満	1.3	2.1	1.0	0.0	1.0	0.3	0.8	0.3
1100万円未満	1.4	0.5	1.3	0.0	0.9	0.3	1.0	0.3
1200万円未満	0.4	0.2	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3
1300万円未満	0.4	0.0	0.2	0.0	0.3	0.2	0.4	0.2
1400万円未満	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0
1500万円未満	0.3	0.4	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
1500万円以上	0.2	0.0	0.3	0.0	2.3	0.4	1.3	0.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲)300万円未満	52.8	61.7	48.0	59.4	59.9	70.5	51.6	65.1
1000万円以上	2.8	1.1	2.0	0.3	4.0	1.5	3.0	1.2
平均値(万円)	329.0	299.8	353.7	284.6	335.4	246.6	346.6	268.1
N	564	326	428	260	537	432	530	441

## 【母子世帯全体】

	第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)		第4回(2016)	
	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得
100万円未満	10.7	12.4	1.7	3.6	13.9	17.7	7.3	9.5
200万円未満	24.3	29.2	21.5	36.1	24.5	33.5	22.9	32.7
300万円未満	23.2	25.6	28.9	26.5	23.9	21.1	25.9	27.4
400万円未満	16.7	13.6	20.8	15.1	12.8	11.1	16.7	16.7
500万円未満	8.3	8.4	10.7	8.3	7.4	6.5	11.0	6.4
600万円未満	6.6	2.8	5.2	7.0	3.6	4.2	5.5	2.2
700万円未満	3.3	3.8	4.9	0.8	4.4	2.9	2.9	2.0
800万円未満	2.0	1.0	2.6	2.4	2.8	1.1	2.3	1.4
900万円未満	1.7	0.6	1.3	0.0	1.8	0.3	1.9	0.6
1000万円未満	0.7	1.8	0.0	0.0	1.1	0.4	0.9	0.0
1100万円未満	1.1	0.6	1.4	0.0	0.7	0.3	1.1	0.3
1200万円未満	0.4	0.2	0.0	0.4	0.3	0.0	0.1	0.0
1300万円未満	0.4	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.4	0.2
1400万円未満	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0
1500万円未満	0.3	0.3	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
1500万円以上	0.2	0.0	0.3	0.0	2.3	0.5	1.2	0.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲)300万円未満	58.2	67.1	52.1	66.2	62.3	72.3	56.0	69.7
1000万円以上	2.5	1.0	2.2	0.4	3.9	1.4	2.9	1.1
平均値(万円)	302.0	275.9	330.4	264.8	329.0	240.7	326.9	252.8
N	493	281	387	230	500	400	473	394

## 【母親が正社員の母子世帯】

	第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)		第4回(2016)	
	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得
100万円未満	0.7	0.6	0.0	0.6	3.9	3.1	0.3	0.0
200万円未満	9.7	12.8	6.4	22.1	10.3	19.3	7.4	22.6
300万円未満	20.8	32.0	21.1	24.0	22.5	28.8	26.4	33.0
400万円未満	23.4	15.6	24.4	26.4	18.9	16.7	21.7	23.9
500万円未満	13.7	18.5	21.2	13.7	13.4	12.3	18.0	8.7
600万円未満	12.4	4.5	8.7	10.0	6.8	8.4	10.3	3.7
700万円未満	5.6	9.6	9.2	1.1	8.9	5.0	4.1	3.9
800万円未満	4.4	2.7	4.6	2.1	5.7	2.6	5.1	1.6
900万円未満	3.9	0.0	1.6	0.0	2.6	0.6	1.4	0.7
1000万円未満	1.9	2.9	0.0	0.0	2.2	0.4	1.8	0.0
1100万円未満	1.7	0.0	1.3	0.0	1.1	0.8	1.3	0.7
1200万円未満	0.0	0.6	0.0	0.0	0.4	0.0	0.3	0.0
1300万円未満	1.0	0.0	0.7	0.0	0.3	0.0	0.4	0.0
1400万円未満	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0
1500万円未満	0.0	0.4	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0
1500万円以上	0.2	0.0	0.8	0.0	2.4	1.1	1.7	1.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲)300万円未満	31.3	45.5	27.5	46.7	36.7	51.2	34.1	55.6
1000万円以上	3.3	0.9	2.8	0.0	4.8	2.6	3.7	2.0
平均値(万円)	417.0	374.5	414.2	310.6	459.4	345.9	418.1	320.7
N	182	106	154	95	204	165	196	166

## 【母親が非正社員の母子世帯】

	第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)		第4回(2016)	
	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得	税込収入	可処分所得
100万円未満	16.7	20.7	3.3	6.5	13.7	23.8	12.3	16.9
200万円未満	30.0	36.8	32.7	45.7	38.2	49.2	35.6	42.2
300万円未満	27.1	24.4	31.8	27.6	25.9	15.3	24.7	21.1
400万円未満	15.0	12.6	18.9	6.8	8.8	6.3	11.5	11.4
500万円未満	4.0	0.7	3.6	4.8	4.4	1.7	6.5	5.2
600万円未満	2.7	2.1	3.3	4.5	1.0	1.0	2.4	0.6
700万円未満	2.5	0.4	1.8	0.6	1.9	1.7	2.4	0.7
800万円未満	0.3	0.0	1.5	2.9	0.8	0.0	0.3	1.4
900万円未満	0.0	0.0	1.2	0.0	1.1	0.0	2.5	0.6
1000万円未満	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3	0.0
1100万円未満	0.9	1.0	1.7	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
1200万円未満	0.0	0.0	0.0	0.7	0.4	0.0	0.0	0.0
1300万円未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.5	0.0
1400万円未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0
1500万円未満	0.6	0.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1500万円以上	0.1	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	0.6	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲)300万円未満	73.9	81.9	67.7	79.7	77.9	88.2	72.6	80.1
1000万円以上	1.7	1.2	2.1	0.7	4.2	0.7	1.7	0.0
平均値(万円)	230.0	209.5	277.4	233.0	266.0	173.7	257.3	199.1
N	256	147	207	119	234	187	242	200

#### (4) 物質的剥奪を感じている世帯の割合

子育て世帯が物質的剥奪状況にあるかどうかをみるために、「過去の1年間、お金が足りなくて、家族が必要とする食料または衣料を買えないこと」の有無もたずねてみた。ふたり親世帯の6.2%、ひとり親世帯の16.1%は「食料を買えないことが「よくあった」または「時々あった」と回答している。「食料の不足」を実感している世帯の割合は前回調査時よりわずかに減少している（図3-4）。

「食料の不足」を実感している世帯の割合は、子どもが3人以上の多子世帯が10.4%で、子2人の標準世帯が6.8%である。多子・ひとり親世帯に限ってみると、該当割合が25.7%に達している（表3-4）。

図3-4 食料の不足を感じている世帯の割合(%)

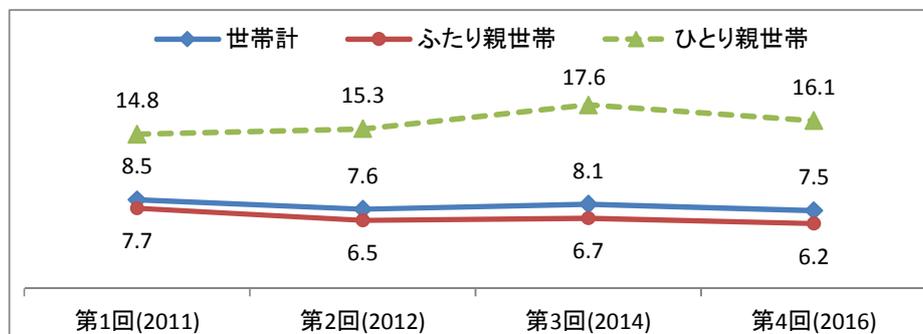


表3-4 世帯類型別・子ども数別衣料／食料の不足を感じている世帯の割合(%)

	世帯計				ふたり親世帯				ひとり親世帯				(再掲) 母子世帯	(再掲) 父子世帯
	子 1人	子 2人	子3人 以上	全体	子 1人	子 2人	子3人 以上	全体	子 1人	子 2人	子3人 以上	全体		
第1回(2011)														
衣料の不足	9.6	10.0	14.8	11.1	8.1	8.9	13.9	10.0	16.4	20.4	23.5	19.4	20.5	9.7
食料の不足	7.5	7.0	12.5	8.5	6.6	6.1	11.8	7.7	11.7	15.4	19.4	14.8	15.3	9.6
N	619	1,044	542	2,210	319	725	385	1,431	300	319	157	779	695	84
第2回(2012)														
衣料の不足	8.1	8.2	12.9	9.5	6.6	7.0	11.8	8.3	14.4	19.2	24.8	18.0	19.0	9.1
食料の不足	5.9	7.1	10.1	7.6	4.6	6.0	8.8	6.5	11.2	16.3	23.7	15.3	15.8	10.8
N	655	995	499	2,156	370	728	387	1,488	285	267	112	668	606	62
第3回(2014)														
衣料の不足	8.0	6.8	15.5	9.2	6.4	5.1	13.9	7.6	14.7	20.7	30.1	20.2	21.3	6.7
食料の不足	7.6	6.1	12.8	8.1	6.1	4.9	11.3	6.7	14.0	16.3	27.4	17.6	18.2	9.2
N	593	1,019	491	2,111	314	697	356	1,372	279	322	135	739	687	52
第4回(2016)														
衣料の不足	7.6	8.2	11.1	8.8	6.8	7.1	9.3	7.6	11.1	17.7	26.8	17.2	17.8	12.0
食料の不足	6.0	6.8	10.4	7.5	4.7	5.7	8.6	6.2	11.3	15.7	25.7	16.1	16.6	11.3
N	610	993	513	2,124	318	686	354	1,362	292	307	159	762	677	85

注：(1) 表1-1の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 「全体」に子ども数不明の標本が含まれている。

(3) 「過去の1年間、お金が足りなくて、家族が必要とする食料／衣料を買えないこと」の有無について、「よくあった」または「時々あった」と回答した世帯の割合である。

### (5) 相対的貧困率

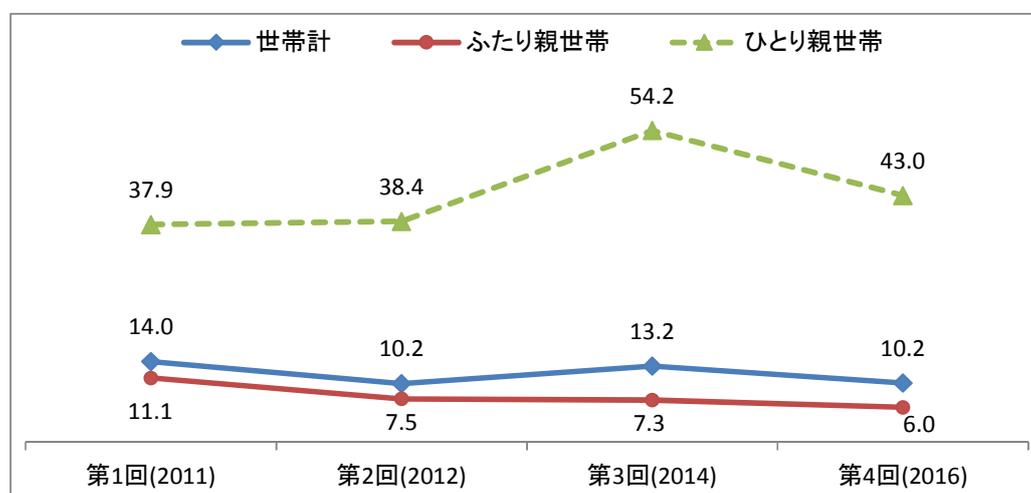
子どものいる世帯を所得の高い順に並べ、全体の真ん中にくる世帯の所得、いわゆる「中位所得」の半分を貧困線として、それ未満の所得で暮らす貧困世帯の割合を算出した。世帯規模が大きくなるにつれて、1人当たりの生活コストが低下傾向にあるため、世帯規模で調整された等価ベースの貧困線が用いられている。具体的には、中位所得の半分の世帯人員数の平方根で割った数値が貧困線となる。

厚生労働省が公表している2012年と2015年の貧困線（可処分所得の名目値）は、単身世帯では122万円、2人世帯では173万円、3人世帯では211万円、4人世帯では約244万円となっている。

可処分所得が貧困線未満の世帯の割合は、子育て世帯全体では10.2%、ふたり親世帯では6.0%、ひとり親世帯では43.0%となっている。子育て世帯全体の貧困率は、前回調査より3ポイント低下している。ひとり親世帯の貧困率が11ポイント改善されている（図3-5）。

厚生労働省が「国民生活基礎調査2016」に基づいて行った貧困率の推計値と比較すると、本調査の貧困率がやや低くなっているが、前回調査時に比べて貧困率の改善された点は同じである。

図3-5 可処分所得が貧困線未満の世帯の割合(%)



(参考:厚労省調査)

	世帯計	ふたり親世帯	ひとり親世帯
2013年調査	15.1	12.4	54.6
2016年調査	12.9	10.7	50.8

注：ここでの厚労省調査とは、「国民生活基礎調査2016」である。

表 3-5 世帯類型別・母親の就業形態別相対的貧困率(%)

(貧困率Ⅰ：可処分所得ベース；貧困率Ⅱ：税込収入ベース)

	世帯計	ふたり親世帯				全体	ひとり親世帯			
		全体	妻が 正社員	妻が 非正社員	妻が 無職		母親が 正社員	母親が 非正社員	母親が 無職	母子世帯 全体
第1回(2011)										
貧困率Ⅰ	14.0	11.1	7.6	11.9	12.7	37.9	15.5	59.5	52.4	42.5
貧困率Ⅱ	14.2	10.2	4.1	10.9	12.9	47.5	24.7	66.9	72.2	52.5
第2回(2012)										
貧困率Ⅰ	10.2	7.5	3.9	7.9	10.1	38.4	24.8	58.6	40.0	42.9
貧困率Ⅱ	12.7	9.3	4.3	10.8	11.5	43.2	24.1	61.6	67.8	46.7
第3回(2014)										
貧困率Ⅰ	13.2	7.3	3.7	6.1	11.8	54.2	31.0	74.8	67.4	55.8
貧困率Ⅱ	13.3	7.3	2.2	7.2	11.6	54.7	31.0	72.4	76.0	56.5
第4回(2016)										
貧困率Ⅰ	10.2	6.0	2.4	8.5	5.6	43.0	29.2	61.1	47.6	46.7
貧困率Ⅱ	12.0	7.2	2.4	8.5	9.6	48.1	30.7	67.0	64.0	51.8

注：(1) 表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ふたり親世帯（全体）には、夫婦ともに無業の世帯が含まれている。

(3) 可処分所得ベースの貧困線は厚生労働省の公表値（2012 と 2015 年名目値）通り、単身者世帯では 122 万円、2 人世帯では 173 万円、3 人世帯では 211 万円、4 人世帯では 244 万円となっている。税込収入ベースの貧困線が、厚生労働省「国民生活基礎調査（各年）」の児童のいる世帯の中位税込収入 Y と平均世帯人員数 N を用いて、貧困線の定義  $(Y/(2 \times \sqrt{N}))$  に従い、筆者が算出したものである。税込収入ベースの貧困線は、単身者世帯では 147.3 万円（2011 年）、153.2 万円（2012 年）、156.2 万円（2014 年）と 159.9 万円（2016 年）であり、4 人世帯では 294.6 万円（2011 年）、306.4 万円（2012 年）、312.4 万円（2014 年）と 319.8 万円（2016 年）である。

## (6) 消費支出

食費、光熱費、住居費、被服費、耐久消費財購入費、交通・通信費、教養娯楽・交際費ならびに医療費に支出する家計費の月額平均は、子育て世帯全体 26.5 万円、ふたり親世帯 27.5 万円、ひとり親世帯 18.0 万円となっており、いずれも前回調査時より減少している(図 3-6)。

成人 1 人当たりの消費支出額でみると、子育て世帯全体 8.1 万円、ふたり親世帯 8.2 万円、ひとり親世帯 7.5 万円となっている。また、子 3 人以上のひとり世帯における成人 1 人当たり消費支出額は 5.8 万円である(表 3-6)。

図 3-6 調査前月(10月)の消費支出(単位:万円)

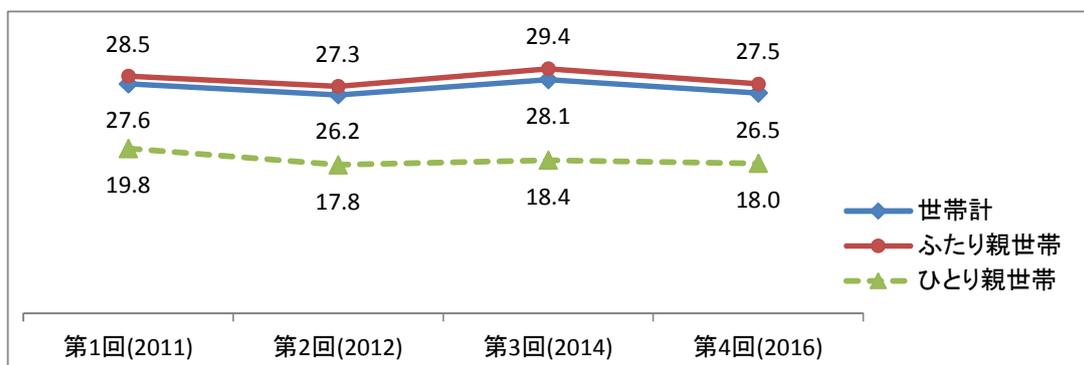


表 3-6 世帯類型別・子ども数別調査前月(10月)の消費支出(単位:万円)

	世帯計				ふたり親世帯				ひとり親世帯				(再掲) 母子世帯	(再掲) 父子世帯*
	子 1人	子 2人	子3人 以上	全体	子 1人	子 2人	子3人 以上	全体	子 1人	子 2人	子3人 以上	全体		
第1回(2011)														
総額	25.2	27.8	29.4	27.6	26.6	28.5	30.1	28.5	18.5	20.7	20.8	19.8	19.5	22.6
成人1人当たり	9.4	8.1	6.5	8.0	9.7	8.1	6.6	8.1	8.1	7.2	5.7	7.3	7.3	7.3
N	459	793	382	1,634	246	560	285	1,091	213	233	97	543	482	61
第2回(2012)														
総額	22.5	27.4	28.4	26.2	23.5	28.4	28.9	27.3	17.6	17.9	21.1	18.3	17.8	22.3
成人1人当たり	8.7	8.3	6.7	8.0	8.9	8.5	6.8	8.2	8.0	6.6	5.7	7.1	7.1	7.0
N	516	780	371	1,667	305	581	297	1,183	211	199	74	484	438	46
第3回(2014)														
総額	25.4	28.4	30.5	28.1	27.3	29.5	31.4	29.4	16.8	19.5	20.1	18.5	18.4	19.8
成人1人当たり	10.0	8.5	7.3	8.6	10.4	8.6	7.4	8.8	8.3	7.3	5.8	7.4	7.4	7.8
N	454	766	328	1,548	247	529	249	1,025	207	237	79	523	486	37
第4回(2016)														
総額	23.5	26.8	29.0	26.5	24.8	27.8	30.0	27.5	17.4	18.7	19.7	18.4	18.0	22.1
成人1人当たり	9.1	8.1	7.0	8.1	9.2	8.2	7.1	8.2	8.7	7.1	5.8	7.5	7.3	8.8
N	479	782	366	1,627	263	546	259	1,068	216	236	107	559	506	53

注：(1) 表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした平均値である。

(2) 消費支出には、食費、光熱費、住居費(住宅購入費や住宅改修費を除く)、被服費、耐久消費財購入費、交通・通信費、教養娯楽・交際費、医療費が含まれている。

(3) 成人 1 人当たり消費支出を算出する際には、大人と 20 歳以上の子どもが 1 人、0-14 歳の子どもが 0.55 人、15-19 歳の子ども 0.9 人としている。

### (7) 家計の収支バランス

子育て世帯の65.1%は、収支バランスが「黒字」（「ほぼ毎月貯蓄している」または「ときどき貯蓄している」）であると回答している。収支バランスが「黒字」である世帯の割合は、前回調査時より3ポイント増えている。世帯類型別で見ると、ふたり親世帯の68.2%とひとり親世帯の43.6%は、収支バランスが黒字状態である（図3-7a）。

子育て世帯の平均貯蓄率は28.3%であり、前回調査時より4ポイント上昇している。世帯類型別で見ると、ひとり親世帯の平均貯蓄率は5.7%となっており、ふたり親世帯の貯蓄率（31.0%）を大きく下回っている（図3-7b）。

図3-7a 家計収支が「黒字」である世帯の割合(%)

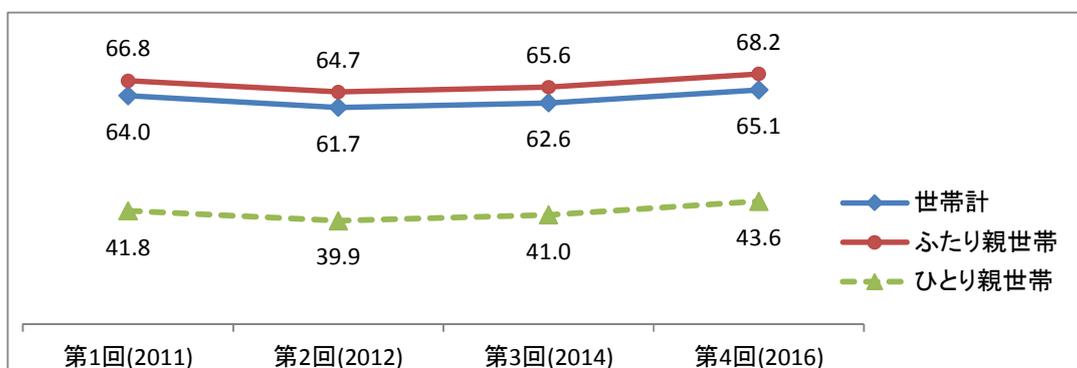
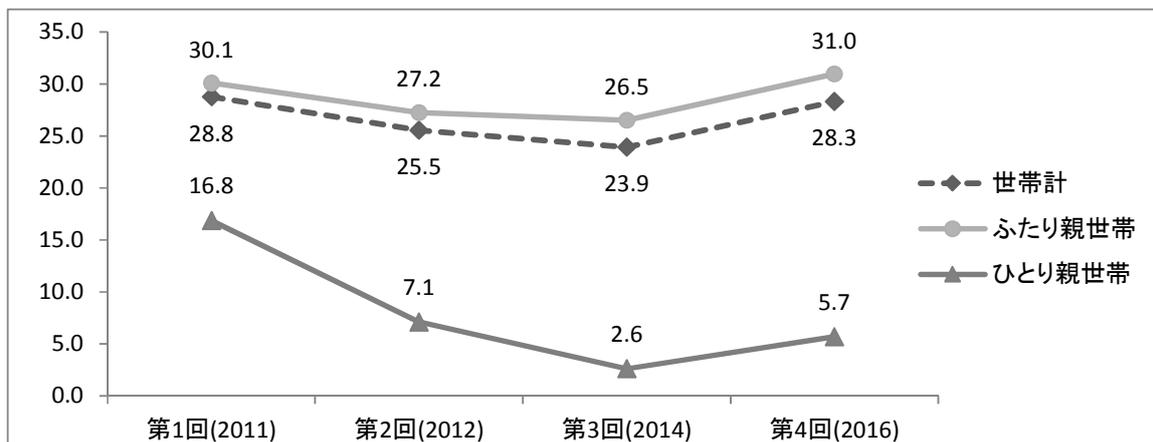


図3-7b 子育て世帯の平均貯蓄率(%)



注：(1) 貯蓄率=(年間可処分所得-家計費月額×12ヵ月) / 年間可処分所得  
 (2) 貯蓄率が±100%内に収まる世帯に関する集計値である。

表 3-7 家計の収支バランスの状況(%)

	N	ほぼ毎月貯蓄	時々貯蓄	ほとんど貯蓄していない	全く貯蓄していない	貯蓄を生活費に回している	合計	(再掲)黒字
第1回(2011)								
世帯計	2,131	41.5	22.4	17.0	13.0	6.0	100.0	64.0
ふたり親世帯	1,385	44.2	22.6	16.4	11.2	5.6	100.0	66.8
ひとり親世帯	746	20.9	20.9	22.2	26.9	9.2	100.0	41.8
(再掲)母子世帯	666	20.1	21.1	21.8	27.5	9.4	100.0	41.3
(再掲)父子世帯*	80	28.2	18.4	25.3	21.0	7.1	100.0	46.6
第2回(2012)								
世帯計	2,088	42.5	19.2	15.9	14.9	7.5	100.0	61.7
ふたり親世帯	1,452	45.5	19.2	15.4	12.8	7.1	100.0	64.7
ひとり親世帯	636	20.5	19.3	19.6	30.3	10.2	100.0	39.9
(再掲)母子世帯	576	19.7	19.3	19.1	31.3	10.6	100.0	39.0
(再掲)父子世帯*	60	28.2	19.3	24.8	21.4	6.2	100.0	47.6
第3回(2014)								
世帯計	2,029	42.3	20.3	18.6	14.5	4.4	100.0	62.6
ふたり親世帯	1,326	44.9	20.7	18.6	12.0	3.7	100.0	65.6
ひとり親世帯	703	23.4	17.6	18.2	31.7	9.1	100.0	41.0
(再掲)母子世帯	657	22.9	17.9	18.6	31.7	8.9	100.0	40.8
(再掲)父子世帯*	46	30.6	13.4	12.6	32.3	11.1	100.0	43.8
第4回(2016)								
世帯計	2,070	42.2	22.9	17.1	12.8	5.0	100.0	65.1
ふたり親世帯	1,330	44.9	23.2	16.8	10.7	4.4	100.0	68.2
ひとり親世帯	740	23.3	20.3	19.2	28.0	9.3	100.0	43.6
(再掲)母子世帯	662	22.8	20.3	19.0	28.5	9.4	100.0	43.1
(再掲)父子世帯*	78	28.1	19.8	20.8	23.7	7.6	100.0	47.9

注：(1) 表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である

(2) 黒字：「ほぼ毎月貯蓄している」または「ときどき貯蓄している」

※住宅ローンの繰上げ返済も貯蓄とみなす。

## (8) 家計の管理方法

日々の家計の管理方法について、「妻が管理」と回答した世帯は、全体の61.2%でもっとも多いが、前回調査時より4ポイント低下している。専業主婦世帯（「妻が無職」）においては、「妻が管理」の割合は低下傾向が鮮明で、57.3%となっている（図3-8）。

一方、「夫が管理」と回答した世帯は12.9%となっており、割合が引き続き上昇している（表3-8）。

図3-8 妻が家計管理を行う世帯の割合(%)

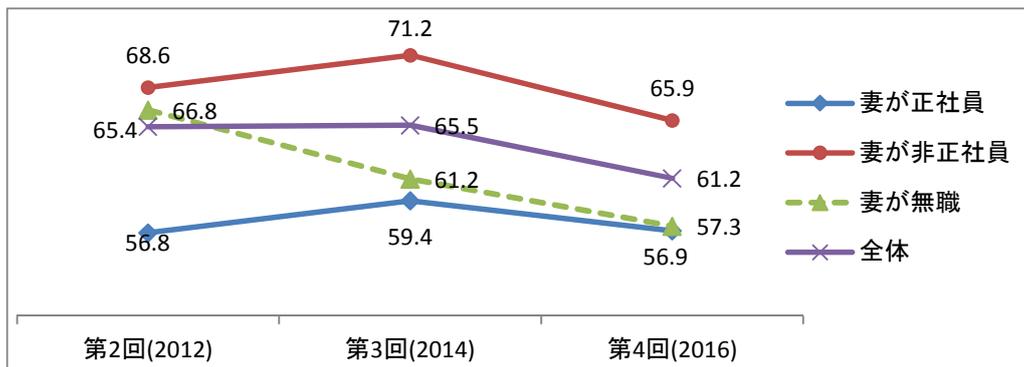


表3-8 ふたり親世帯における家計の管理方法(%)

	N	妻が管理	夫が管理	夫婦ふたりで管理	予算を決めず、夫婦どちらも管理しない	その他	合計
第2回(2012)							
全体	1,459	65.4	9.9	17.0	6.2	1.6	100.0
妻が正社員	345	56.8	5.6	24.5	11.6	1.5	100.0
妻が非正社員	641	68.6	9.1	15.2	5.2	1.9	100.0
妻が無職	459	66.8	14.2	14.3	3.6	1.2	100.0
第3回(2014)							
全体	1,337	65.5	11.3	17.2	4.4	1.6	100.0
妻が正社員	288	59.4	6.8	21.0	9.1	3.6	100.0
妻が非正社員	618	71.2	8.9	15.2	3.0	1.6	100.0
妻が無職	380	61.2	17.2	18.3	3.1	0.2	100.0
第4回(2016)							
全体	1,348	61.2	12.9	20.4	5.3	0.2	100.0
妻が正社員	330	56.9	7.4	24.7	10.8	0.3	100.0
妻が非正社員	623	65.9	12.5	17.8	3.7	0.1	100.0
妻が無職	394	57.3	18.0	21.0	3.4	0.2	100.0

注：表1-1の還元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

## 4 婚姻と男女役割分業意識

### (1) 学歴面の同類婚

高学歴同士の結婚ならびに低学歴同士の結婚、いわゆる「同類婚 (Assortative mating)」は欧米諸国で増えている (Raymo and Iwasawa 2005<sup>4</sup>)。日本でも、夫婦間の学歴に高い類似性がみられる。夫婦の最終学歴を4分類(「中学校」、「高校」、「短大・高専他」、「大学・大学院」)して比較すると、夫婦の学歴が同じである「同類婚」は、カップルの44.7%を占めており、割合としてはもっとも高い(図4-1)。

高等教育の普及により、夫婦ともに「大学・大学院」を卒業している高学歴カップルは、全体の17.9%を占めており、第1回(2011)調査時の12.9%より5ポイント上昇している。一方、低学歴同士のカップルが減少している(表4-1)。

図4-1 夫婦間の学歴マッチング(%)

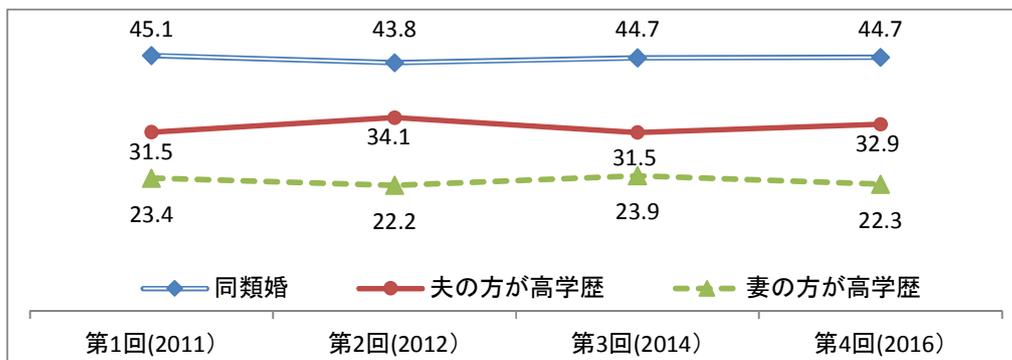


表4-1 ふたり親世帯の夫婦間の学歴マッチング

妻の学歴	夫の学歴					夫の学歴				
	中学校	高校	短大・高専他	大学・大学院	合計	中学校	高校	短大・高専他	大学・大学院	合計
	第1回(2011) N=1,750					第2回(2012) N=1,701				
中学校	1.8	2.1	0.6	0.3	4.7	1.2	1.8	0.5	0.3	3.7
高校	3.0	22.6	5.5	7.2	38.3	4.6	19.9	5.2	7.7	37.4
短大・高専他	1.2	15.1	7.8	16.0	40.0	1.4	12.2	9.9	18.7	42.2
大学・大学院	0.3	2.1	1.7	12.9	17.1	0.1	1.9	1.9	12.8	16.8
合計	6.3	41.8	15.6	36.3	100.0	7.3	35.8	17.5	39.4	100.0
	第3回(2014) N=1,617					第4回(2016) N=1,702				
中学校	1.2	1.9	0.2	0.1	3.3	0.7	1.5	0.3	0.5	2.9
高校	2.7	17.9	6.4	6.2	33.1	2.7	15.6	6.8	7.5	32.6
短大・高専他	1.4	14.3	9.3	16.8	41.8	1.6	12.6	10.5	16.5	41.1
大学・大学院	0.4	2.6	2.5	16.3	21.9	0.4	3.2	1.8	17.9	23.4
合計	5.7	36.7	18.4	39.3	100.0	5.4	32.9	19.4	42.3	100.0

注：(1) 表1-1の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) 父子世帯、ふたり親世帯の父親回答票、学歴不詳票をを除外した集計結果である。

<sup>4</sup> Raymo, J. and M. Iwasawa.(2005) "Marriage Market Mismatches in Japan: An Alternative View of the Relationship between Women's Education and Marriage." American Sociological Review 70:801-822

## (2) 婚前妊娠（「できちゃった婚」）

2005年の『国民生活白書』によると、初婚から第1子が生まれるまでの期間が通常の妊娠期間よりも短く（結婚前に妊娠している）、いわゆる「できちゃった婚」で生まれた第1子の割合は1980年以降の20年間でほぼ倍増し、2000年には26.3%に達している。

本調査によれば、子育て女性の20.4%は「できちゃった婚」を経験している。「できちゃった婚」を学歴別でみると、中学校卒52.5%、高校卒25.6%、短大・高専他卒17.1%、大学・大学院卒13.8%となっており、学歴の低い女性ほど経験率が高い（図4-2）。

婚前出産（未婚の母）についても、学歴の低い女性ほど経験率は高い傾向が見られる。とくに中学校卒女性の婚前出産率（13.6%）は、他の学歴層に比べて高くなっている（表4-2）。

図4-2 子育て女性の「できちゃった婚」割合(%)

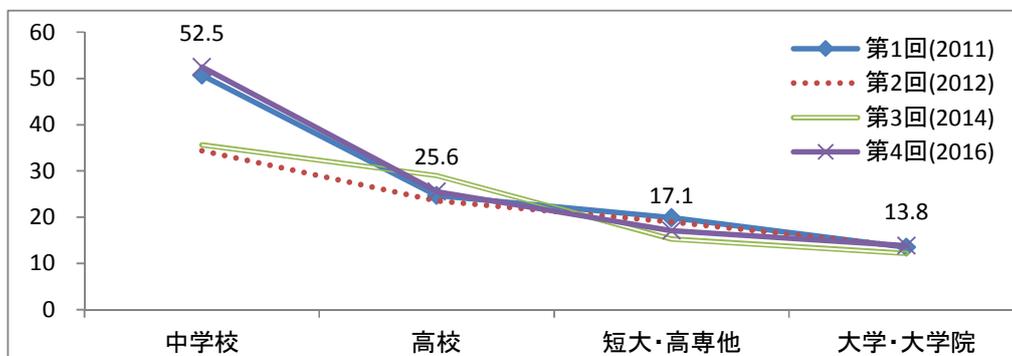


表4-2 学歴別子育て女性の「未婚の母」と「できちゃった婚」割合(%)

	第1回(2011)					第2回(2012)				
	中学校*	高校	短大・高専他	大学・大学院	合計	中学校*	高校	短大・高専他	大学・大学院	合計
未婚の母	11.2	2.8	3.2	1.8	3.1	6.7	5.4	2.9	3.5	4.1
できちゃった婚	50.7	24.7	19.9	13.5	22.2	34.3	23.6	18.9	13.7	20.5
N	79	667	621	252	1,653	87	666	683	265	1,711
	第3回(2014)					第4回(2016)				
未婚の母	8.1	3.1	3.6	1.6	3.2	13.6	3.8	2.3	1.8	3.1
できちゃった婚	35.6	29.0	15.3	12.2	19.8	52.5	25.6	17.1	13.8	20.4
N	82	607	685	299	1,689	82	601	642	332	1,665

注：(1) 表1-1の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ここでの「未婚の母」とは、初婚日の前に第1子が生まれた場合を指している。一方、「できちゃった婚」は、初婚の年月から0~7ヵ月以内に第1子が生まれた場合を指している。早産の可能性もあるが、ここでは区別しない。

(3) ひとり親世帯とふたり親世帯の父親回答票を除いた集計値である。「学歴計」には、妻学歴不詳の標本が含まれている。

### (3) 婚姻の安定性

結婚経験のある子育て女性の15.5%は、初婚の相手と離婚している（表4-3）。初婚の破綻率は、妻の学歴との間に負の相関関係が見られる。大学・大学院卒女性の初婚破綻率は8.1%でもっとも低く、中学校卒女性の初婚破綻率は42.9%でもっとも高い（図4-3）。

初婚破綻までの平均経過月数も、中学校卒層は65ヶ月であり、他の学歴層より短くなっている（表4-3）。

図4-3 初婚の破綻率(%)

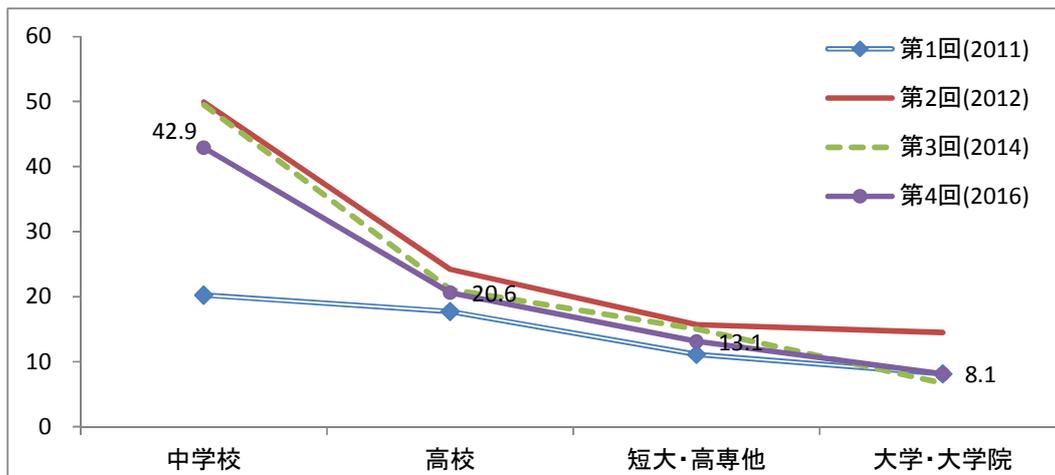


表4-3 初婚の継続状況

	中学校*	高校	短大・高専他	大学・大学院	合計	中学校*	高校	短大・高専他	大学・大学院	合計
	第1回(2011)					第2回(2012)				
初婚からの経過月数	142	176	165	139	163	172	178	163	154	168
初婚継続率(%)	79.7	82.3	88.9	91.8	86.2	50.1	75.8	84.3	85.5	79.9
初婚破綻率(%)	20.3	17.7	11.1	8.2	13.8	49.9	24.2	15.7	14.5	20.1
(再掲)破綻までの平均月数	57	96	94	92	93	57	81	94	83	83
(再掲)3年以内に破綻(%)	53.6	23.8	21.3	35.4	25.8	42.3	27.8	28.2	26.9	29.7
N	76	666	624	248	1,644	90	677	701	262	1,741
	第3回(2014)					第4回(2016)				
初婚からの経過月数	168	178	166	146	166	144	183	168	144	166
初婚継続率(%)	50.5	78.9	85.0	93.3	83.5	57.1	79.4	86.9	91.9	84.5
初婚破綻率(%)	49.5	21.1	15.0	6.7	16.5	42.9	20.6	13.1	8.1	15.5
(再掲)破綻までの平均月数	68	89	95	98	89	65	96	102	99	95
(再掲)3年以内に破綻(%)	29.8	31.9	22.1	26.6	27.5	33.9	26.3	19.0	17.6	23.4
N	82	612	692	310	1,712	84	618	663	337	1,711

注：(1) 表1-1の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 初婚時期不明の回答票や、父子世帯とふたり親世帯の父親回答票を除いた集計値である。「学歴計」には、妻学歴不詳の標本が含まれている。

#### (4) ひとり親が結婚しない理由

ひとり親の9割弱（母子世帯 89.9%、父子世帯 91.7%）は、「結婚（再婚を含む）の予定はない」と回答している。「結婚の予定がない」ひとり親の割合に変化の傾向が見られない<sup>5</sup>（図4-4）。

「結婚の予定がない最大の理由」（単一回答）をたずねると、「子どものことを考えて」を理由として挙げるひとり親がもっとも多い（母子世帯 36.1%、父子世帯 37.4%）。その次に多く挙げられる理由は、「良い相手がいない」（母子世帯 32.4%、父子世帯 28.5%）である（表4-4）。

「経済力がない」を結婚の予定がない理由とするひとり親は、割合としてそれほど多くなかった（母子世帯 0.7%、父子世帯 9.8%）。

図 4-4 「結婚の予定がない」ひとり親の割合(%)

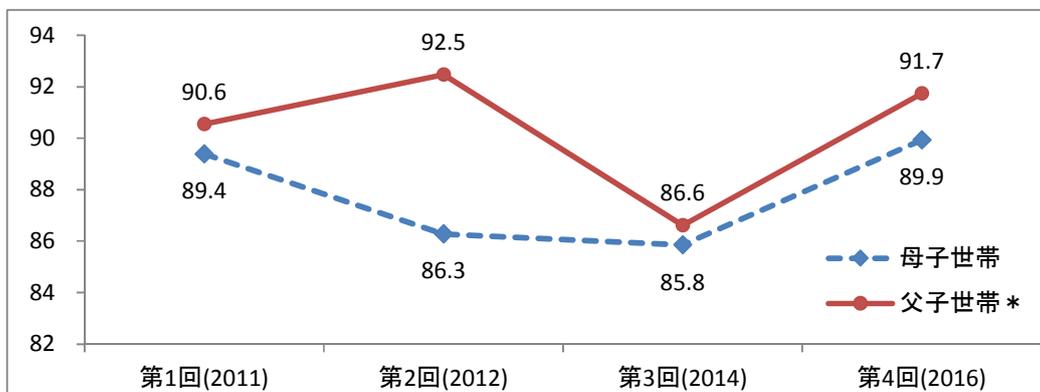


表 4-4 ひとり親における今後の結婚の予定(%)

	第2回(2012)				第3回(2014)				第4回(2016)			
	全体	母子世帯 末子6歳 未満*	末子6 歳以上	父子世 帯*	全体	母子世帯 末子6歳 未満*	末子6 歳以上	父子世 帯*	全体	母子世帯 末子6歳 未満*	末子6 歳以上	父子世 帯*
今後の結婚予定												
結婚予定の相手がいる	3.8	7.7	3.0	0.8	4.7	8.6	3.8	3.8	5.4	3.6	6.2	4.8
結婚しない予定のパートナーがいる	7.5	5.7	7.9	3.2	7.5	8.2	8.0	4.5	3.5	6.5	3.0	3.4
結婚の予定はない	86.3	86.6	86.2	92.5	85.8	80.4	86.2	86.6	89.9	87.1	89.8	91.7
その他	2.4	0.0	2.8	3.5	2.0	2.8	2.0	5.1	1.2	2.8	1.0	0.0
N	584	99	445	59	622	94	471	43	581	99	448	70
理由(SA)												
良い相手がいない	32.5	39.6	30.2	26.5	29.4	33.2	29.9	33.7	32.4	31.6	32.5	28.5
仕事が忙しい	4.5	6.3	4.3	13.3	3.8	6.5	3.4	3.0	2.3	5.2	1.6	5.4
経済力がない	1.5	0.0	2.0	12.3	2.1	2.3	2.1	8.6	0.7	1.0	0.7	9.8
子どものことを考えて	37.4	41.5	36.5	33.7	36.1	36.3	35.0	49.8	36.1	36.7	36.5	37.4
結婚したくない	18.2	9.2	20.9	7.5	22.8	16.7	23.6	2.7	25.0	20.3	25.6	12.9
その他	5.9	3.5	6.1	6.7	5.9	5.2	5.9	2.2	3.6	5.2	3.1	6.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	496	85	379	52	519	74	396	36	514	84	401	64

注：(1) 表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 第1回(2011)調査の理由に関する設問は、他の調査年とやや異なるため、結果省略。

<sup>5</sup> 「末子6歳未満」と「末子6歳以上」の母子世帯グループの母親の平均年齢は、それぞれ33.8歳と42.2歳となっている（第4回(2016)調査）。

### (5) 役割分業意識

「①母親の就業は、未就学の子どもの良くない影響を与える」という考えに「賛成」または「まあ賛成」の意見を持つ母親（世帯計）は、36.7%となっており、前回調査時より低下している。賛成意見を持つ者の割合は、父親が 58.4%となっており、母親を大きく上回っている（図 4-5）。

「②夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という男女役割分業の考えに「賛成」または「まあ賛成」の意見を持つ母親は、全体の 27.5%を占めており、前回調査時より下がっている。一方、男女役割分業の考えに「賛成」する父親の割合は、43.7%であり、前回調査時より 4ポイント上昇している。ふたり親世帯（vs.ひとり親世帯）、貧困層（vs.中高収入層）および無業（vs.有業）母親の方は、①、②の意見に対して、賛成する者の割合が比較的高い（表 4-5）。

図 4-5 「①母親の就業は、未就学の子どもの良くない影響を与える」  
に賛成する母親の割合(%)

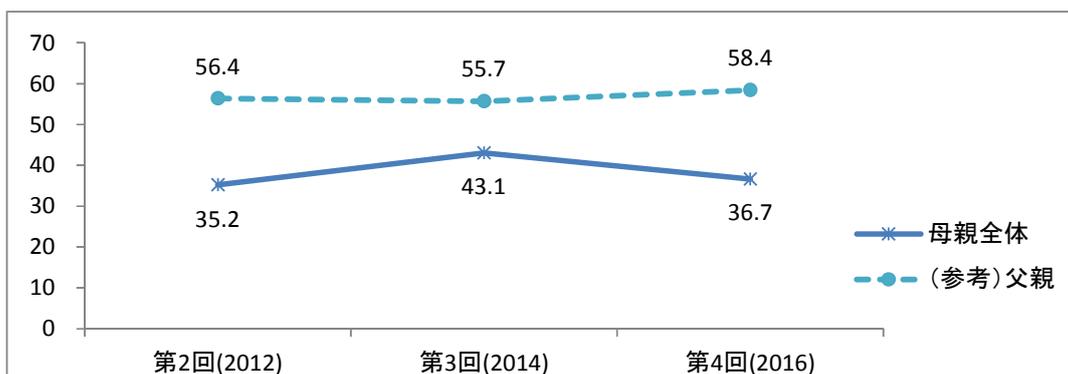


表 4-5 女性就業に関する①～③の意見に賛成する母親の割合(%)

	世帯類型別			世帯の収入階級別			就業有無別		(参考) 父親*		
	世帯計	ふたり親	ひとり親	貧困層	中低収入層	中高収入層以上	無業	有業	世帯計	ふたり親	ひとり親
第2回(2012)											
①母親の就業は、未就学の子どもに良くない影響を与える	35.2	35.6	32.4	34.5	36.2	32.5	48.0	29.5	56.4	55.3	59.2
②夫は外で働き、妻は家庭を守るべき	26.4	26.2	28.7	36.6	33.7	20.0	38.5	20.8	35.1	31.3	45.4
③女性は出産後も仕事を続けるべき	60.8	60.6	62.7	60.9	56.5	63.8	47.5	66.5	52.4	56.9	39.7
第3回(2014)											
①母親の就業は、未就学の子どもに良くない影響を与える	43.1	43.8	37.7	40.4	42.6	42.1	54.3	38.3	55.7	58.4	44.1
②夫は外で働き、妻は家庭を守るべき	32.1	32.8	27.0	36.4	29.8	31.3	45.6	26.3	40.0	39.4	42.6
③女性は出産後も仕事を続けるべき	62.3	62.0	65.2	59.8	57.8	63.7	48.3	68.2	58.9	60.3	52.8
第4回(2016)											
①母親の就業は、未就学の子どもに良くない影響を与える	36.7	37.0	33.9	43.1	38.6	35.5	45.7	33.1	58.4	56.2	62.5
②夫は外で働き、妻は家庭を守るべき	27.5	28.0	23.7	28.1	28.2	26.8	43.0	21.5	43.7	39.4	51.2
③女性は出産後も仕事を続けるべき	61.5	61.0	65.3	66.9	58.6	64.1	49.4	66.3	48.5	44.2	56.2

注：(1) 表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 父親の集計値は、ふたり親世帯（父親回答）と父子世帯に関する数値である。

(3) ここでの収入は、調査前年の税込収入を世帯人数の平方根で割った等価収入（E）のことである。

「貧困層」：E が貧困線（中位値の 50%相当）未満、

「中低収入層」：E が貧困線以上中位値（貧困線の 200%相当）未満、

「中高収入層以上」：E が中位値（貧困線の 200%相当）以上

「国民生活基礎調査」より算出されている税込収入ベースの貧困線は、単身者世帯では 147.3 万円（2011 年）、153.2 万円（2012 年）、156.2 万円（2014 年）と 159.9 万円（2016 年）であり、4 人世帯では 294.6 万円（2011 年）、306.4 万円（2012 年）、312.4 万円（2014 年）と 319.8 万円（2016 年）である。

### (6) 夫の所得階級と妻の就業状態

高収入男性の妻ほど無業率が高いという経験則は、ダグラス・有沢法則として知られている。複数の統計によれば、少なくともバブル経済が崩壊する1990年代前半までは、ダグラス・有沢法則は明確に成り立っていた。しかし、1990年代後半以降、高収入男性と高収入女性の同類婚が増えたことで、ダグラス・有沢法則は、日本では明確には成り立たなくなったとの見方が近年増えている。

本調査では、妻の無業率は、夫の所得が第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲと第Ⅳ四分位層においては、それぞれ24.6%、24.2%、35.7%と31.1%となっている。上位25%収入層（第Ⅳ四分位層）夫を持つ女性の無業率は、前回調査時より8ポイント下がり、調査開始以降はじめて順位が1位ではなくなった。ダグラス・有沢法則を明確に確認できる第1回(2011)調査時と比較して、本調査では当該法則が弱くなっていることが分かる（図4-6）。

就業状態が「正社員」である者の割合は、上位25%収入層夫を持つ女性24.8%、前回調査時より9ポイント上がっており、他の女性グループに比べてその上昇幅は大きい（表4-6）。

図4-6 夫の税込収入四分位層別妻の無業率(%)

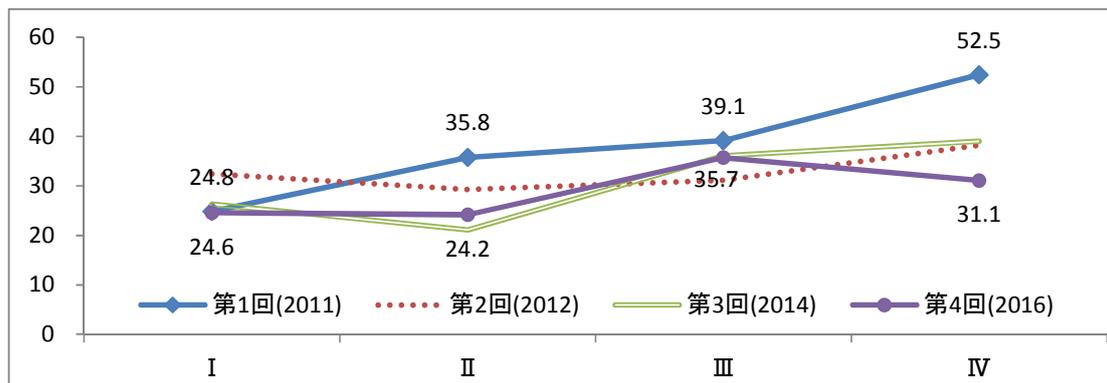


表4-6 夫の税込収入四分位層別妻の就業状態(%)

	I	II	III	IV	所得計	I	II	III	IV	所得計
	第1回(2011)					第2回(2012)				
無業	24.8	35.8	39.1	52.5	38.2	32.4	29.3	31.1	38.2	32.8
正社員	23.6	22.1	17.1	11.3	18.5	22.3	26.5	24.2	20.0	23.2
パート・アルバイト	33.2	33.3	30.6	26.0	30.8	30.9	29.5	35.5	29.2	31.4
契約・派遣社員等	18.4	8.9	13.2	10.2	12.6	14.4	14.8	9.2	12.5	12.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	254	265	257	263	1,039	264	254	292	270	1,080
	第3回(2014)					第4回(2016)				
無業	26.3	21.1	36.1	39.0	31.0	24.6	24.2	35.7	31.1	29.4
正社員	23.1	24.0	20.0	15.7	20.5	23.4	28.3	23.3	24.8	24.9
パート・アルバイト	32.1	39.7	30.9	32.7	33.8	33.8	37.5	33.1	30.0	33.5
契約・派遣社員等	18.4	15.2	13.1	12.6	14.7	18.2	10.1	7.9	14.2	12.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	243	236	245	263	987	240	250	304	264	1,058

注：(1) 表1-1の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ふたり親世帯の母親による回答結果である。

## (7) 夫婦関係

有配偶女性（妻）の69.6%は、夫婦関係が「まあまあ良い」または「良い」と評価している。夫婦関係が良好と評価した妻の割合は、前回調査時より15.4ポイント高くなっている（図4-7）。

世帯の収入階級別でみると、夫婦関係が良好と評価した妻の割合は、中低収入層67.7%、中高収入層以上70.4%となっている。夫婦関係が良好と評価した妻の割合は、中高収入層以上では比較的高いという傾向は、第2回(2012)調査以来続いている（表4-7）。

妻の就業有無別でみると、夫婦関係が良好と評価した妻の割合は、妻が無業のグループ71.1%、妻が有業のグループ65.5%となっている。専業主婦世帯では、夫婦関係が良好と評価した妻の割合が比較的高いという傾向も、第2回(2012)調査から継続している（表4-7）。

図4-7 世帯の収入階級別夫婦関係が良いと評価した妻の割合(%)

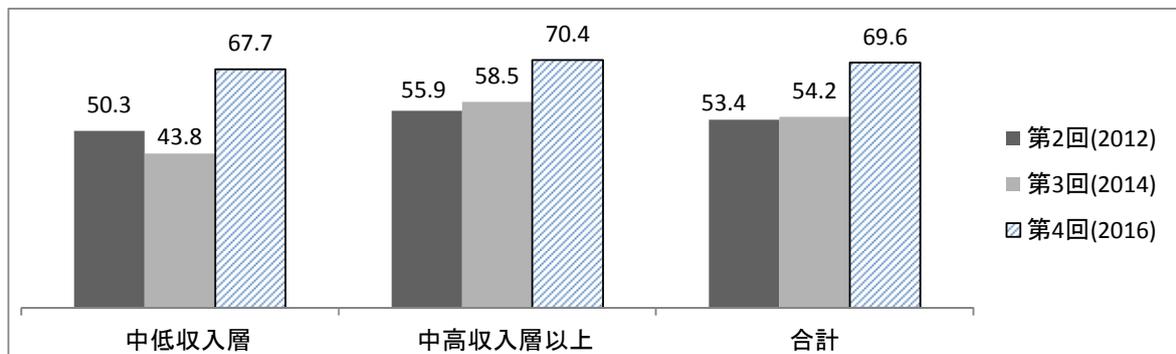


表4-7 属性別夫婦関係の評価(%)

	第2回(2012)					第3回(2014)					第4回(2016)				
	N	良い	普通	悪い	合計	N	良い	普通	悪い	合計	N	良い	普通	悪い	合計
世帯の収入階級別															
貧困層*	33	29.6	45.2	25.2	100.0	37	44.9	52.7	2.5	100.0	20	65.5	23.3	11.2	100.0
中低収入層	332	50.3	36.9	12.9	100.0	255	43.8	42.3	13.9	100.0	244	67.7	23.6	8.7	100.0
中高収入層以上	746	55.9	35.0	9.0	100.0	650	58.5	32.9	8.6	100.0	708	70.4	23.5	6.1	100.0
合計	1,111	53.4	35.9	10.7	100.0	942	54.2	36.1	9.8	100.0	972	69.6	23.5	6.9	100.0
妻の就業有無別															
妻無業	462	56.3	34.5	9.2	100.0	385	62.2	30.9	6.9	100.0	394	71.1	23.3	5.6	100.0
妻有業	938	51.0	35.5	13.5	100.0	876	50.3	38.8	10.8	100.0	927	65.5	26.0	8.5	100.0
合計	1,400	52.7	35.2	12.1	100.0	1,261	54.0	36.4	9.6	100.0	1,321	67.2	25.2	7.6	100.0

注：(1) 表1-1の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ふたり親世帯の母親による回答結果である。「良い」は、「良い」と「まあまあ良い」の合計値、「悪い」は、「あまり良くない」と「悪い」の合計値である。

(3) 収入階層の定義は、表4-5と同じ。

## (8) 幸福度

「この1年を振り返って、あなたは幸せでしたか」という質問に対して、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点として母親にその評価点をたずねた。

母親の54.6%が8点以上の「高幸福度」状態にいると自己評価している。「高幸福度」層の母親の割合は、第3回(2014)調査に続き、上昇傾向にある(図4-8)。

世帯の収入階級別でみると、「高幸福度」状態にいると評価した母親の割合は、貧困層35.0%、中低収入層52.5%、中高収入層以上59.2%となっている。第2回(2012)と第3回(2014)調査に続き、本調査でも世帯収入と妻の幸福度の中に正の相関関係がみられる(図4-8)。

妻の就業有無別でみると、「高幸福度」状態にいると評価した母親の割合は、妻が無業のグループ61.7%、妻が有業のグループ51.7%となっている。有業主婦に比べて、専業主婦の幸福度が総じて高い(表4-8)。

図4-8 世帯の収入階級別「高幸福度」母親の割合(%)

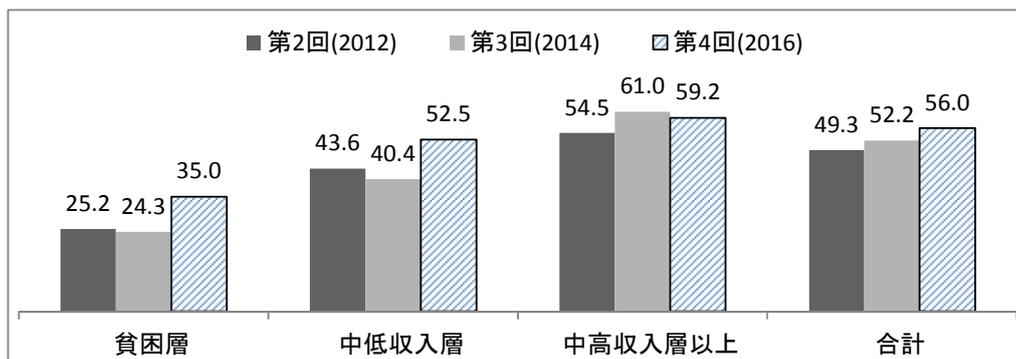


表4-8 属性別母親の幸福度の分布(%)

	第2回(2012)					第3回(2014)					第4回(2016)				
	N	低	中	高	合計	N	低	中	高	合計	N	低	中	高	合計
世帯類型別															
ふたり親	1419	3.4	47.0	49.6	100.0	1292	2.7	43.2	54.2	100.0	1320	3.3	39.7	57.1	100.0
ひとり親	580	9.9	60.7	29.4	100.0	660	10.2	58.1	31.7	100.0	661	12.5	52.0	35.5	100.0
合計	1,999	4.1	48.5	47.4	100.0	1,952	3.6	44.9	51.5	100.0	1,981	4.4	41.1	54.6	100.0
世帯の収入階級別															
貧困層	159	11.0	63.8	25.2	100.0	258	8.1	67.6	24.3	100.0	186	13.3	51.7	35.0	100.0
中低収入層	510	4.5	51.9	43.6	100.0	407	4.9	54.5	40.6	100.0	446	5.7	41.9	52.5	100.0
中高収入層以上	823	2.4	43.1	54.5	100.0	753	1.9	37.2	60.9	100.0	802	2.8	38.1	59.2	100.0
合計	1,492	3.6	47.1	49.3	100.0	1,418	3.3	44.5	52.2	100.0	1,434	4.1	39.8	56.0	100.0
妻の就業有無別															
妻無業	542	5.0	46.3	48.7	100.0	455	2.9	35.9	61.2	100.0	474	4.0	34.3	61.7	100.0
妻有業	1437	3.8	49.8	46.4	100.0	1432	3.9	49.3	46.9	100.0	1505	4.5	43.8	51.7	100.0
合計	1,979	4.1	48.7	47.1	100.0	1,887	3.6	45.5	51.0	100.0	1,979	4.4	41.1	54.5	100.0

注：(1) 表1-1の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) 母親による回答結果である。ここでは、幸福度が「低(0-2点)」、「中(3-7点)」、「高(8-10点)」の3段階に区分されている。

(3) 収入階級の定義は、表4-5と同じ。

## 5 家事・育児

### (1) 母親の家事時間

母親が平日1日当たり炊事、洗濯と掃除をこなす平均家事時間数は、208分（3.5時間）となっており、前回調査時と比べて6分減少している（図5-1）。

母親の就業形態別で見ると、家事時間がもっとも長いのは「無業（専業主婦）」（266分）、次いで「パート」（202分）、「派遣・契約社員等」（188分）と続き、「正社員」の家事時間（163分）がもっとも短い（表5-1）。

世帯類型別で見ると、ふたり親世帯の母親の平均家事時間数は216分となっており、母子世帯の母親（153分）より長くなっている。ふたり親世帯において、妻が夫より高収入の場合、母親（妻）の家事時間数が169分となっており、前回調査時より10分長くなっている（表5-1）。

図5-1 就業形態別母親の平均家事時間(単位:分/日)

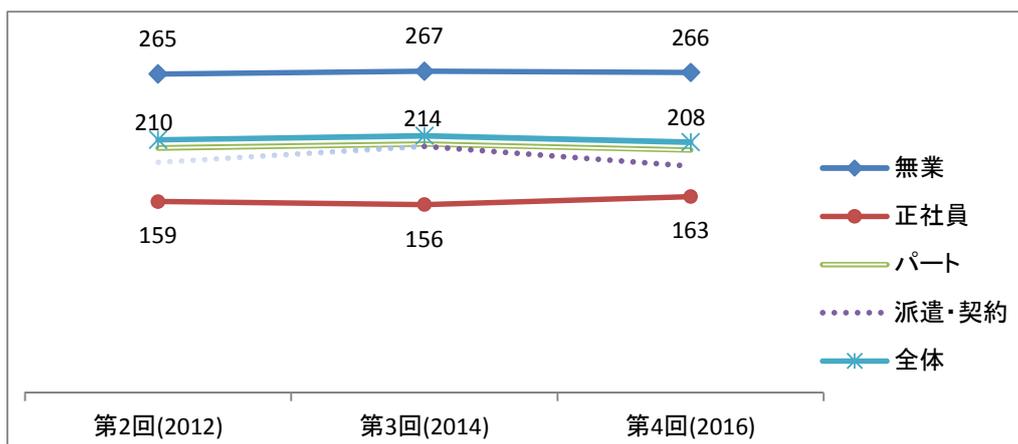


表5-1 母親の平均的な1日の家事(掃除、洗濯、炊事)時間(分)

		第2回(2012)		第3回(2014)		第4回(2016)	
母親(妻)全体		210	(N=2003)	214	(N=1995)	208	(N=1983)
世帯類型別	ふたり親世帯	218	(N=1430)	223	(N=1314)	216	(N=1314)
	うち、妻が夫より高収入	173	(N=58)	159	(N=48)	169	(N=56)
	母子世帯	143	(N=573)	146	(N=681)	153	(N=669)
母親(妻)の就業形態別	無業	265	(N=546)	267	(N=453)	266	(N=468)
	正社員	159	(N=488)	156	(N=513)	163	(N=557)
	パート・アルバイト	203	(N=643)	207	(N=656)	202	(N=665)
	派遣・契約社員等	191	(N=306)	205	(N=304)	188	(N=290)

注：(1) 表1-1の還元倍率（母集団数/有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ふたり親世帯の集計値は、父親回答票を除いた結果である。

## (2) 父親の家事時間と家事・育児の分担割合

父親が1日当たり炊事、洗濯と掃除をこなす平均家事時間数は、32分となっており、前回調査時より7分増えている。

家事を全く行っていない（家事時間がゼロ分）父親の割合は、32.2%であり、前回調査時より4ポイント低下している。家事時間ゼロである父親の割合は、妻が「無業」の世帯でもっとも多く、妻が正社員の世帯でもっとも少ない（図5-2a）。

世帯類型別でみると、父子世帯の父親の家事時間数は、103分となっており、ふたり親世帯の父親の約3倍に当たる。ふたり親世帯において、妻が夫より高収入の場合、父親（夫）の家事時間数が48分となっており、全体平均より16分間長い（表5-2a）。

図5-2a 母親の就業形態別家事時間ゼロである父親の割合(%)

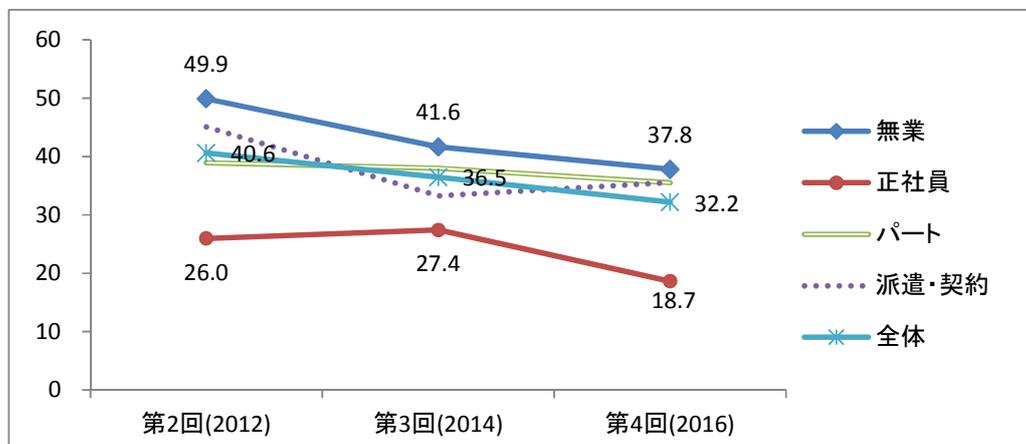


表5-2a 父親の1日当たり平均家事時間

	第2回(2012)			第3回(2014)			第4回(2016)			
	N	平均(分)	ゼロ分(%)	N	平均値(分)	ゼロ分(%)	N	平均値(分)	ゼロ分(%)	
父親(夫)全体	1,423	22	40.6	1,333	25	36.5	1,379	32	32.2	
世帯類型別	ふたり親世帯(母親回答)	1,386	21	41.0	1,283	24	36.7	1,298	31	32.3
	うち、妻が夫より高収入*	56	36	26.2	50	38	30.5	56	48	19.0
	ふたり親世帯(父親回答)*	39	86	0.0	44	60	27.2	32	47	35.0
	父子世帯*	37	112	0.0	50	124	14.6	81	103	21.8
母親(妻)の就業状態別	無業	457	14	49.9	375	20	41.6	391	24	37.8
	正社員	297	33	26.0	248	34	27.4	302	45	18.7
	パート・アルバイト	435	20	38.9	423	21	38.0	445	28	35.5
	派遣・契約社員等	184	23	45.1	187	28	33.3	159	34	35.5

注：(1) 表1-1の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 父親全体の集計値は、ふたり親世帯の父親回答票を除いた結果である。

(3) ふたり親世帯の父親の家事時間数（母親回答）である。1日当たり平均家事時間数は、父親が週休2日として、平日と休日の総家事時間数を7日で割ったものである。

夫婦が行っている家事・育児の総量を10として、母親（妻）に父親（夫）の分担割合についてたずねた。父親が家事・育児を全く分担していない（0割）と回答した世帯の割合は、

12.9%であり、前回調査時より1ポイント低下している。父親が家事・育児の半分以上を分担していると回答した世帯の割合は、前回調査時の8.2%から9.7%までに上昇している（図5-2b）。

家事・育児を全く分担していない父親の割合は、妻が「契約・派遣社員等」の世帯でもっとも多く、妻が「正社員」の世帯でもっとも少ない。妻が「正社員」の世帯では、家事・育児に全く関わっていない父親の割合は7.5%であり、第2回(2012)調査時の14.4%から約半減している（表5-2b）。

図5-2b 父親の家事・育児の分担割合(%)

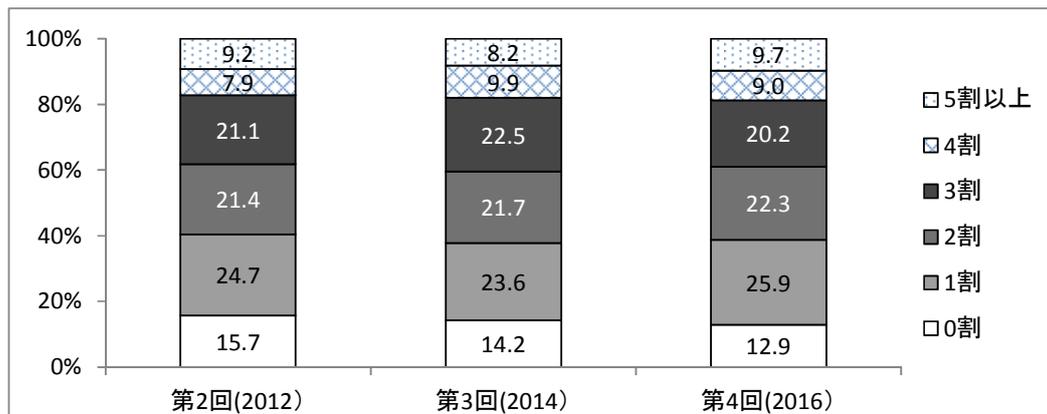


表5-2b 母親の就業形態別父親の家事・育児の分担割合(%)

	N	0割	1割	2割	3割	4割	5割以上	合計
第2回(2012)								
無業	459	14.1	29.9	23.0	23.0	4.8	5.3	100.0
正社員	301	14.4	19.3	15.8	20.0	14.6	15.9	100.0
パート・アルバイト	436	18.0	23.8	22.8	20.4	7.1	8.0	100.0
契約・派遣社員等	191	16.4	22.8	22.6	19.9	7.1	11.2	100.0
合計	1,387	15.7	24.7	21.4	21.1	7.9	9.2	100.0
第3回(2014)								
無業	387	13.7	24.9	24.1	23.5	7.9	5.8	100.0
正社員	252	10.8	20.5	18.0	22.5	14.4	13.7	100.0
パート・アルバイト	428	17.3	23.6	21.6	22.6	9.3	5.6	100.0
契約・派遣社員等	190	12.8	24.7	22.1	19.9	9.0	11.6	100.0
合計	1,257	14.2	23.6	21.7	22.5	9.9	8.2	100.0
第4回(2016)								
無業	393	12.6	27.2	25.1	21.4	6.7	6.9	100.0
正社員	307	7.5	20.1	22.9	20.4	13.0	16.2	100.0
パート・アルバイト	448	15.1	26.8	22.3	19.9	8.2	7.7	100.0
契約・派遣社員等	159	17.5	31.5	13.7	18.0	9.5	9.8	100.0
合計	1,307	12.9	25.9	22.3	20.2	9.0	9.7	100.0

注：(1) 表1-1の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) ふたり親世帯の母親による回答結果である。

## (3) 父親の家事・育児分担割合と良い父親としての評価

母親からみた父親の評価について聞いてみた。家事・育児の半分以上を分担している父親に対して、母親の評価が「良い父親」または「まあまあ良い父親」（以下「良い父親」）である世帯は全体の85.4%に上る。一方、家事・育児を全く分担していない父親に対して、母親の評価が「良い父親」である世帯は42.5%に過ぎない。父親の家事・育児分担割合が父親としての評価における重要な加点要素であることが分かる（図5-3）。

一方、「良い父親」と評価されている父親の割合は、父親の収入階級が第Ⅰ四分位層で66.8%、第Ⅱ四分位層で70.5%、第Ⅲ四分位層で73.0%、第Ⅳ四分位層で74.5%となっており、収入階級間の差異はそれほど大きくない（表5-3）

図5-3 夫を「良い父親」と評価した妻の割合—夫の家事・育児分担割合別(%)

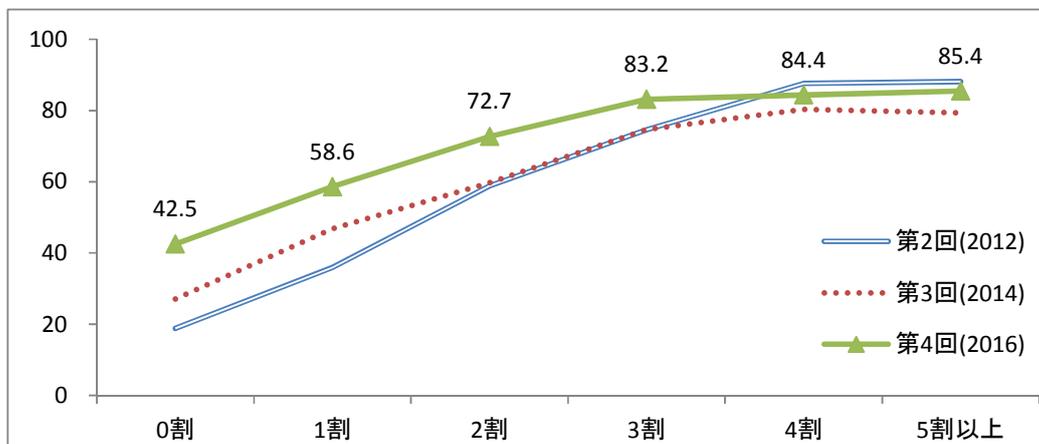


表5-3 属性別父親に対する母親の評価(%)

	第2回(2012)					第3回(2014)					第4回(2016)				
	N	良い	普通	悪い	合計	N	良い	普通	悪い	合計	N	良い	普通	悪い	合計
(夫の家事・育児分担割合別)															
0割	220	18.8	41.1	40.1	100.0	176	27.1	37.5	35.4	100.0	164	42.5	37.0	20.5	100.0
1割	338	36.0	49.2	14.8	100.0	314	46.7	42.6	10.6	100.0	335	58.6	32.9	8.5	100.0
2割	299	58.8	34.9	6.3	100.0	279	59.6	33.2	7.1	100.0	289	72.7	24.0	3.3	100.0
3割	290	74.6	23.8	1.6	100.0	286	74.6	23.6	1.8	100.0	267	83.2	16.6	0.3	100.0
4割	112	87.6	11.8	0.7	100.0	123	80.3	17.5	2.2	100.0	121	84.4	14.0	1.6	100.0
5割以上	133	88.1	11.9	0.0	100.0	110	79.4	19.8	0.9	100.0	125	85.4	13.3	1.3	100.0
全体	1,392	55.3	33.1	11.6	100.0	1,288	58.9	31.3	9.8	100.0	1,301	69.6	24.6	5.9	100.0
(夫の年間収入四分位階級別)															
I	262	31.5	32.4	1.1	100.0	244	22.1	37.1	1.7	100.0	235	66.8	25.1	8.1	100.0
II	253	26.1	31.1	0.0	100.0	239	27.5	31.7	1.5	100.0	246	70.5	23.9	5.5	100.0
III	292	38.6	33.3	0.4	100.0	251	36.1	26.0	0.4	100.0	301	73.0	23.0	4.0	100.0
IV	273	34.8	31.1	0.3	100.0	263	34.4	26.9	0.0	100.0	261	74.5	20.3	5.2	100.0

注：(1) 表1-1の還元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ふたり親世帯の母親による回答結果である。「良い」は、「良い」と「まあまあ良い」の合計値、「悪い」は、「あまり良くない」と「悪い」の合計値である。

(3) 第4回(2016)調査の当該設問(Q32(8))は父親に関する細かい注釈が追加されており、設問の場所も移動されたため、他の調査年の数値とは単純比較できない。

#### (4) 親子間の面会交流と養育費の受取率

母子世帯の約8割は離婚によるものである。しかし、離別母子世帯のうち、(子どもの)父親から養育費を受取っているのは全体の2割未満である(厚生労働省「全国母子世帯等調査2011」)。離婚後の親子間交流が途絶えたことが、養育費不払いの一因と思われる。

本調査では、過去の1年間、父親と子どもとの面会や会話が「ほとんどない」または「まったくない」、いわゆる「面会交流なし」と回答した母親は、離別母子世帯全体の68.2%を占めている。前回調査時と比べて、「面会交流なし」の割合が減少しておらず、むしろ増えている(2ポイント増)。

離別母子世帯のうち、離婚した父親から養育費を受取っているのが16.2%となっており、前回調査時とほぼ同じ水準である。また、離婚した父親が子どもとの間に交流を続けている場合、養育費の受取率が高くなっている。離婚した父親が子どもとの間に「面会交流あり」の場合、養育費の受取率が25.1%で、「面会交流なし」の場合(12.0%)より13ポイント高い(図5-4)。

図5-4 離別父親と子どもとの面会交流の有無別養育費の受取率(%)

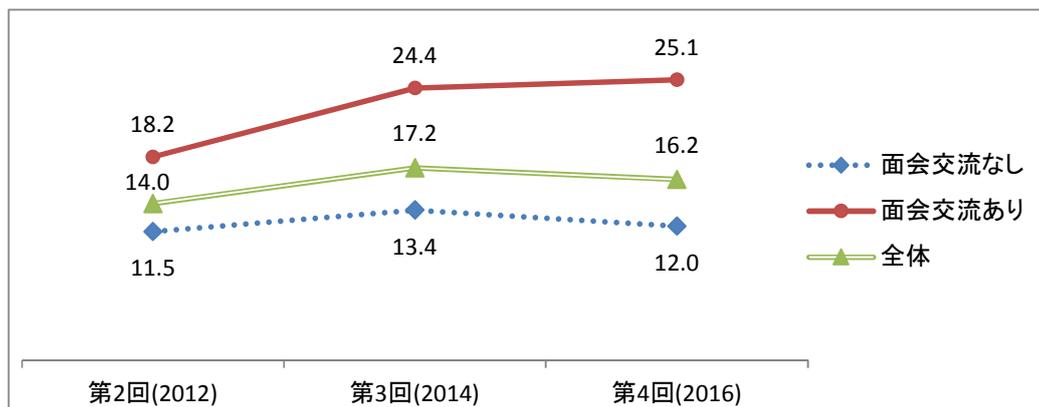


表5-4 養育費の受取率(%)

	第2回(2012)			第3回(2014)			第4回(2016)		
	面会交流なし	面会交流あり	全体	面会交流なし	面会交流あり	全体	面会交流なし	面会交流あり	全体
構成比	62.5	37.5	100.0	65.8	34.3	100.0	68.2	31.8	100.0
(養育費の受取状況)									
受取っていない	88.5	81.8	86.0	86.6	75.6	82.9	88.0	74.9	83.9
受取っている	11.5	18.2	14.0	13.4	24.4	17.2	12.0	25.1	16.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	287	168	455	305	154	459	359	172	531

注：(1) 表1-1の還元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) 離婚が原因で母子世帯になった世帯を対象とした集計結果である。

(3) 「面会交流あり」：父親が子どもと「年に数回」またはそれ以上の交流を持っている。

「面会交流なし」：父親と子どもとの交流が「ほとんどない」または「全くない」。

## (5) 子どもの習い事・塾代

18歳以下の子どもがいる家庭にとって、習い事や塾代は主な教育支出の1つである。所得の多い世帯ほど、子どもの習い事・塾代は高くなる傾向にある。第1子に月額2万円超の高額な習い事・塾代をかけている世帯の割合は、「貧困層」2.3%、「中低収入層」7.5%、「中高収入層以上」18.4%となっている（図5-5）。

子どもの年齢階級別で高額な習い事・塾代を支出している世帯の割合をみると、中学校・高校生（12-18歳）が24.2%でもっとも高く、未就学児が1.3%でもっとも低い（表5-5）。

図5-5 第1子に月額2万円超の習い事・塾代をかけている世帯の割合(%)

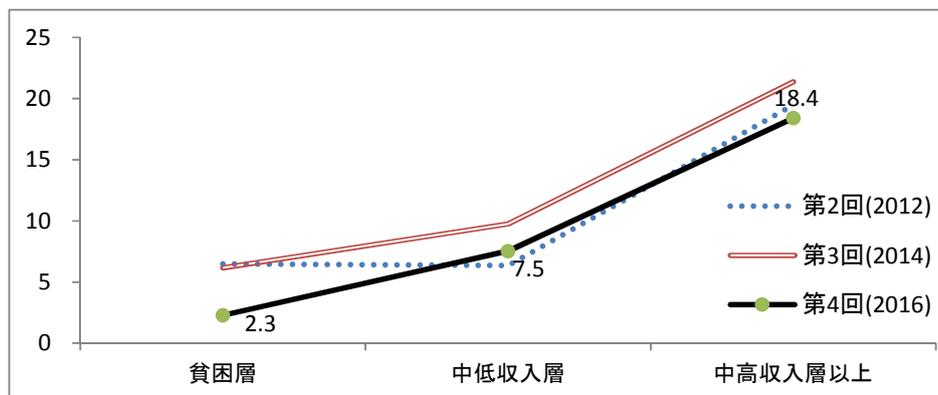


表5-5 属性別第1子にかかる習い事・塾代の分布(%)

	世帯類型別			第1子の年齢別			世帯の収入階級別		
	世帯計	ふたり親	ひとり親	0-5歳	6-11歳	12-18歳	貧困層	中低収入層	中高収入層以上
第2回(2012)									
出費がない(%)	45.2	44.0	54.3	74.5	29.2	41.3	59.8	54.4	37.6
1万円以下(%)	24.6	24.9	22.4	18.7	37.9	17.8	20.4	27.3	24.4
2万円以下(%)	15.9	16.4	12.1	5.5	22.0	17.0	13.3	12.0	18.5
2万円超(%)	14.3	14.7	11.2	1.3	10.9	23.9	6.5	6.4	19.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,679	1,171	508	367	543	769	130	426	718
第3回(2014)									
出費がない(%)	38.2	36.8	47.7	62.5	17.1	41.0	60.3	45.9	29.4
1万円以下(%)	29.0	29.6	24.5	27.0	43.2	18.9	23.6	29.9	31.7
2万円以下(%)	16.4	16.5	15.1	7.2	25.4	14.4	9.9	14.5	17.5
2万円超(%)	16.5	17.0	12.7	3.4	14.3	25.7	6.2	9.8	21.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,653	1,088	565	340	559	754	205	364	657
第4回(2016)									
出費がない(%)	45.3	44.4	52.1	73.5	19.8	46.8	69.8	52.2	40.8
1万円以下(%)	24.9	25.5	20.8	20.0	43.8	13.3	19.4	28.1	23.3
2万円以下(%)	15.6	15.9	13.3	5.3	24.1	15.7	8.6	12.1	17.4
2万円超(%)	14.2	14.2	13.9	1.3	12.3	24.2	2.3	7.5	18.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,655	1,079	576	385	524	746	147	383	705

注：(1) 表1-1の還元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 第1子が18歳以下の世帯に関する集計結果である。

(3) 収入階級の定義は、表4-5と同じ。

## (6) 子どもの不登校経験

小学校以上の子どもを持つ世帯のうち、いずれかの子どもが不登校の経験を持っている世帯の割合は、子育て世帯全体 4.8%、ふたり親世帯 3.7%、ひとり世帯 11.3%となっている。第1子の年齢層別でみると、不登校問題は中学生・高校生のいる家庭の間でより多く報告されている（表 5-6）。

収入階級別でみると、「貧困層」の世帯が抱える子どもの不登校問題はとりわけ深刻である。いずれかの子どもが不登校の経験を持っている世帯の割合が、「貧困層」（13.2%）は「中高収入層以上」（3.7%）の 3.5 倍である。一方、「貧困層」以外の所得層の間では、子どもの不登校問題を抱えている割合はそれほどの差がない（図 5-6）。

図 5-6 収入階級別いずれかの子どもに不登校の経験を持つ世帯の割合(%)

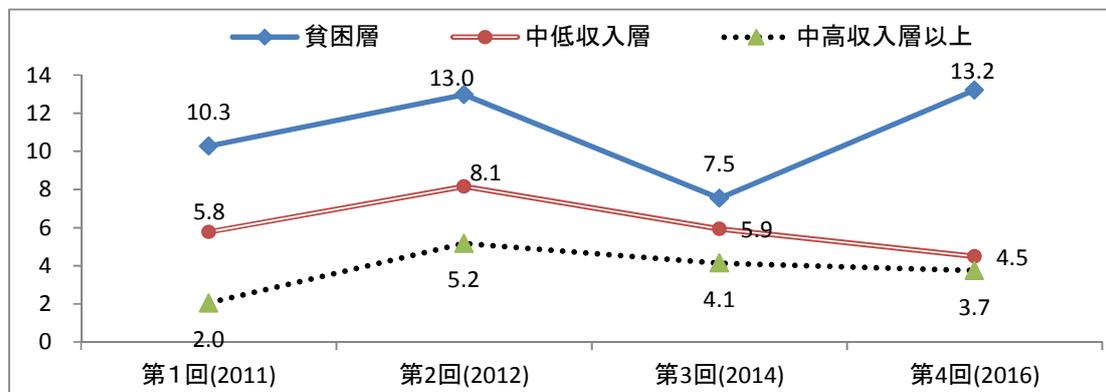


表 5-6 属性別子どもに不登校の経験を持つ世帯の割合(%)

	世帯類型別			第1子の年齢別		世帯の収入階級別		
	世帯計	ふたり親	ひとり親	6-11歳	12-18歳	貧困層	中低収入層	中高収入層以上
第1回(2011)								
第1子に不登校の経験あり	3.3	2.7	7.6	0.9	6.3	6.1	4.1	1.1
いずれかの子どもに不登校の経験あり	4.8	3.9	10.8	1.0	8.2	10.3	5.8	2.0
いずれかの子どもが現在不登校中	1.0	0.8	2.6	0.0	1.9	3.8	0.8	0.2
N	1,696	1,055	641	600	812	231	446	632
第2回(2012)								
第1子に不登校の経験あり	3.1	2.7	5.7	1.7	5.2	3.4	3.1	2.7
いずれかの子どもに不登校の経験あり	7.2	6.5	11.7	1.8	8.4	13.0	8.1	5.2
いずれかの子どもが現在不登校中	1.4	1.2	2.5	0.2	1.2	3.0	1.9	1.0
N	1,604	1,063	541	539	779	127	399	670
第3回(2014)								
第1子に不登校の経験あり	2.9	2.4	5.7	0.5	5.6	5.8	2.7	2.5
いずれかの子どもに不登校の経験あり	5.1	4.3	9.8	0.7	7.8	7.5	5.9	4.1
いずれかの子どもが現在不登校中	0.7	0.6	1.6	0.0	1.4	2.9	0.5	0.2
N	1,604	984	620	565	772	216	338	615
第4回(2016)								
第1子に不登校の経験あり	3.0	2.3	6.9	2.1	4.9	3.9	3.0	3.0
いずれかの子どもに不登校の経験あり	4.8	3.7	11.3	2.1	6.4	13.2	4.5	3.7
いずれかの子どもが現在不登校中	1.3	0.9	3.7	0.4	2.0	3.2	1.4	1.0
N	1,596	960	636	528	763	155	374	659

注：(1) 表 1-1 の還元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 第1子が6歳以上の世帯に関する集計結果である。

(3) 収入階級の定義は、表 4-5 と同じ。

## (7) 身体的暴力と育児放棄

児童相談所では対応した児童虐待相談件数が近年急増している。そのうち、身体的虐待と育児放棄（ネグレクト）はそれぞれ、虐待相談の4割弱と3割を占めている（厚生労働省『福祉行政報告例(2010年度)』）。本調査においては、対象者の6.6%が、子どもに身体的暴力（質問票では「行き過ぎた体罰」）を与えたり、育児放棄を行ったりする経験があると回答している（表5-7）。

児童虐待の被害者は成人した後に児童虐待の加害者になりやすい、いわゆる「虐待の世代間連鎖」と呼ばれる現象が存在するといわれている。実際、（自分の）親によるDV歴がある者のうち、約4人に1人（25.1%）が、過去に子どもに対して身体的暴力または育児放棄を行ったことがある。これは、親によるDV歴のない者（5.4%）と比べて20ポイントも高い数値である（図5-7）。

図5-7 子どもに身体的暴力または育児放棄の経験率(%)

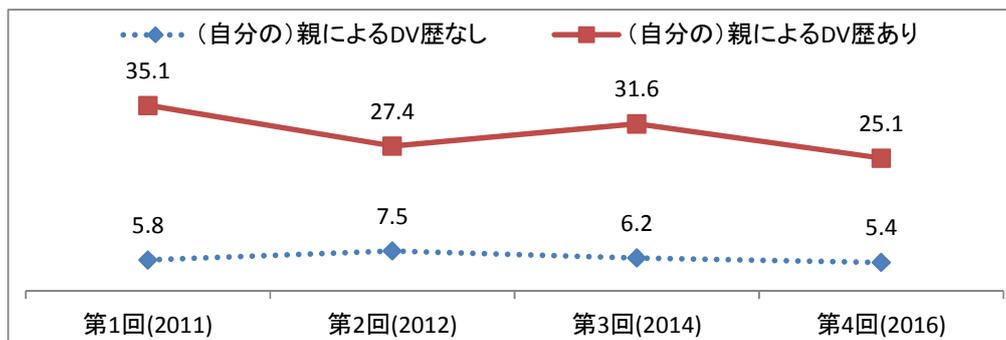


表5-7 属性別子どもに身体的暴力または育児放棄の経験率(%)

	世帯類型			親によるDV歴		三世帯同居		母親の学歴		母親の就業有無		世帯の収入階級別		
	世帯計	ふたり親	ひとり親	なし	あり	なし	あり	高校以下	短大以上	無業	有業	貧困層	中低収入層	中高収入層以上
第1回(2011)														
①身体的暴力	6.6	6.2	9.4	5.1	31.4	6.6	6.2	6.9	5.8	6.3	6.7	10.7	8.2	5.0
②育児放棄	1.7	1.3	4.2	1.2	10.2	1.5	2.0	2.5	1.1	1.4	1.8	2.0	2.0	1.4
①と②のいずれか	7.5	6.9	11.7	5.8	35.1	7.3	7.5	8.4	6.5	6.9	7.8	11.6	9.4	5.6
N	2,218	1,435	783	2,080	138	1,469	662	1,001	1,102	646	1,572	292	579	804
第2回(2012)														
①身体的暴力	7.2	7.0	8.4	6.0	25.0	7.1	7.8	8.0	6.7	6.3	7.7	8.4	9.5	6.1
②育児放棄	2.4	2.0	4.9	2.0	7.5	2.3	2.6	3.2	1.4	2.5	2.1	6.8	3.6	1.2
①と②のいずれか	8.8	8.5	11.5	7.5	27.4	8.8	9.0	10.0	7.7	8.2	8.9	15.0	11.7	6.8
N	2,194	1,508	686	2,028	166	1,655	527	991	1,123	565	1,606	163	545	874
第3回(2014)														
①身体的暴力	7.0	6.6	9.1	5.6	27.4	8.0	3.9	8.4	6.5	6.2	7.3	9.1	8.6	7.4
②育児放棄	1.9	1.5	4.1	1.2	12.5	1.9	1.8	3.1	1.2	0.9	2.2	3.1	3.1	1.3
①と②のいずれか	7.8	7.3	11.6	6.2	31.6	8.7	5.2	9.9	7.2	6.6	8.2	10.8	9.9	8.0
N	2,193	1,416	777	2,043	150	1,568	562	887	1,147	480	1,631	269	436	797
第4回(2016)														
①身体的暴力	5.6	5.4	6.8	4.6	20.9	5.3	6.6	7.1	5.8	5.0	5.8	5.6	6.4	5.5
②育児放棄	1.6	1.6	1.9	1.2	8.0	1.3	2.3	2.4	1.1	0.8	1.9	4.1	2.4	1.6
①と②のいずれか	6.6	6.4	7.9	5.4	25.1	6.1	8.2	8.4	6.5	5.0	7.2	7.8	8.4	6.3
N	2,159	1,380	779	2,015	144	1,593	483	910	1,178	498	1,657	192	465	868

注：(1) 表1-1の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 「親によるDV歴あり」とは、調査票で「親から暴力を振るわれたことがある」と回答した場合を指している。

(3) 収入階級の定義は、表4-5と同じ。

## (8) 健康に問題のある子ども

第1子の健康状態についてたずねると、「持病あり」と回答した世帯は7.1%、「障害あり」と回答した世帯は3.4%である。ひとり親世帯の第1子における「持病あり」と「障害あり」の割合はそれぞれ10.0%と4.7%であり、ふたり親世帯より高くなっている(図5-8)。

出産年齢別でみると、35歳以上の高齢出産によって生まれる第1子の「持病あり」(8.5%)と「障害あり」の割合(4.5%)はやや高い。学歴別でみると、短大以上の高学歴母親の第1子は「障害あり」の割合(2.7%)はやや低い(表5-8)。

図5-8 健康上問題のある子ども(第1子)の割合—第4回(2016)(%)

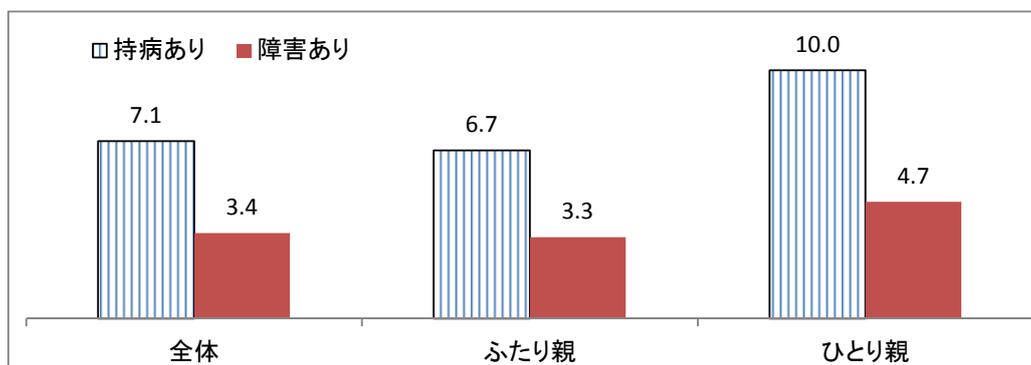


表5-8 健康上問題のある子ども(第1子)の割合(%)

	世帯類型			高齢出産		母親の学歴		世帯の収入階級別		
	世帯計	ふたり親	ひとり親	いいえ	はい	高校以下	短大以上	貧困層	中低収入層	中高収入層以上
第2回(2012)										
おおむね良好	93.0	93.3	90.4	92.9	93.5	91.0	94.5	88.7	92.7	94.6
軽い持病あり	5.2	4.9	7.3	5.3	4.2	6.5	4.2	5.7	6.0	3.7
重病・難病あり	0.3	0.3	0.3	0.3	0.6	0.1	0.5	0.0	0.3	0.4
障害あり	1.5	1.4	2.0	1.4	1.7	2.4	0.8	5.6	1.0	1.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,644	1,154	490	1,452	192	712	888	126	419	694
第3回(2014)										
おおむね良好	93.1	93.7	88.3	92.7	95.5	92.7	93.2	88.8	94.2	93.6
軽い持病あり	5.6	5.3	8.0	5.9	4.3	5.7	5.8	7.4	5.3	5.2
重病・難病あり	0.4	0.4	0.8	0.5	0.2	0.8	0.2	1.5	0.2	0.4
障害あり	0.9	0.6	2.9	1.0	0.0	0.8	0.8	2.4	0.3	0.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,630	1,078	552	1,431	199	649	905	198	354	641
第4回(2016)										
健康状態—良い	91.1	91.7	87.1	91.6	88.9	88.7	92.6	90.5	88.5	94.0
持病有無—あり	7.1	6.7	10.0	6.9	8.5	6.6	7.2	7.3	10.9	6.4
障害有無—あり	3.4	3.3	4.7	3.2	4.5	4.6	2.7	2.7	6.7	2.3
N	1,605	1,051	554	1,372	233	653	915	143	372	671

注：(1) 表1-1の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) 第1子が18歳未満の世帯に関する集計結果である。

(3) 第2-3回調査は、1つの設問(SA)による回答結果、第4回調査は3つの設問による回答結果であるため、数値の単純比較はできない。

(4) 収入階級の定義は、表4-5と同じ。

## (9)「孤食」児童の問題

子どもと一緒に夕食をとる回数は「週3日以下」と回答した保護者は、世帯全体 11.5%、ふたり親世帯 9.9%、ひとり親世帯 22.8%となっている。親と一緒に夕食をとる回数の少ない「孤食」する子どもの割合（世帯ベース）は、前回調査に続き、減少傾向にある（図 5-9）。

図 5-9 子どもと一緒に夕食をとる回数が週3日以下の世帯の割合(%)

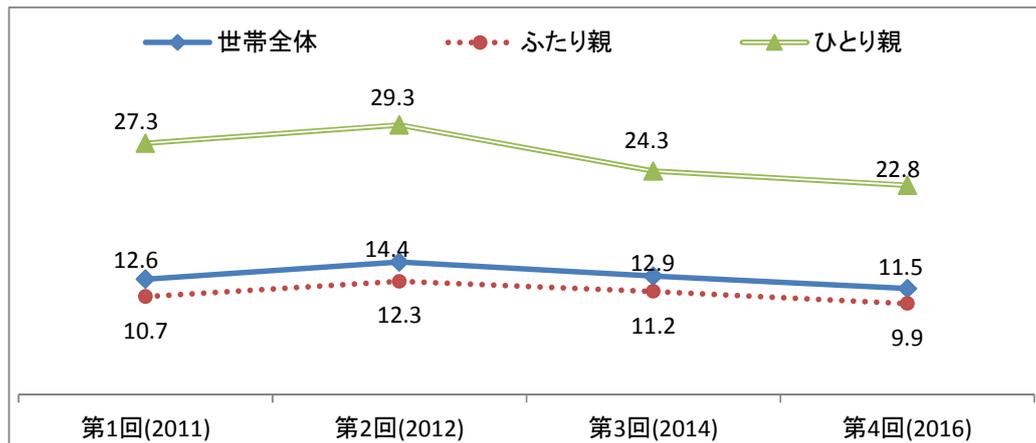


表 5-9 属性別子どもと一緒に夕食をとる回数(%)

	世帯類型			(再掲) ひとり親		母親の就業有無		世帯の収入階級別		
	世帯計	ふたり親	ひとり親	祖父母と 非同居	祖父母と 同居	無業	有業	貧困層	中低収入 層	中高収入 層以上
第1回(2011)										
ほぼ毎日	78.6	80.8	61.1	68.2	50.9	92.5	70.9	77.6	82.1	77.9
週4日以上	8.9	8.5	11.5	9.5	14.0	3.7	11.7	8.4	9.1	8.9
週3日以下	12.6	10.7	27.3	22.3	35.1	3.8	17.4	14.0	8.8	13.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,191	1,419	772	409	302	636	1,555	289	573	797
第2回(2012)										
ほぼ毎日	77.6	80.0	60.6	66.2	50.3	90.5	72.2	72.8	82.5	76.5
週4日以上	8.0	7.7	10.1	11.0	8.8	5.3	9.2	10.4	6.1	8.5
週3日以下	14.4	12.3	29.3	22.9	40.9	4.2	18.6	16.9	11.3	15.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,152	1,484	668	432	230	551	1,580	162	540	867
第3回(2014)										
ほぼ毎日	79.1	81.3	63.9	70.0	50.8	91.4	73.9	80.5	81.8	76.5
週4日以上	8.0	7.5	11.8	10.9	14.3	3.8	9.8	8.1	6.9	9.3
週3日以下	12.9	11.2	24.3	19.1	34.9	4.8	16.3	11.5	11.3	14.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,133	1,381	752	489	243	470	1,589	267	433	790
第6回(2016)										
ほぼ毎日	79.8	82.1	63.7	66.5	57.4	93.4	74.7	72.6	81.3	77.8
週4日以上	8.7	8.0	13.6	13.9	14.1	3.7	10.5	10.5	7.5	9.6
週3日以下	11.5	9.9	22.8	19.7	28.5	2.9	14.8	16.8	11.2	12.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,139	1,371	768	467	256	491	1,644	190	464	867

注：(1) 表 1-1 の還元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 収入階級の定義は、表 4-5 と同じ。

## (10) 子どものいじめ問題

子どものいじめ問題（加害者と被害者の両方を含む）で悩んでいる世帯の割合は、子育て世帯全体 5.2%、ふたり親世帯 4.9%、ひとり親世帯 7.2%となっている。いずれも前回調査時より割合が減少している（図 5-10）。

第1子の年齢層別で見ると、小学生のいる家庭はいじめ問題で悩んでいる割合が 8.3%でもっとも高い。世帯の収入階級別で見ると、貧困世帯は子どものいじめ問題で悩んでいる割合が 11.5%でもっとも高い（表 5-10）。

図 5-10 子どものいじめ問題で悩む世帯の割合 (%)

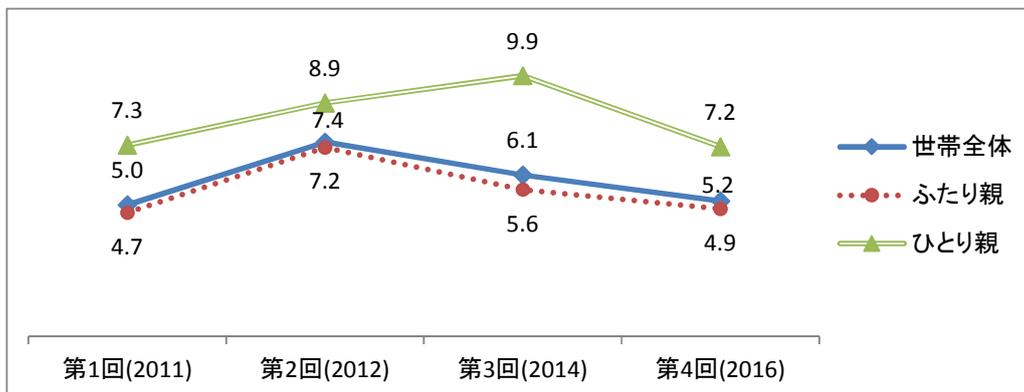


表 5-10 属性別子どもの問題行動で悩む世帯の割合 (%)

	世帯類型			第1子の年齢			母親の就業有無		世帯の収入階級別		
	世帯計	ふたり親	ひとり親	0～5歳	6～11歳	12～18歳	無業	有業	貧困層	中低収入層	中高収入層以上
第1回(2011)											
いじめ	5.0	4.7	7.3	1.8	7.4	5.5	6.5	4.2	11.6	4.6	3.6
非行	1.5	1.1	4.4	0.7	1.2	2.1	1.5	1.5	3.4	2.2	0.3
暴力	0.8	0.7	1.6	0.5	0.4	0.5	1.5	0.5	0.9	1.9	0.1
上記いずれか	6.2	5.7	10.5	1.8	8.2	7.2	8.5	5.0	13.5	6.7	3.9
N	2,154	1,398	756	361	590	809	630	1,524	283	565	787
第2回(2012)											
いじめ	7.4	7.2	8.9	3.9	10.8	8.0	7.9	7.2	16.3	7.5	5.7
非行	1.5	1.4	1.7	0.7	0.9	2.9	1.2	1.6	1.2	2.0	1.3
暴力	1.0	1.0	1.2	1.0	0.8	1.1	1.0	1.0	0.3	0.9	1.1
上記いずれか	8.5	8.3	10.4	4.2	11.1	10.1	8.5	8.6	17.5	8.8	6.6
N	2,112	1,458	654	373	542	776	545	1,546	158	529	858
第3回(2014)											
いじめ	6.1	5.6	9.9	2.0	7.8	7.6	7.0	5.8	8.0	8.6	4.5
非行	0.8	0.6	2.2	0.3	0.6	1.0	0.4	0.9	1.2	0.8	0.5
暴力	0.5	0.4	1.4	0.7	0.1	0.5	0.4	0.5	1.0	0.8	0.1
上記いずれか	6.9	6.2	11.7	2.5	7.9	8.5	7.4	6.7	8.4	10.0	4.9
N	2,073	1,339	734	343	552	764	456	1,546	262	430	780
第4回(2016)											
いじめ	5.2	4.9	7.2	2.8	8.3	4.4	5.3	5.1	11.5	5.1	4.7
非行	1.0	0.7	3.1	0.3	1.1	1.2	1.2	0.9	1.8	0.5	1.1
暴力	0.4	0.2	1.9	0.1	0.7	0.4	0.4	0.4	0.6	0.1	0.5
上記いずれか	5.8	5.4	8.8	2.8	8.9	5.4	6.0	5.8	12.8	5.6	5.4
N	2,092	1,344	748	381	527	756	481	1,607	186	458	856

注：(1) 表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 収入階級の定義は、表 4-5 と同じ。

## 6 仕事

### (1) 母親の就業形態

無業である母親の割合は、28.2%で、前回調査の結果とほぼ同じである。母子世帯の母親と比較して、ふたり親世帯の母親の無業率が高い。末子の年齢が6歳未満の母親の無業率は42.2%であり、前回調査時より上昇している（表6-1）。

正社員である母親の割合は24.6%で、前回調査時より3ポイント上昇している。正社員割合は、短大以上の高学歴母親が28.8%で、低学歴母親に比べて11ポイント高い（図6-1）。

図6-1 学歴別正社員である母親の割合(%)

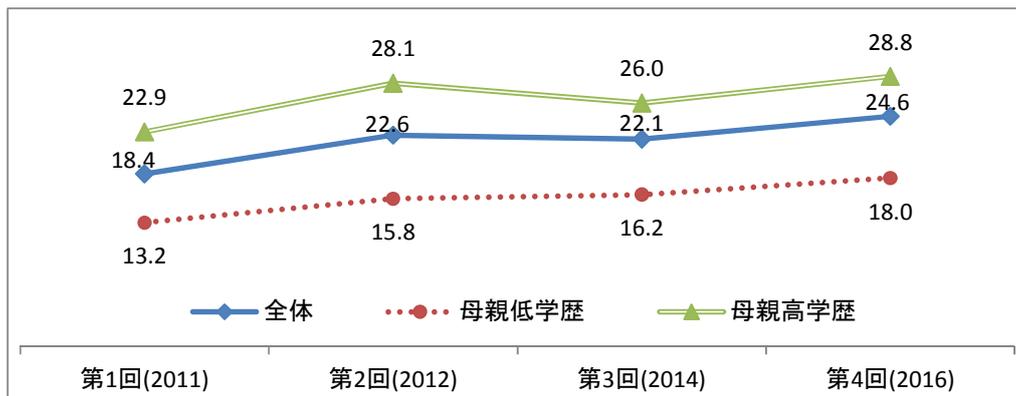


表6-1 属性別母親の就業形態(%)

	世帯類型			子ども数			末子の年齢			母親の年齢			母親の学歴	
	世帯計	ふたり親	母子	1人	2人	3人以上	0~5歳	6~11歳	12~18歳	20代	30代	40代以上	高校以下	短大以上
第1回(2011)														
無業	37.4	40.0	15.9	40.3	38.5	31.5	53.5	33.2	20.0	61.0	43.9	29.1	35.7	38.0
正社員	18.4	16.7	32.0	23.4	17.4	15.7	17.0	14.7	25.2	11.2	17.7	19.9	13.2	22.9
パート・アルバイト	30.0	29.4	34.4	24.4	30.8	34.2	16.6	37.7	38.7	24.6	24.5	35.1	37.8	23.3
契約・派遣社員等	14.3	13.8	17.8	12.0	13.3	18.6	12.9	14.5	16.0	3.2	14.0	15.9	13.3	15.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,055	1,356	699	568	975	502	650	659	635	137	867	1,051	926	1,022
第2回(2012)														
無業	30.4	32.5	13.9	30.5	31.6	27.7	43.8	23.6	20.4	41.6	35.3	25.4	30.1	30.1
正社員	22.6	21.4	31.6	28.6	22.1	17.0	20.2	22.3	25.9	14.4	22.1	23.9	15.8	28.1
パート・アルバイト	32.1	31.9	33.9	26.3	32.4	38.1	25.3	38.5	36.3	38.7	27.5	34.7	38.9	27.5
契約・派遣社員等	15.0	14.3	20.6	14.6	14.0	17.2	10.7	15.5	17.4	5.3	15.2	16.0	15.3	14.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,055	1,440	615	615	947	463	630	606	664	148	761	1,139	924	1,060
第3回(2014)														
無業	28.1	30.4	11.5	28.2	27.9	28.6	39.5	22.7	19.3	41.2	31.3	24.3	26.3	29.6
正社員	22.1	19.8	38.2	28.4	20.1	19.4	25.6	18.6	21.7	20.6	24.1	21.0	16.2	26.0
パート・アルバイト	34.3	34.4	33.6	26.9	37.7	35.0	22.2	43.6	40.0	29.6	30.6	37.3	41.4	29.8
契約・派遣社員等	15.6	15.4	16.7	16.5	14.3	17.1	12.7	15.2	19.0	8.6	13.9	17.4	16.2	14.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,012	1,309	703	544	951	453	600	610	617	137	762	1,112	806	1,076
第4回(2016)														
無業	28.2	30.3	12.8	33.6	26.7	24.4	42.2	20.6	16.0	44.3	35.8	21.8	27.8	28.1
正社員	24.6	22.9	36.9	29.4	23.3	22.8	25.8	23.6	26.8	22.5	25.6	24.2	18.0	28.8
パート・アルバイト	34.0	34.4	30.9	22.9	37.5	38.7	23.7	41.6	38.9	27.3	30.1	37.2	41.2	29.7
契約・派遣社員等	13.2	12.4	19.3	14.1	12.5	14.1	8.4	14.1	18.4	5.9	8.5	16.9	13.1	13.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,038	1,347	691	575	946	487	677	575	635	121	738	1,178	847	1,127

注：表1-1の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

## (2) 母親の就業時間

有業母親のうち、週あたりの労働時間（残業時間を含む）が30時間未満の短時間就業者の割合は、41.1%である。ふたり親世帯の母親に比べて、母子世帯の母親は短時間就業者の割合（15.3%）が低くなっている（図6-2）。

一方、正社員として働く母親のうち、長時間労働者（週45時間以上）の割合は調査開始以降、はじめて4割を下回り、34.6%となった。正社員の母親のうち、長時間労働者が占める割合に、低下傾向が見られる（表6-2）。

図6-2 短時間(週30時間未満)就業者の割合(%)

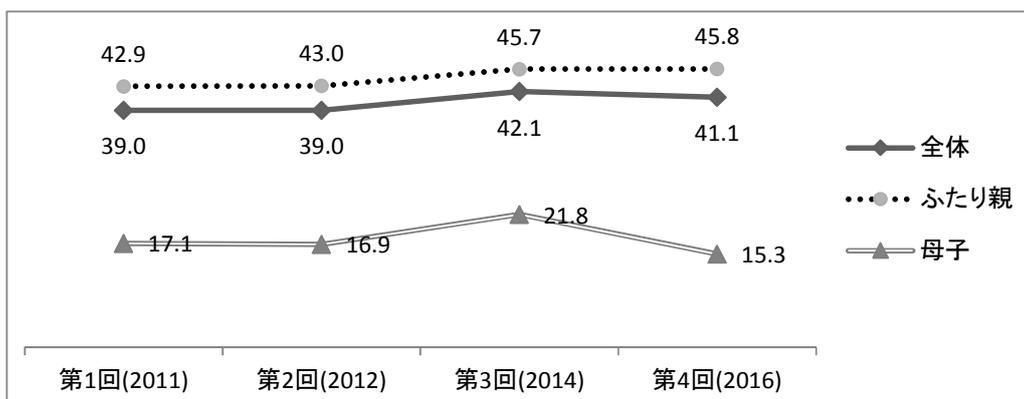


表6-2 属性別有業母親の労働時間の分布(%)

	世帯類型			雇用形態		子ども数			未子の年齢		
	世帯計	ふたり親	母子	非正社員	正社員	1人	2人	3人以上	0~5歳	6~11歳	12~18歳
第1回(2011)											
30時間未満	39.0	42.9	17.1	58.0	0.8	29.5	42.5	41.0	36.1	44.2	35.4
30~45時間未満	39.9	37.3	54.2	33.6	52.5	42.9	40.2	36.4	44.2	37.1	38.8
45時間以上	21.2	19.8	28.7	8.5	46.7	27.6	17.3	22.6	19.7	18.7	25.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,543	886	657	959	584	437	709	390	370	517	580
第2回(2012)											
30時間未満	39.0	43.0	16.9	56.1	7.3	29.3	42.8	42.3	38.8	42.6	38.5
30~45時間未満	40.0	37.3	55.0	34.5	50.1	48.1	37.5	36.4	42.9	38.5	37.3
45時間以上	21.1	19.8	28.1	9.4	42.7	22.6	19.7	21.4	18.4	18.9	24.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,566	989	577	985	581	475	715	354	387	488	582
第3回(2014)											
30時間未満	42.1	45.7	21.8	59.0	8.7	36.1	44.7	42.1	35.0	49.2	40.4
30~45時間未満	39.3	37.2	50.9	33.5	50.7	41.6	37.5	41.2	46.1	34.7	37.6
45時間以上	18.6	17.1	27.3	7.5	40.5	22.3	17.9	16.8	19.0	16.1	22.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,577	933	644	985	592	433	747	357	383	515	544
第4回(2016)											
30時間未満	41.1	45.8	15.3	60.5	6.7	30.6	46.1	40.7	37.3	45.8	39.7
30~45時間未満	41.5	38.7	56.9	31.7	58.7	47.6	37.7	43.5	47.0	35.0	43.0
45時間以上	17.4	15.6	27.8	7.7	34.6	21.9	16.3	15.8	15.8	19.3	17.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,618	956	662	978	640	443	765	396	436	492	576

注：表1-1の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

### (3) 母親の就業収入

年間就業収入が300万円を超えている高収入層の母親は、全体の2割未満(18.9%)だが、調査開始以降でもっとも高い割合となっている。就業形態別では、高収入層の母親の割合は、正社員62.1%、非正社員5.3%となっており、いずれも過去最高の割合ではない(図6-3a)。正社員として働く母親が増えたことで(図6-1)、母親全体での高収入層の割合が増加したと考えられる。

非正社員として働く有配偶の母親、いわゆる「非正規・パート主婦」の約7割(68.2%)は、配偶者控除の収入限度額である103万円以内で働いている。社会保険料負担が免除される「第3号被保険者」の収入限度額である130万円以内で働く者と合わせると、「非正規・パート主婦」の約8割は、いずれかの限度額内に収まる収入額で働いている(図6-3b)。

図6-3a 年収300万円以上の母親の割合(%)

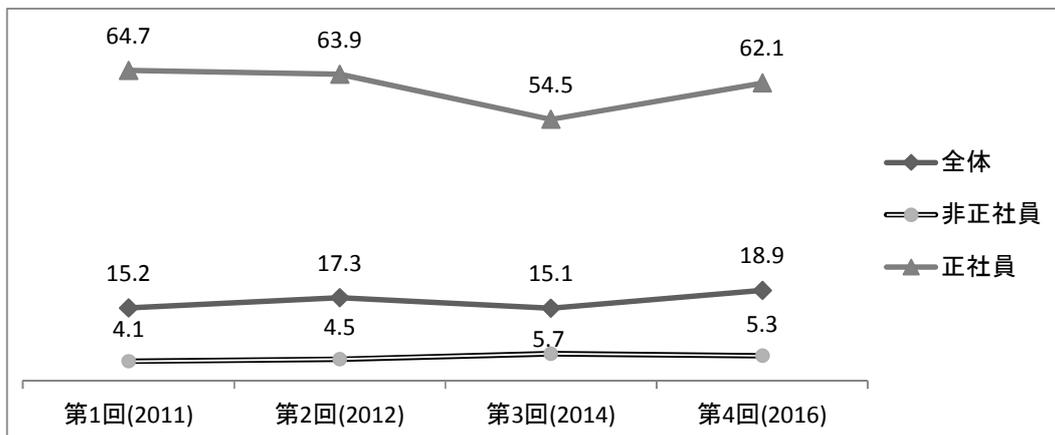
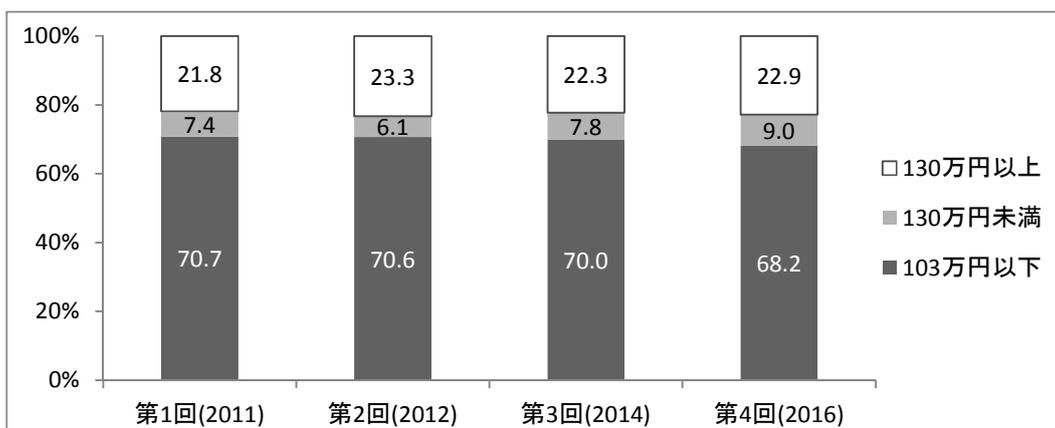


図6-3b 「非正規・パート主婦」の年収分布(%)



注：ふたり親世帯の非正社員として働く母親に関する集計結果である。

表 6-3 属性別母親の就業収入の分布(調査前年)

	世帯類型			雇用形態※		労働時間※		母親の年齢			母親の学歴	
	世帯計	ふたり親	母子	非正社員	正社員	30時間未満	30時間以上	20代	30代	40代以上	高校以下	短大以上
第1回(2011)												
収入なし	33.4	35.9	12.5	8.0	0.5	11.0	1.4	49.3	41.9	24.7	31.7	33.5
100万円未満	25.3	26.0	20.0	46.1	3.3	56.4	16.3	23.9	22.3	27.9	28.1	23.4
100～200万円	18.1	16.7	29.7	32.6	12.8	25.6	28.1	6.6	14.2	22.6	22.6	14.7
200～300万円	8.0	6.8	18.2	9.2	18.7	4.0	17.9	7.4	8.6	7.7	8.8	7.7
300～400万円	5.9	5.6	8.6	3.3	21.4	2.3	13.4	4.9	4.9	6.8	5.6	6.4
400万円以上	9.3	9.1	11.1	0.9	43.3	0.7	23.0	8.0	8.2	10.4	3.3	14.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,754	1,170	584	823	409	429	788	112	732	910	786	910
第2回(2012)												
収入なし	29.5	32.0	9.0	8.1	1.7	10.3	2.7	47.8	34.9	23.3	30.1	29.0
100万円未満	24.4	25.5	15.5	43.7	4.8	53.4	13.8	21.8	25.4	24.1	28.2	21.6
100～200万円	19.6	18.1	31.4	34.4	10.5	27.8	25.7	19.3	17.3	21.3	23.4	16.6
200～300万円	9.2	7.6	22.2	9.3	19.0	3.3	19.5	7.2	9.1	9.6	9.4	9.0
300～400万円	6.1	5.6	10.3	2.6	20.4	2.2	13.2	3.7	7.0	5.9	4.1	7.6
400万円以上	11.2	11.2	11.6	1.9	43.6	3.0	25.1	0.2	6.2	15.9	4.9	16.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,758	1,250	508	833	448	445	813	124	651	977	797	925
第3回(2014)												
収入なし	31.5	34.3	10.5	10.7	3.6	11.3	6.0	44.1	36.0	27.0	28.4	32.7
100万円未満	23.9	25.1	15.1	42.8	5.2	52.2	13.9	19.9	24.6	23.8	28.3	21.4
100～200万円	19.9	18.9	27.6	31.2	15.1	25.6	26.8	22.7	15.9	22.4	24.7	17.2
200～300万円	9.6	8.0	21.4	9.6	21.6	4.4	20.6	10.4	10.6	8.8	10.4	9.1
300～400万円	5.5	4.9	9.8	2.6	19.0	1.7	12.7	1.6	6.0	5.5	3.6	6.8
400万円以上	9.7	8.8	15.8	3.0	35.5	4.8	20.0	1.4	6.9	12.5	4.7	12.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,675	1,111	564	792	443	458	759	110	640	925	680	954
第4回(2016)												
収入なし	28.7	31.1	10.0	8.9	4.0	10.4	4.6	40.2	37.3	22.2	28.3	29.2
100万円未満	22.5	23.4	15.6	40.8	4.9	50.7	12.0	25.9	17.6	25.1	26.5	20.1
100～200万円	20.2	19.8	23.8	36.1	9.3	29.6	24.1	15.7	17.2	22.6	25.6	17.4
200～300万円	9.7	7.9	23.9	8.9	19.8	4.5	19.0	7.6	10.4	9.5	10.2	9.3
300～400万円	7.5	6.9	11.8	3.0	22.5	2.0	15.7	5.2	7.8	7.5	5.0	8.9
400万円以上	11.4	10.9	15.0	2.2	39.6	2.7	24.5	5.4	9.7	13.1	4.5	15.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,700	1,140	560	813	491	445	838	97	621	981	699	977

注：(1) 表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ※有業母親に関する集計値である。

## (4) 第1子出産後の就業継続率

第1子の妊娠・出産前後に「就業継続」した母親は、32.7%であり（育休利用19.1%、育休なし13.6%）、前回調査時とほぼ同じ水準である（表6-4）。第1子の出生年別でみると、就業継続率がもっとも高いのは、2010年以降に出産したグループ（37.5%）である。就業継続率がもっとも低いのは、2000～2004年に出産したグループ（28.1%）である（図6-4）。

妊娠や出産を機に仕事をやめる母親が依然として多い。第1子の妊娠判明直前にはすでに無職状態である母親の割合は、21.1%であり、前回調査時より1ポイント上昇している。出産後に退職した母親の割合は42.8%であり、前回調査時とほぼ同じである（表6-4）。

図6-4 第1子出生年別出産後に就業継続した母親の割合(%)

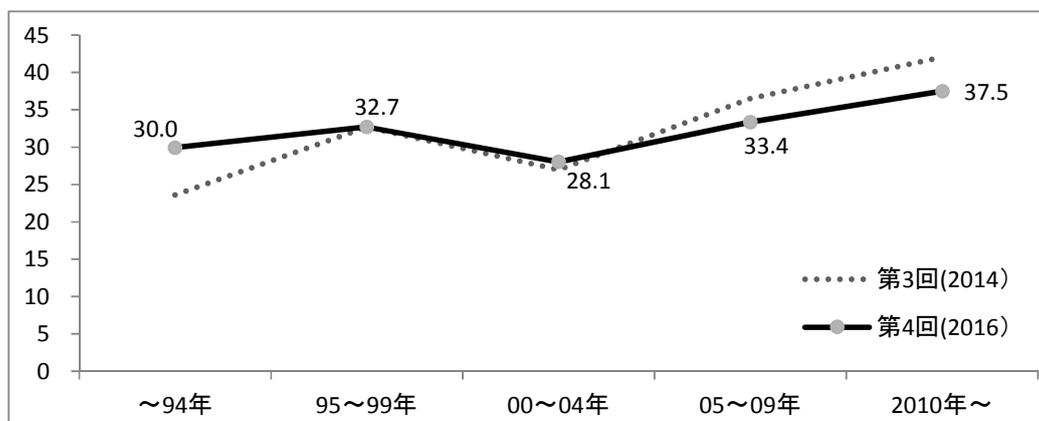


表6-4 第1子出産前後における母親の就業変化(%)

	世帯類型			雇用形態※		第1子の出生年				
	世帯計	ふたり親	母子	非正社員	正社員	～94年	95～99年	00～04年	05～09年	2010年～
第3回(2014)										
就業継続（育休利用）	16.5	16.8	15.0	15.1	35.7	7.7	13.8	12.7	21.5	27.7
就業継続（育休なし）	15.6	15.2	18.1	14.0	34.1	15.9	18.8	14.3	15.0	14.4
出産退職	43.0	43.2	41.1	47.6	19.9	48.0	38.0	48.1	43.4	39.1
妊娠前から無職	19.9	19.9	19.5	18.4	7.9	22.7	25.3	20.6	15.6	15.4
その他・不詳	5.1	4.9	6.3	4.9	2.4	5.8	4.0	4.4	4.5	3.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,092	1,368	724	1,003	534	201	505	520	422	261
第4回(2016)										
就業継続（育休利用）	19.1	19.7	15.3	14.2	42.5	18.0	16.6	13.8	20.2	26.8
就業継続（育休なし）	13.6	13.1	17.7	12.9	26.8	11.9	16.1	14.2	13.2	10.8
出産退職	42.8	42.6	43.7	48.4	20.3	45.6	41.2	45.0	46.0	38.6
妊娠前から無職	21.1	21.5	18.5	21.1	7.1	21.0	23.1	24.2	17.3	19.9
その他・不詳	3.4	3.2	4.9	3.4	3.2	3.4	3.1	2.7	3.4	4.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,041	1,348	693	977	570	117	408	527	435	452

注：(1) 表1-1の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 調査では、「妊娠判明直前」（t1）、「出産3ヵ月後」（t2）および「出産1年後」（t3）の母親の就業状況についてたずねている。各コースの定義は以下の通りである。

「就業継続」：t1-t3のいずれの時期においても、母親が有業（育児休業を含む）。

「出産退職」：t1期で母親が有業であるが、t2期またはt3期で母親が無業に転じる。

「妊娠前から無職」：t1期で母親が無業である。

(3) ※有業母親に関する集計値である。

## (5) 出産後3年くらいの間の子の就業状態の変化

第1子の妊娠が判明してから出産後3年くらいまでの比較的長い期間について、母親におけるいくつかの就業変化の有無についてたずねてみた。

第1子出産1年後の時点で「就業継続」した母親のうち、「仕事をやめた」と回答した母親の割合は、20.7%である(表6-5)。

就業形態別でみると、「仕事をやめた」者の割合は、正社員 5.7%、非正社員 33.6%となっている。一方、「労働時間を短縮した」者の割合は、正社員が 26.1%、非正社員が 18.4%である(図6-5)。

図6-5 「就業継続」した母親における出産後3年くらいの間の変化(%、MA)

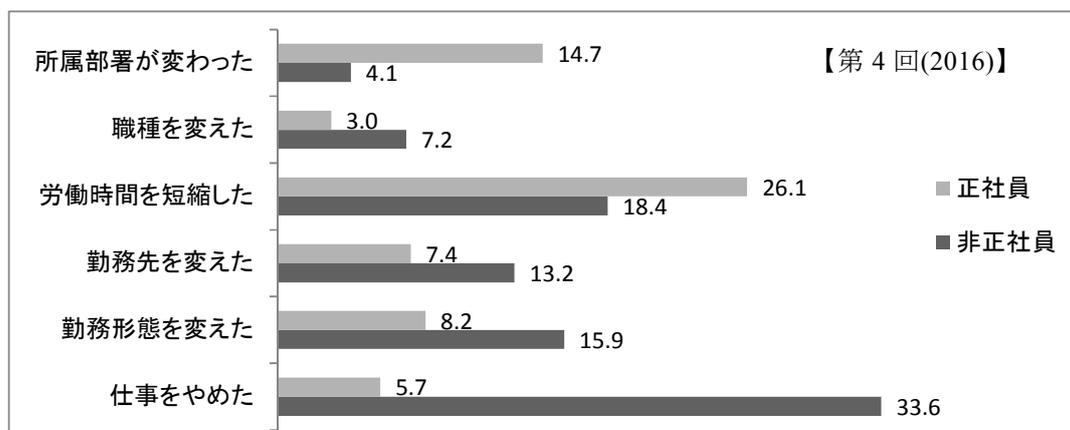


表6-5 「就業継続」した母親における出産後3年くらいの間の子の就業変化(%、MA)

	世帯類型			雇用形態※		第1子の出生年		
	世帯計	ふたり親	母子	非正社員	正社員	～99年	00～09年	2010年～
第3回(2014)								
仕事をやめた	20.7	20.9	19.2	34.1	3.8	21.1	23.0	14.3
勤務形態を変えた	12.0	11.8	13.1	15.5	7.7	8.4	11.4	16.3
勤務先を変えた	12.0	11.4	16.0	15.2	9.6	16.4	10.8	7.9
労働時間を短縮した	21.5	22.5	15.2	19.4	24.7	17.4	23.8	27.0
職種を変えた	4.9	4.1	10.4	7.4	2.7	3.7	7.0	1.9
所属部署が変わった	9.9	10.4	6.5	4.2	16.8	6.0	12.6	11.2
N	658	425	233	284	302	210	302	99
第4回(2016)								
仕事をやめた	20.7	20.0	25.7	33.6	5.7	26.7	25.0	8.1
勤務形態を変えた	10.7	10.9	9.3	15.9	8.2	8.7	12.1	9.8
勤務先を変えた	9.2	7.9	19.2	13.2	7.4	9.2	8.5	8.4
労働時間を短縮した	22.5	23.3	16.0	18.4	26.1	12.5	16.4	39.4
職種を変えた	4.5	4.0	8.3	7.2	3.0	4.7	3.8	3.7
所属部署が変わった	9.8	10.3	6.3	4.1	14.7	5.7	10.7	12.3
N	678	445	233	273	350	171	310	167

注：(1) 表1-1の還元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) 第3回(2014)調査に関する集計結果である。第1回と第2回調査は該当項目なし。

(3) 「就業継続」とは、母親が出産3ヵ月前有業で、出産1年後も有業だった場合。

(4) ※有業母親に関する集計値である。

## (6) 妊娠・出産退職の理由

第1子の妊娠が判明してから出産後3年くらいまでの間に、「仕事をやめた」と回答した女性に、その理由（3つまでの複数回答）をたずねてみた。退職理由に「仕事と育児との両立が難しいと判断した」ことを挙げた者の割合は、53.6%に上り、前回調査時より4ポイント上昇している（図6-6a）。

「仕事と育児の両立が難しいと判断した」具体的な理由を聞くと、「自分の体力が持ちそうになかった」（39.7%）がもっとも多く、次いで「妊娠・出産にともなう体調不良」（26.1%）、「勤務時間が合わなかった」（24.3%）、「子どもの保育の手立てがなかった」（23.9%）、「職場に両立を支援する雰囲気がなかった」（19.6%）を具体的な理由としてあげる者が多かった（図6-6b）。

図6-6a 退職理由に「仕事と育児の両立が難しいと判断した」こと(%)

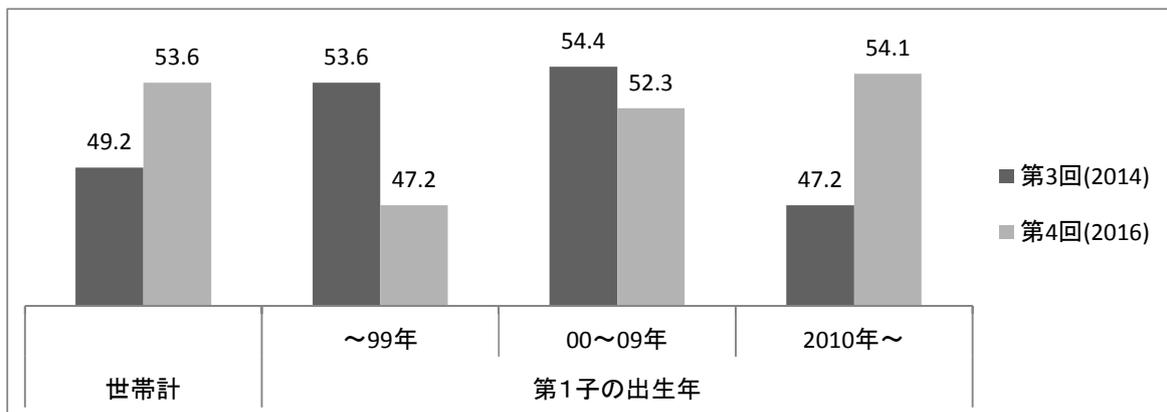


図 6-6b 「仕事と育児の両立が難しいと判断した」具体的な理由  
(%, 3つまでの複数回答)

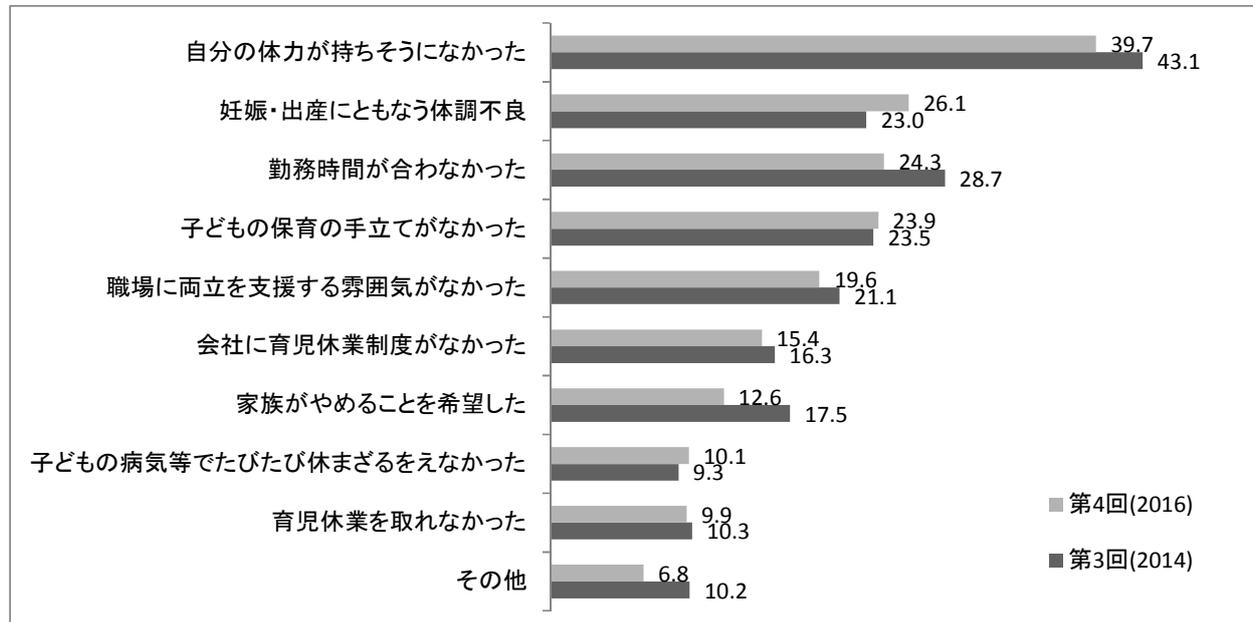


表 6-6 第1子妊娠・出産前後に退職した理由(%, 3つまでの複数回答)

	第3回(2014)						第4回(2016)					
	世帯類型			第1子の出生年			世帯類型			第1子の出生年		
	世帯計	ふたり親	母子	～99年	00～09年	2010年～	世帯計	ふたり親	母子	～99年	00～09年	2010年～
1)キャリアの発展の展望が見えなかった	0.1	0.0	0.5	0.6	0.7	0.0	0.6	0.7	0.0	0.0	0.8	0.0
2)もっと自分にあった他の仕事を見つけた	0.9	0.7	1.9	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2
3)リストラ・解雇・退職勧奨された	4.0	3.8	5.2	4.4	4.3	5.7	4.4	4.3	5.7	5.7	4.8	6.1
4)仕事の内容や働き方が自分に合わなかった	5.0	4.8	6.2	3.7	3.6	4.4	3.7	3.6	4.4	4.4	4.4	4.3
5)仕事によるストレス等で体の不調が生じた	4.3	4.3	3.8	5.6	5.3	7.8	5.6	5.3	7.8	7.8	5.4	2.5
6)仕事の契約期間が終了した	2.4	2.4	3.0	4.5	4.5	4.8	4.5	4.5	4.8	4.8	3.8	6.8
7)仕事と育児との両立が難しいと判断した	49.2	48.9	51.1	53.6	54.4	47.2	53.6	54.4	47.2	47.2	52.3	54.1
8)妊娠や出産を機に退職することが一般的だった	19.8	19.8	20.0	21.1	21.7	16.0	21.1	21.7	16.0	16.0	19.7	17.7
9)配偶者の転勤が決まった	5.8	6.2	2.4	5.3	5.6	3.0	5.3	5.6	3.0	3.0	5.4	5.8
10)家族がやめることを希望した	8.4	8.2	10.1	6.4	6.0	9.3	6.4	6.0	9.3	9.3	6.3	5.9
11)子育てに専念したかった	48.7	49.6	41.5	51.6	52.9	41.3	51.6	52.9	41.3	41.3	52.2	37.7
12)その他	11.1	10.8	13.7	3.0	2.7	5.7	3.0	2.7	5.7	5.7	2.2	8.9
N	953	649	304	331	444	101	956	642	314	251	463	192

注：(1) 表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 第1子の妊娠が判明してから出産後3年くらいまでの間に退職した女性に関する集計結果である。

## (7) 職業キャリアの現状

学校卒業後に社会人として初めてついた仕事（初職）の職種によって、母親の就業継続率に差が出ているのか。母親の職業キャリアの現状を、「無業者」、「中断型有業者」と「継続型有業者」の3つのカテゴリーに分けて、初職の職種別にその構成比をまとめてみた。

「継続型有業者」は全体の3割を占めている。初産年齢層別でみると、「継続型有業者」の割合が比較的高いのは、初産年齢が「30-34歳」（33.3%）と「35歳以上」（35.6%）の晩産女性である（図6-7）。

初職の職種別でみると、「継続型有業者」の割合がもっとも高いのは、初職が「専門・技術的職業」（34.0%）の母親である（表6-7）。

図6-7 初産年齢層別母親の職業キャリアの現状(%)

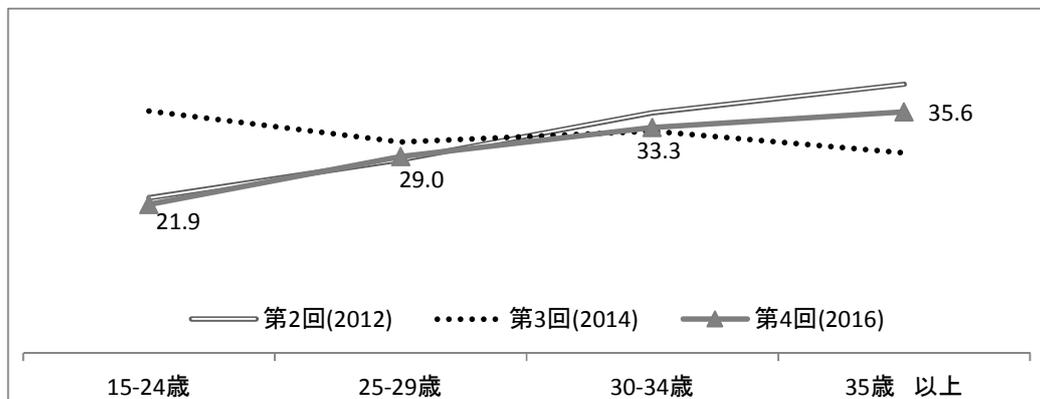


表6-7 属性別母親の職業キャリアの現状(%)

	世帯類型			初産年齢				初職の職種				
	世帯計	ふたり親	母子	15-24歳	25-29歳	30-34歳	35歳以上	専門・技術的職業	事務的職業	営業・販売の仕事	サービスの職業	その他
第2回(2012)												
「継続型」有業者	30.8	30.6	31.9	22.9	28.6	35.5	39.7	39.6	29.3	26.1	30.9	26.5
「中断型」有業者	37.8	35.8	53.6	48.0	42.8	30.4	22.6	35.1	39.9	39.8	40.6	31.2
無業者	31.4	33.6	14.5	29.1	28.6	34.1	37.7	25.3	30.9	34.2	28.5	42.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,983	1,393	590	412	725	535	173	434	661	284	354	163
第3回(2014)												
「継続型」有業者	25.9	29.1	35.3	35.8	31.2	32.8	29.6	31.0	25.4	42.7	30.9	26.5
「中断型」有業者	46.2	43.1	36.9	19.7	39.0	40.7	40.2	38.5	44.1	32.4	40.6	31.2
無業者	27.9	27.8	27.8	44.6	29.8	26.5	30.2	30.5	30.6	25.0	28.5	42.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,896	1,233	663	399	689	480	183	402	548	245	316	190
第4回(2016)												
「継続型」有業者	30.0	29.5	34.1	21.9	29.0	33.3	35.6	34.0	28.0	30.7	29.0	29.0
「中断型」有業者	41.0	39.4	52.5	52.6	44.3	36.8	25.7	43.0	44.7	36.5	35.8	45.0
無業者	29.0	31.1	13.3	25.5	26.7	29.9	38.7	23.0	27.4	32.7	35.1	26.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,976	1,311	665	375	700	552	214	453	595	298	398	148

注：(1) 表1-1の還元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 「継続型」：学校卒業後、おおむね働き続けていると本人が回答している。

「中断型」：職業を中断していたが、現在は再就職していると本人が回答している。

## (8) 就業継続と雇用条件

有業母親におけるこれまでの職業キャリアコースを「継続型」と「中断型」という2つのカテゴリーに分けてみた。「継続型」就業者の割合は41.8%、前回調査時より2ポイント下落している（表6-8）。

職業経験年数の違いに加え、「新規学卒一括採用」によって正社員をリクルートする雇用慣行の影響などにより、「中断型」就業者と「継続型」就業者との間に、著しい就業条件の格差が生じている。「継続型」就業者は、正社員比率が高く、大企業に勤務する者が多く、また平均年収が高いのが特徴である。

同じく正社員の母親の内訳をみると、「継続型」正社員の平均年収は396.7万円となっており、「中断型」正社員の平均年収の1.5倍にあたる。前回調査時に比べて、両者の収入格差が拡大している（図6-8）。

図6-8 正社員母親の平均年収(万円)

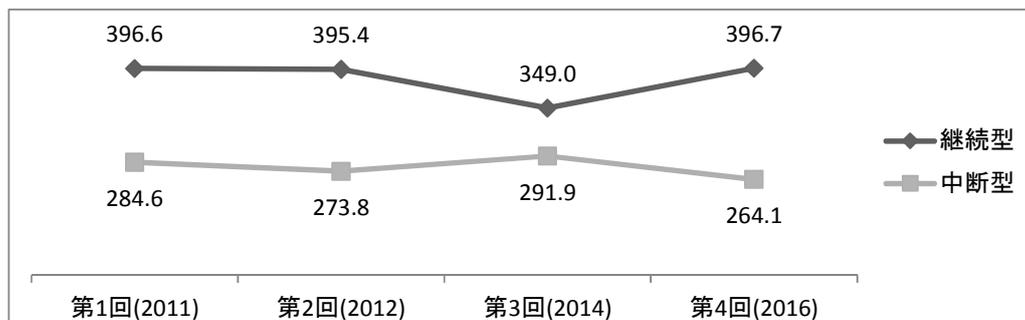


表6-8 就業継続の有無別有業母親の就業条件

	第1回(2011)			第2回(2012)		
	継続型	中断型	全体	継続型	中断型	全体
構成比 (雇用条件)	第1回(2011)			第2回(2012)		
平均年収(税込み、万円)	275.6	124.5	180.5	261.2	141.1	195.3
うち、正社員平均年収	396.6	284.6	360.7	395.4	273.8	358.6
正社員	57.4%	14.5%	30.4%	52.8%	19.5%	34.6%
官公庁・300人以上大企業勤務	30.1%	15.1%	20.7%	33.5%	19.3%	25.7%
非典型時間帯労働あり	13.5%	14.6%	14.2%	22.4%	18.0%	20.0%
平均通勤時間(片道、分)	22.4	18.0	19.6	24.1	18.1	20.8
うち、正社員平均通勤時間	25.7	20.8	24.1	29.8	23.9	28.1
N	434	740	1,174	532	689	1,221
構成比 (雇用条件)	第3回(2014)			第4回(2016)		
平均年収(税込み、万円)	253.9	135.4	187.0	286.5	138.2	200.2
うち、正社員平均年収	349.0	291.9	333.4	396.7	264.1	354.1
正社員	55.9%	16.2%	33.5%	57.9%	19.7%	35.7%
官公庁・300人以上大企業勤務	29.2%	19.1%	23.5%	37.4%	18.8%	26.6%
非典型時間帯労働あり	16.8%	13.8%	15.1%	16.1%	14.2%	15.0%
平均通勤時間(片道、分)	23.0	17.7	20.0	24.2	18.2	20.7
うち、正社員平均通勤時間	29.1	22.6	28.0	30.3	20.6	27.2
N	495	662	1,157	513	739	1,252

注：(1) 表1-1の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) 継続型：学校卒業後、おおむね働き続けていると本人が回答しており、現在も就業中。

中断型：仕事を中断していたが、現在は再就職していると本人が回答している。

## (9) 仕事と家庭生活のコンフリクト (Work-Life Conflict: WLC)

「仕事のため、しなければならない家事や育児のいくつかができなかった」(WLC1)、「仕事のため、家事や育児を果たすことが難しくなっている」(WLC2)、「家事や育児のため、仕事に集中することが難しくなっている」(WLC3) といういずれかの WLC を「ほぼ毎日」感じている母親は、有業者の 11.0% である。末子の年齢が 6 歳未満のグループでは、該当割合は 14.4% に上る (図 6-9)。

雇用形態別でみると、いずれかの WLC を「ほぼ毎日」感じている者の割合は、正社員の母親 (17.1%) が比較的高い。一方、三世帯同居の有無や子ども数による違いは少ないようである (表 6-9)。

図 6-9 末子の年齢層別 WLC を「ほぼ毎日」感じている母親の割合 (%)

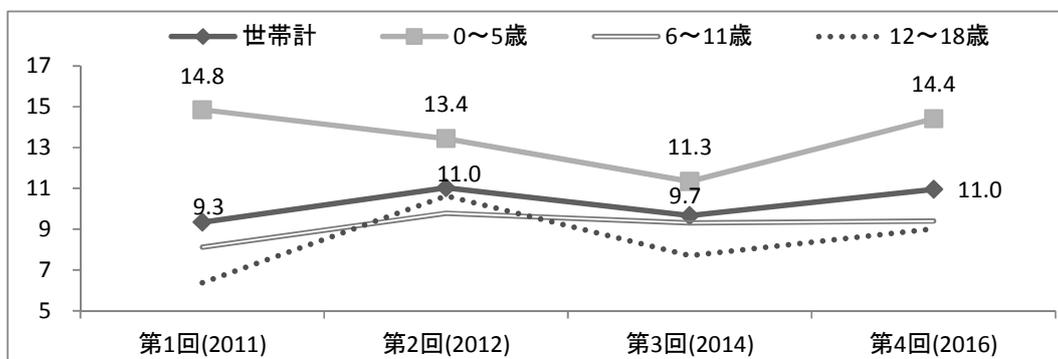


表 6-9 属性別 WLC を「ほぼ毎日」感じている有業母親の割合 (%)

	世帯類型			雇用形態		三世帯同居		子ども数			末子の年齢		
	世帯計	ふたり親	母子	非正社員	正社員	なし	あり	1人	2人	3人以上	0~5歳	6~11歳	12~18歳
第1回(2011)													
WLC1	5.9	5.0	11.0	3.5	11.7	4.7	8.1	5.0	5.7	7.0	8.7	4.8	4.8
WLC2	5.3	4.2	11.7	2.6	11.9	4.1	7.2	6.3	4.9	5.1	6.7	5.3	4.0
WLC3	1.8	1.7	2.7	1.6	2.5	2.2	1.0	2.7	1.5	1.6	4.4	0.7	1.0
上記のいずれか	9.3	8.0	17.3	6.0	17.3	8.2	11.1	9.7	8.6	10.2	14.8	8.1	6.4
N	1,400	823	577	932	468	878	466	387	657	350	335	469	526
第2回(2012)													
WLC1	8.4	8.0	10.5	5.3	15.0	8.7	7.0	10.2	8.0	6.9	11.7	6.1	7.8
WLC2	6.8	6.0	11.5	3.4	13.9	6.3	8.4	8.4	5.8	6.6	6.8	6.5	7.0
WLC3	1.8	1.7	2.6	1.4	2.8	1.8	1.9	1.7	2.1	1.3	2.7	1.6	1.6
上記のいずれか	11.0	10.2	16.1	7.3	18.8	10.7	11.8	12.2	10.6	10.2	13.4	9.8	10.6
N	1,472	953	519	975	497	1,093	374	447	670	336	365	469	535
第3回(2014)													
WLC1	7.1	6.7	9.2	5.2	11.3	7.3	5.6	6.9	7.4	6.5	6.9	7.5	6.4
WLC2	5.4	4.7	9.2	3.6	9.2	5.1	6.0	5.8	5.4	4.4	5.9	5.0	4.3
WLC3	2.4	2.2	3.1	2.4	2.2	2.6	1.9	0.8	2.6	3.7	3.9	1.7	1.2
上記のいずれか	9.7	9.0	13.2	7.7	14.1	9.6	9.5	8.3	10.1	9.9	11.3	9.3	7.7
N	1,492	887	605	972	520	1,051	409	406	712	335	362	493	509
第4回(2016)													
WLC1	8.0	7.6	10.3	5.6	12.5	8.2	6.9	10.2	7.5	6.9	9.2	7.3	7.4
WLC2	6.7	6.1	10.2	3.5	12.8	6.6	7.1	6.8	6.8	6.3	7.5	6.7	6.2
WLC3	2.2	2.2	2.2	1.9	2.8	2.3	2.1	2.5	2.2	2.1	4.2	1.3	1.3
上記のいずれか	11.0	10.3	14.8	7.8	17.1	11.1	10.6	13.2	10.4	10.4	14.4	9.4	9.0
N	1,522	933	589	966	556	1,097	372	415	719	373	411	469	541

注：(1) 表 1-1 の復元倍率 (母集団数 / 有効回答数) で重み付けした集計値である。

(2) WLC1：仕事のため、しなければならない家事や育児のいくつかができなかった。

WLC2：仕事のため、家事や育児を果たすことが難しくなっている。

WLC3：家事や育児のため、仕事に集中することが難しくなっている。

## (10) 就業と健康

無業母親は総じて有業母親より健康状態が悪い。自分の健康状態が、「あまり良くない」または「良くない」と回答した者の割合は、無業母親が 15.3%、有業母親が 9.7%となっている（図 6-10）。

ふたり親世帯の母親と比べて、母子世帯の母親、とくに無業母子世帯は健康状態が悪い。無業母子世帯の 6 割弱は、自分の健康状態が「(あまり)良くない」と回答しており、2人に1人（53.4%）に抑うつ傾向がある（表 6-10）。

図 6-10 健康状態が(あまり)良くない母親の割合(%)

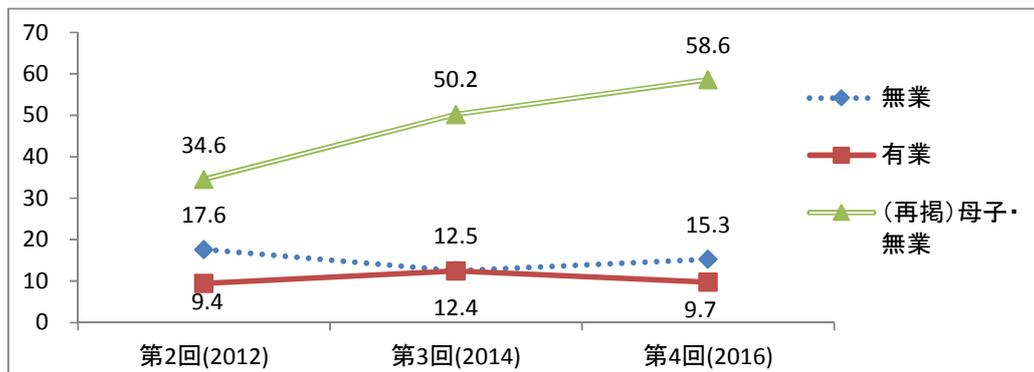


表 6-10 就業有無別母親の健康状態

	世帯類型			就業有無		(再掲) 母子	
	世帯計	ふたり親	母子	無業	有業	無業	有業
第2回(2012)							
健康状態が(あまり)良くない	11.9%	11.1%	18.8%	17.6%	9.4%	34.6%	16.4%
持病で通院していた	13.7%	13.2%	18.0%	16.1%	12.6%	32.2%	15.8%
入院していた	2.2%	2.3%	1.8%	2.0%	2.3%	3.0%	1.6%
CES-D抑うつ尺度得点(0-30点)	6.8	6.6	8.7	7.2	6.7	10.4	8.4
抑うつ傾向 (CES-D得点11以上)	19.9%	18.4%	32.2%	24.2%	18.1%	46.3%	30.1%
N	1,865	1,324	541	510	1,355	75	466
第3回(2014)							
健康状態が(あまり)良くない	12.5%	10.7%	25.2%	12.5%	12.4%	50.2%	22.0%
持病で通院していた	15.2%	14.4%	21.2%	16.0%	14.9%	33.8%	19.6%
入院していた	1.6%	1.5%	2.1%	2.6%	1.2%	9.3%	1.2%
CES-D抑うつ尺度得点(0-30点)	6.5	6.2	9.3	6.2	6.7	12.9	8.8
抑うつ傾向 (CES-D得点11以上)	18.0%	15.7%	35.0%	17.4%	18.2%	53.5%	32.6%
N	1,752	1,157	595	421	1,331	64	531
第4回(2016)							
健康状態が(あまり)良くない	11.3%	9.9%	21.7%	15.3%	9.7%	58.6%	16.8%
持病で通院していた	13.6%	12.7%	20.9%	14.4%	13.3%	38.8%	18.5%
入院していた	1.4%	1.4%	1.8%	1.2%	1.5%	5.2%	1.3%
CES-D抑うつ尺度得点(0-30点)	6.6	6.3	9.2	6.7	6.5	12.1	8.8
抑うつ傾向 (CES-D得点11以上)	18.7%	16.7%	34.1%	19.3%	18.5%	53.4%	31.5%
N	1,881	1,247	634	452	1,429	77	557

注：(1) 表 1-1 の還元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) CES-D 抑うつ尺度は、最近の 1 週間で「普段は何でもないことで悩む」、「物事に集中できない」、「落ち込んでいる」、「何をしても面倒だ」等 10 項目について、「ほとんどない」（得点 0）、「1～2 日」（得点 1）、「3～4 日」（得点 2）、または「5 日以上」（得点 3）のどちらになるかをたずね、その合計得点をメンタルヘルスの指標とする。11 という閾値 (Cutoff-point) は、米国の臨床実験結果に基づくものである。

## 7 育児休業、短時間勤務と子育て世帯への支援

### (1) 住居の構え方と祖父母による援助

妻または夫の母親（祖母）との同別居状況をみると、「同居」が18.6%、徒歩圏内（同一敷地内を含む）の「近居」または片道1時間未満の「準近居」が合わせて58.1%となっており、約4分の3の子育て世帯は、祖母とアクセスしやすい距離で住居を構えている（図7-1）。

祖父母から月に2回以上の「世話的援助」を受けている世帯の96.1%、年に数回以上の「経済的援助」を受けている世帯の85.0%は、祖母と同居または（準）近居している（表7-1）。

図7-1 祖母と「同居」および「（準）近居」する世帯の割合（%）

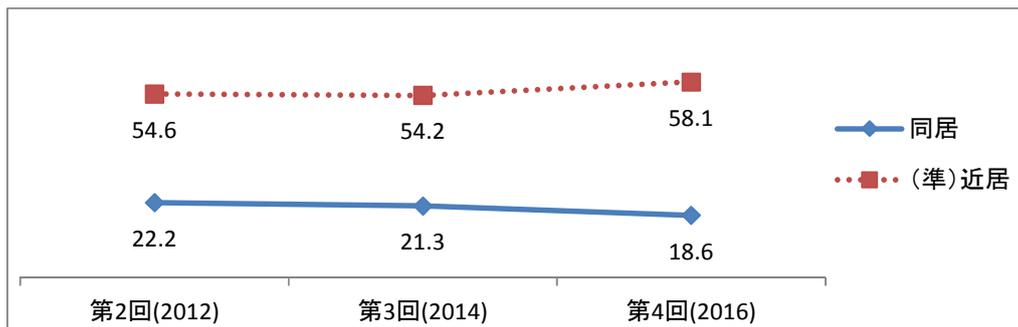


表7-1 属性別住居の構え方（%）

	世帯類型			就業有無※		世話的援助		経済的援助	
	世帯計	ふたり親	母子	無業	有業	なし	あり	なし	あり
第2回(2012)									
同居	22.2	20.2	36.3	17.2	24.6	13.6	39.1	17.3	31.3
近居-徒歩圏内	22.3	23.4	14.2	19.1	24.2	19.7	29.4	20.4	28.0
準近居-片道1H未満	32.3	34.2	19.6	35.9	30.0	35.4	26.3	35.6	24.4
別居-片道1H以上	18.0	18.6	13.8	24.2	15.3	25.0	3.3	20.4	14.0
該当母親はいない	5.2	3.6	16.1	3.6	5.9	6.4	1.9	6.2	2.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,153	1,467	686	553	1,532	1,416	642	1,470	568
第3回(2014)									
同居	21.3	20.4	27.6	17.1	23.0	12.9	39.1	17.0	29.3
近居-徒歩圏内	22.7	23.7	15.7	19.5	23.9	20.6	28.5	23.7	20.9
準近居-片道1H未満	31.5	32.7	23.6	34.6	30.6	34.1	26.5	32.4	31.7
別居-片道1H以上	19.9	20.8	13.6	25.5	17.8	27.2	4.8	22.3	15.9
該当母親はいない	4.6	2.4	19.5	3.4	4.7	5.1	1.2	4.6	2.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,126	1,349	777	466	1,545	1,348	627	1,369	581
第4回(2016)									
同居	18.6	16.3	33.7	11.0	21.7	11.2	36.6	14.5	28.4
近居-徒歩圏内	23.7	24.7	16.5	25.7	23.3	19.7	33.3	22.8	25.8
準近居-片道1H未満	34.5	36.5	20.6	38.7	32.5	37.9	26.1	36.0	30.8
別居-片道1H以上	19.1	19.8	14.7	21.5	17.8	26.0	2.2	21.5	13.2
該当母親はいない	4.2	2.7	14.6	3.1	4.7	5.2	1.7	5.2	1.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,132	1,353	779	490	1,607	1,485	647	1,543	589

注：(1) 表1-1の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 同別居状況は、妻または夫の母親のうち、もっともアクセスしやすい居住状態にいる方を指している。ふたり親世帯の場合、「※就業有無」は母親に関するものである。

(3) 「世話的援助あり」とは、夫または妻の親が子どもの世話・家事援助を月に2回以上を行った場合、「経済的援助あり」とは、夫または妻の親が経済的援助を年に数回程度またはそれ以上の頻度で行った場合を指している。

## (2) 育児休業制度の利用

育児期の就業を支える代表的な制度が、「育児休業制度」である。1992年に育児休業法（現在の育児・介護休業法）が施行されて以来、育児休業取得者は年々増え、2013年の育児休業取得率は、女性が81.5%、男性が2.65%（厚生労働省「平成27(2015)年度雇用均等基本調査」）となっている。

子育て中の女性全体では、これまでに育児休業制度を利用したことがある者の割合（育休経験率）は25.3%であり、前回調査時より4ポイント上昇している。育休経験率は、調査開始以降、上昇傾向が続いている（図7-2）。

第1子の出生年別で見ると、直近の時期に出産した女性ほど、育休経験率が高い。育休経験率は、第1子を出産した時期が「1999年以前」では17.4%、「2000-2009年」では24.0%、「2010年-」では37.4%となっている（図7-2）。

育休経験率は、現在の雇用形態によって大きく異なる。正社員の育休経験率（64.6%）と非正社員の育休経験率（14.9%）との間に、大きな開きがある（表7-2）。

図7-2 第1子の出生年別育休を利用したことがある母親の割合(%)

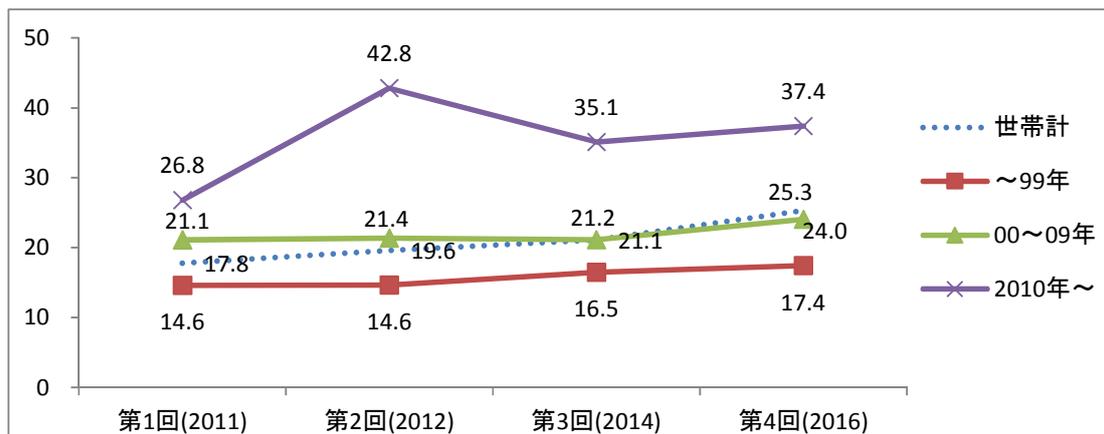


表7-2 属性別育休を利用したことがある母親の割合(%)

	世帯類型別			第1子の出生年別			雇用形態※		初職	
	世帯計	ふたり親	母子	~99年	00~09年	2010年~	非正社員	正社員	非正社員	正社員
第1回(2011)	17.8	18.5	11.8	14.6	21.1	26.8	10.0	57.4	6.8	20.7
N	2,055	1,356	699	1,069	830	79	944	473	438	1,604
第2回(2012)	19.6	20.8	10.9	14.6	21.4	42.8	9.7	59.4	16.8	21.1
N	2,077	1,456	621	948	891	130	987	508	460	1,561
第3回(2014)	21.1	22.2	13.0	16.5	21.2	35.1	14.3	57.4	15.8	23.7
N	2,092	1,368	724	706	942	261	1,003	534	466	1,458
第4回(2016)	25.3	26.2	18.9	17.4	24.0	37.4	14.9	64.6	17.4	27.6
N	2,041	1,348	693	525	962	452	977	570	485	1,518

注：(1) 表1-1の還元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 出産の前にすでに無業または退職していた母親を含む集計値である。

(3) ※有業母親に限定した集計結果である。

### (3) 育児のための短時間勤務制度の利用

2010年に施行された改正育児・介護休業法では、3歳未満の子どもを養育している労働者については、事業主は、希望すれば利用できる1日原則6時間の短時間勤務制度を講じることが義務付けられている。また、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者については、労働者区分に応じ、短時間勤務制度を講ずることが努力義務とされている。

子育て中の女性全体では、これまでに短時間勤務制度を利用したことがある者の割合（時短経験率）は、10.8%である。時短経験率は、第2回(2012)調査時より5ポイント上昇している。正社員女性の「時短」利用がとくに進んでおり、時短経験率は、第2回(2012)調査時の19.3%から27.5%に上昇している（図7-3）。

また、直近の時期に出産した女性ほど、時短経験率が高い。時短経験率は、第1子を出産した時期が「1999年以前」では6.6%、「2000-2009年」では9.7%、「2010年以降」では17.9%である（表7-3）。

図7-3 「時短」制度を利用したことがある母親の割合(%)

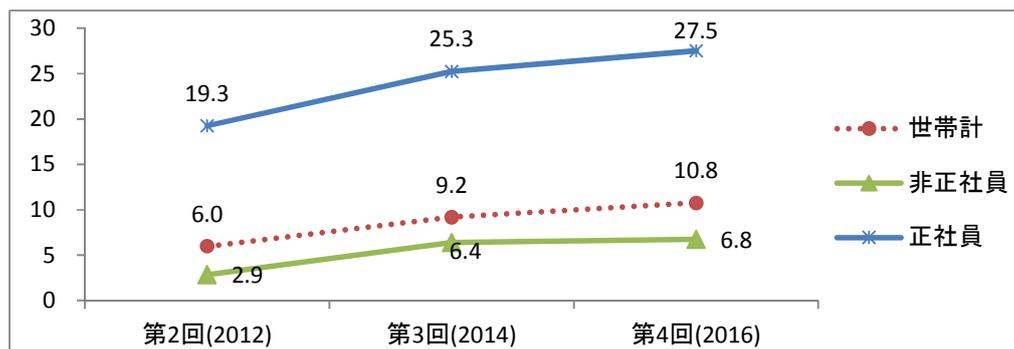


表7-3 属性別「時短」制度の利用状況(%)

	世帯類型別			第1子の出生年別			雇用形態※		末子年齢層※		
	世帯計	ふたり親	母子	～99年	00～09年	2010年～	非正社員	正社員	3歳未満	6歳未満	6歳以上
第2回(2012)											
利用経験あり	6.0	6.3	3.4	4.6	5.9	15.7	2.9	19.3	17.4	11.0	5.5
利用経験なし	94.0	93.7	96.6	95.5	94.1	84.3	97.1	80.7	82.6	89.0	94.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,885	1,362	523	852	838	127	889	451	156	196	910
第3回(2014)											
現在利用中	3.3	3.5	1.4	0.6	3.3	9.0	1.9	11.0	15.0	8.5	1.5
過去に利用	5.9	6.3	3.0	5.2	6.3	8.0	4.5	14.3	11.6	9.9	6.5
利用経験なし	90.8	90.2	95.6	94.2	90.4	83.0	93.6	74.7	73.4	81.6	92.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,888	1,258	630	645	882	241	907	484	156	196	910
第4回(2016)											
現在利用中	4.2	4.5	1.5	0.8	3.0	10.2	3.3	10.7	20.1	9.9	1.5
過去に利用	6.6	6.7	6.2	5.8	6.7	7.7	3.4	16.8	12.4	8.3	6.8
利用経験なし	89.2	88.8	92.4	93.4	90.3	82.1	93.3	72.5	67.5	81.8	91.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,924	1,287	637	499	918	428	922	533	194	201	972

注：(1) 表1-1の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ※有業母親に限定した集計結果である。

#### (4) 保育所の利用

6歳未満の子どもの保育所利用率（世帯ベース）は40.2%となっており、一転して前回調査時より4ポイント低下している（表7-4）。子どもの年齢別で見ると、0歳児、3～5歳児の保育所利用率は、前回調査時より低下しているが、1歳児と2歳児の利用率はわずかに上昇している（図7-4）。

3～5歳児の幼稚園利用率は上昇しており、4歳児の50.4%、5歳児の64.1%は幼稚園に在籍している（表7-4）。

図7-4 子どもの年齢別保育所の利用率(%)

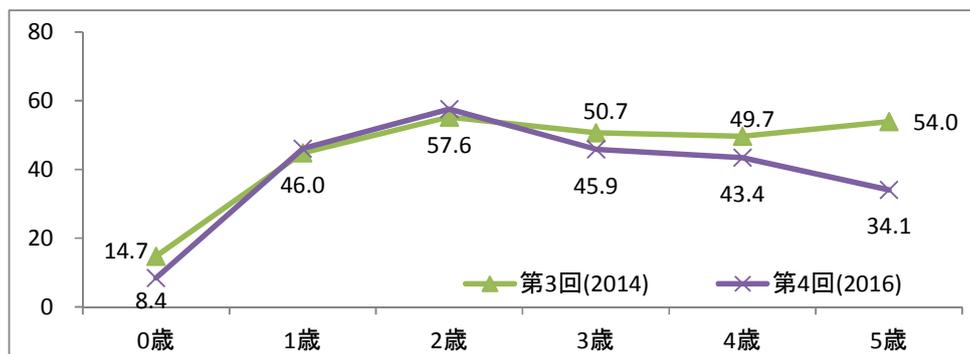


表7-4 属性別就学前児童の保育所等の在籍状況(%)

	世帯類型別			雇用形態※		末子の年齢別					
	世帯計	ふたり親	母子	非正社員	正社員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
第1回(2011)											
保育園	30.8	28.5	70.5	56.5	62.5	6.6	28.7	34.9	44.0	37.5	40.1
幼稚園	18.8	19.2	11.2	21.6	10.5	0.0	0.0	0.0	24.7	55.7	58.6
その他	50.5	52.3	18.3	21.9	27.1	93.4	71.3	65.1	31.3	6.8	1.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	644	524	120	206	143	102	144	115	96	91	96
第2回(2012)											
保育園	40.4	38.3	71.2	61.8	64.3	11.1	38.9	49.2	48.0	53.2	34.5
幼稚園	20.1	20.4	15.3	23.1	8.5	1.6	1.0	4.1	19.9	34.1	60.1
その他	39.5	41.3	13.5	15.1	27.2	87.3	60.2	46.8	32.2	12.7	5.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	593	485	108	223	145	73	96	105	114	114	91
第3回(2014)											
保育園	44.5	42.8	74.8	68.8	67.7	14.7	44.9	55.2	50.7	49.7	54.0
幼稚園	19.1	19.5	11.0	14.2	11.3	0.0	1.0	10.3	24.7	40.3	46.0
その他	36.4	37.6	14.2	17.0	21.0	85.3	54.1	34.5	24.6	10.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	562	465	97	197	156	90	97	93	102	89	91
第4回(2016)											
保育園	40.2	37.8	74.1	55.8	64.9	8.4	46.0	57.6	45.9	43.4	34.1
幼稚園	21.5	21.7	18.0	28.0	9.7	0.0	0.0	0.0	30.8	50.4	64.1
その他	38.4	40.5	7.9	16.2	25.4	91.6	54.0	42.4	23.4	6.2	1.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	579	453	126	225	170	74	119	91	112	97	86

注：(1) 表1-1の還元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 集計対象は、6歳未満の子どものいる世帯である。6歳未満の子どもが2人以上いる場合、一番下の子どもの保育所利用状況についてである。※有業母親に関する集計。

## (5) 学童保育の利用

日中保護者が家庭にいない、10歳未満の小学生児童（一部の自治体では4年生以上も可能）を対象に行っている保育サービス、いわゆる「学童保育」への需要は、近年増加傾向にある。

6歳～9歳の小学校低学年児童のいる世帯のうち、現在もしくは過去に学童保育を利用したことがある世帯は、全体の41.5%に上り、調査開始以降増加傾向が続いている。また、ふたり親世帯に比べて、ひとり親世帯の学童保育の利用割合が高くなっている（図7-5）。

母親が正社員として働く家庭では、学童保育園の利用経験率は7割を超えており、約半数の家庭は「現在利用中」と回答している。非正社員や短時間就業者の利用経験率は4割程度で、約2割は「現在利用中」と答えている（表7-5）。

図7-5 学童保育を利用したことがある世帯の割合(%)

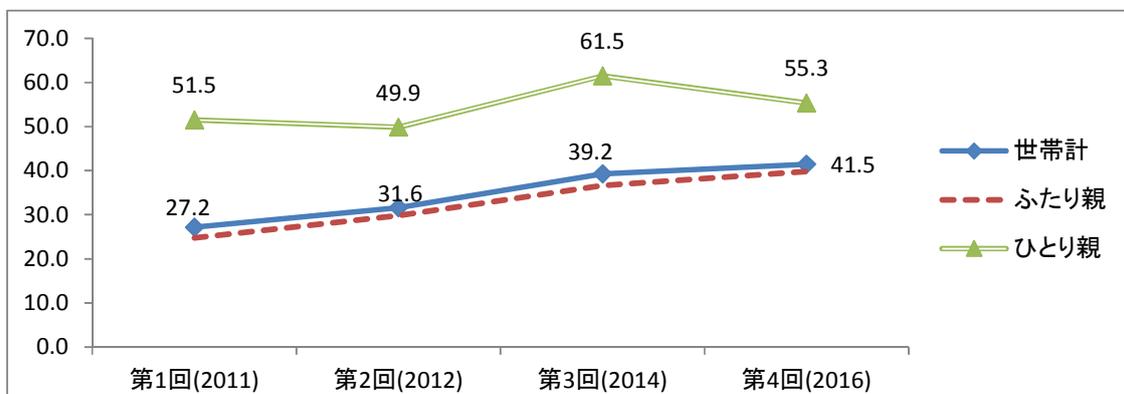


表7-5 属性別学童保育の利用状況—小学校低学年児童のいる世帯(%)

	世帯類型別			雇用形態※		労働時間※	
	世帯計	ふたり親	ひとり親	非正社員	正社員	30時間未満	30時間以上
第1回(2011)							
利用経験あり	27.2	24.7	51.5	34.1	62.5	28.2	55.0
N	654	462	192	275	125	156	235
第2回(2012)							
利用経験あり	31.6	29.8	49.9	34.1	59.0	30.4	50.8
N	602	456	146	287	123	175	231
第3回(2014)							
利用経験あり	39.2	36.6	61.5	44.2	74.9	38.3	66.0
(再掲)利用中	23.6	21.2	44.1	24.3	56.2	19.9	45.7
N	653	457	196	321	138	185	263
第4回(2016)							
利用経験あり	41.5	39.8	55.3	43.3	71.4	37.0	66.8
(再掲)利用中	23.1	21.7	34.7	22.6	49.9	19.5	42.0
N	633	428	205	318	156	189	279

注：(1) 表1-1の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 集計対象は、6歳～9歳の子どもを育てている世帯である。

(3) ※有業母親に関する集計結果である。

## (6) 就業支援制度の利用

子育て中の女性に手厚く就職支援を行う目的で、マザーズハローワークが2006年度から導入されている。また、ひとり親に職業訓練の資金を援助するために、「自立支援教育訓練給付金」と「高等職業訓練促進給付金」制度が2003年度に導入されている。前者は、指定教育訓練講座の受講費用の一部（費用の60%、最大20万円※調査時点）を助成する制度で、後者は看護師等専門職の養成機関の在籍費用の一部（月額7万500円～10万円、最大3年間※調査時点）を生活の負担の軽減を目的として助成する制度である。

マザーズハローワークを利用したことがある母親の割合は5.9%となっており、第1回(2011)調査以降は増加傾向が続いている。「自立支援教育訓練促進費」または「高等技能訓練促進費」を受けたことがある母親（母子世帯）の割合（以下「受給経験率」）は、それぞれ3.8%と3.6%である。前回調査時に比べて受給経験率は、「高等技能訓練促進費」がわずかに増えているものの、「自立支援教育訓練促進費」が逆に減少している（図7-6）。

世帯類型別でみると、ふたり親世帯に比べて、母子世帯の母親が、マザーズハローワークをよく利用している。マザーズハローワークの利用経験を持つ母親は、母子世帯が8人に1人(12.5%)であるのに対して、ふたり親世帯が20人に1人(5.1%)となっている（表7-6）。

母親の年齢階級別でみると、マザーズハローワークをもっとも多く利用しているのは、20代の若年母親である(10.8%)。母親の就業形態別でみると、マザーズハローワークを比較的多く利用しているのは、非正社員の母親である(7.6% vs. 2.5%)。

非正社員の母子世帯は、「自立支援教育訓練促進費」の受給経験率が比較的高い(4.5% vs. 3.0%)。正社員の母子世帯の母親は、「高等技能訓練促進費」の受給経験率が比較的高い(5.3% vs. 2.5%)（表7-6）。

図7-6 就業支援制度を利用したことがある母親の割合(%)

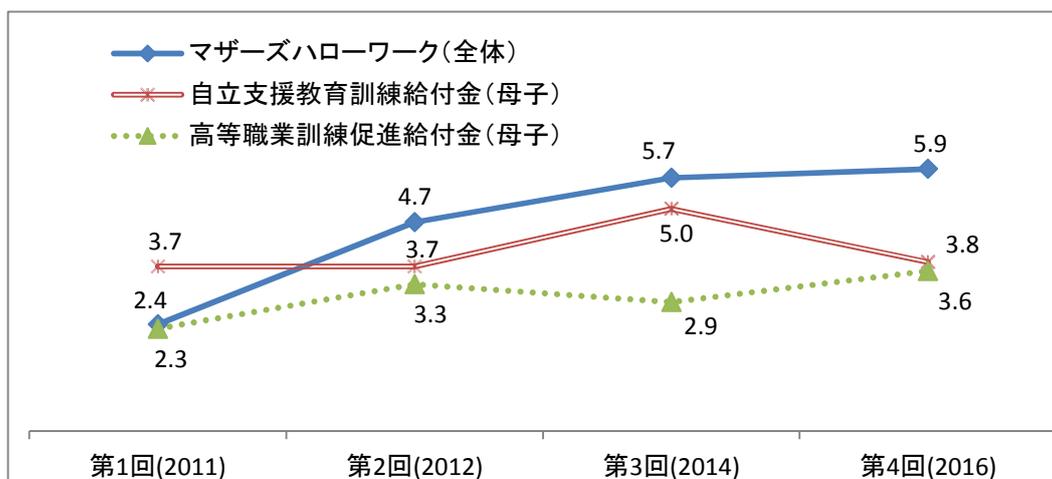


表 7-6 属性別就業支援制度を利用したことがある母親の割合(%)

	世帯類型別			母親の年齢			雇用形態※				
	世帯計	ふたり親	母子	20代	30代	40代以上	非正社員		正社員		
第1回(2011)											
マザーズハローワーク	2.4	1.8	7.5	3.6	3.3	1.5	3.6		1.0		
自立支援教育訓練給付金	0.9	0.5	3.7	1.8	0.7	0.9	1.1	(3.8)	0.2	(1.3)	
高等職業訓練促進給付金	0.8	0.7	2.3	1.2	1.5	0.2	0.8	(2.3)	1.8	(1.6)	
N	1,853	1,243	610	126	796	931	849	306	421	199	
第2回(2012)											
マザーズハローワーク	4.7	4.2	9.4	6.3	6.8	3.0	6.2		2.2		
自立支援教育訓練給付金	1.7	1.5	3.7	2.3	1.5	1.9	2.1	(2.6)	2.0	(5.5)	
高等職業訓練促進給付金	1.1	0.9	3.3	0.5	1.0	1.3	1.0	(3.6)	1.3	(2.5)	
N	1,907	1,375	532	138	730	1,034	898	277	459	163	
第3回(2014)											
マザーズハローワーク	5.7	4.9	11.6	11.3	8.5	3.1	6.1		4.6		
自立支援教育訓練給付金	1.7	1.2	5.0	0.0	2.0	1.6	1.9	(5.0)	1.6	(4.4)	
高等職業訓練促進給付金	1.0	0.8	2.9	0.6	1.9	0.5	1.2	(1.7)	1.0	(4.6)	
N	1,899	1,262	637	130	729	1,040	917	305	480	238	
第4回(2016)											
マザーズハローワーク	5.9	5.1	12.5	10.8	7.8	4.3	7.6		2.5		
自立支援教育訓練給付金	1.9	1.7	3.8	1.7	2.2	1.8	1.8	(4.5)	1.2	(3.0)	
高等職業訓練促進給付金	1.4	1.1	3.6	2.7	1.0	1.5	1.4	(2.5)	1.4	(5.3)	
N	1,938	1,288	650	118	704	1,115	930	320	536	242	

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ※有業母親に関する集計値。

(3) 括弧の中の数値は、母子世帯に限定した集計値である。

## (7) 拡充してほしい公的支援

育児と就業を両立する上で、拡充してほしい公的支援についてたずねると、「児童手当の増額」(60.2%)、「乳幼児医療費助成期間の延長」(27.5%)、「職業訓練を受ける際の金銭的援助」(12.9%)、「年少扶養控除の復活」(11.8%)といった「金銭的援助」の拡充を望む保護者がもっとも多く、そのいずれかを選択した保護者は、全体の73.6%を占めている。ふたり親世帯に比べて、ひとり親世帯は「金銭的支援」を選ぶ割合が比較的高い。

「(休日保育、延長保育等)保育サービスの多様化」(26.4%)、「病時・病後児保育制度の充実」(25.6%)、「保育所の増設」(24.7%)といった「保育サービス」の拡充を望む保護者も、全体の約半数(51.6%)を占めている。

一方、「育児休業の法定期間の延長」(10.5%)または「子の看護休暇の法定期間の延長」(6.3%)といった「休業・休暇の期間延長」を希望する保護者は比較的少なく、全体の15.2%である。3歳未満の児童の保護者は、「保育サービス」と「休業・休暇の期間延長」を選好する傾向がある(表7-7)。

表7-7 拡充してほしい公的支援(%、3つまでの複数回答)

	世帯類型別			学歴別		末子の年齢層別			世帯の収入階級別		
	世帯計	ふたり親	ひとり親	高校以下	短大以上	3歳未満	6歳未満	6歳以上	貧困層	中低収入層	中高収入層以上
第2回(2012)											
金銭的支援(①～④のいずれか)	78.1	77.4	82.8	83.5	74.6	75.5	86.8	76.7	88.2	85.9	71.7
保育サービス(⑤～⑦のいずれか)	52.7	53.9	44.2	49.3	55.9	70.8	54.4	48.0	41.3	51.3	58.1
休業・休暇の期間延長(⑧または⑨)	12.5	12.9	9.2	8.4	15.9	21.9	8.4	10.7	10.1	10.0	16.6
N	2,018	1,404	614	888	1,055	322	315	1,228	146	506	817
第3回(2014)											
金銭的支援(①～④のいずれか)	75.8	74.9	82.2	79.8	72.8	74.6	79.3	76.5	84.6	80.3	72.1
保育サービス(⑤～⑦のいずれか)	50.3	51.4	43.1	43.7	55.2	69.6	59.9	41.2	40.6	50.4	54.5
休業・休暇の期間延長(⑧または⑨)	15.4	16.2	9.3	11.0	18.5	27.8	15.3	11.1	5.5	15.1	18.5
N	2,074	1,345	729	852	1,119	346	288	1,275	265	429	780
第4回(2016)											
金銭的支援(①～④のいずれか)	73.6	72.8	79.5	78.6	70.9	74.1	77.8	72.2	85.3	78.8	70.7
①児童手当の増額	60.2	59.0	68.3	65.1	57.7	61.5	66.9	57.8	78.7	66.0	56.3
②年少扶養控除の復活	11.8	11.7	13.0	12.0	11.5	16.3	14.0	9.8	20.5	12.5	11.8
③乳幼児医療費助成期間の延長	27.5	28.7	19.3	28.1	27.6	24.7	28.1	27.9	26.8	28.4	27.3
④職業訓練を受ける際の金銭的援助	12.9	11.6	21.6	16.4	10.6	8.1	9.9	15.4	26.4	13.5	10.7
保育サービス(⑤～⑦のいずれか)	51.6	53.1	41.0	47.3	54.2	68.2	58.1	43.6	36.0	51.1	55.5
⑤保育サービスの多様化	26.4	27.1	22.2	20.3	30.0	37.1	26.3	23.1	23.4	24.8	29.2
⑥保育所の増設	24.7	26.1	15.1	20.2	27.4	39.4	23.8	19.0	15.7	21.8	26.8
⑦病時・病後児保育制度の充実	25.6	26.4	20.1	22.0	27.7	26.2	31.6	23.8	15.1	23.8	28.2
休業・休暇の期間延長(⑧または⑨)	15.2	16.0	9.6	11.5	17.7	27.7	11.4	11.0	7.5	13.2	18.6
⑧育児休業の法定期間の延長	10.5	11.2	5.4	7.9	12.1	21.9	7.7	6.5	4.2	9.4	12.8
⑨子の看護休暇の法定期間の延長	6.3	6.3	5.7	4.8	7.3	9.5	4.8	5.3	5.4	5.5	7.2
N	2,119	1,360	759	900	1,161	380	321	1,268	191	465	865

注：(1) 表1-1の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) 収入階級の定義は、表4-5と同じ。

## 8 まとめ

本調査シリーズは、2016年11月-12月に実施された「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（第4回子育て世帯全国調査）における結果速報である。第1回（2011年）～第3回（2014年）調査と同様に、本調査は18歳未満の子どもを育てている世帯を、ふたり親世帯とひとり親世帯に分け、ひとり親世帯をオーバーサンプリング（over-sampling）して抽出している。主な内容は、ふたり親世帯、母子世帯および父子世帯における暮らし向き、経済状況、婚姻と男女役割分業意識、家事と子育て、仕事および子育て世帯への支援状況等に関するものである。本調査から得られた主な知見は下記の通りである。

第1に、子育て世帯の平均世帯収入は増加、貧困率は改善されている。子育て世帯の平均年収は683.2万円で、引き続き増加傾向にある。税込収入が300万円未満の低収入世帯は全体の8.6%、調査開始以来もっとも低い割合である。可処分所得が貧困線未満の世帯の割合は、子育て世帯全体10.2%、ふたり親世帯6.0%、ひとり親世帯43.0%、いずれも前回調査時より改善されている。

第2に、子育て世帯の平均消費額は減少、貯蓄率は上昇している。家計費の月額平均は、子育て世帯全体26.5万円、ふたり親世帯27.5万円、ひとり親世帯18.0万円となっており、いずれも前回調査時より減少している。子育て世帯の平均貯蓄率は、子育て世帯全体28.3%、ふたり親世帯31.0%、ひとり親世帯5.7%、いずれも前回調査時より上昇している。

第3に、夫が家計を管理する世帯が増加している。日々の家計の管理方法について、「妻が管理」と回答した世帯は、全体の61.2%でもっとも多いが、前回調査時より4ポイント低下している。専業主婦世帯においては、「妻が管理」の割合は低下傾向が鮮明で、57.3%となっている。一方、「夫が管理」と回答した世帯は12.9%となっており、割合が引き続き上昇している。

第4に、高収入夫を持つ女性の就業が一層進んでいる。妻の無業率は、夫の所得が第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲと第Ⅳ四分位層においては、それぞれ24.6%、24.2%、35.7%と31.1%となっている。上位25%収入層（第Ⅳ四分位層）夫を持つ女性の無業率は、前回調査時より8ポイント下がり、調査開始以降はじめて順位が1位ではなくなった。

第5に、正社員として働く母親が増加している。無業である母親の割合は28.2%で、前回調査の結果とほぼ同じである。一方、正社員である母親の割合は24.6%で、前回調査時より3ポイント上昇している。正社員割合は、短大以上の高学歴母親が28.8%で、低学歴母親に比べて11ポイント高い。

第6に、短時間勤務制度の利用が進んでいる。これまでに短時間勤務制度を利用したことがある母親の割合（時短経験率）は、10.8%である。正社員女性の「時短」利用がとくに進んでおり、時短経験率は、第2回(2012)調査時の19.3%から27.5%に上昇している。

第7に、「非正規・パート主婦」の約7割は、配偶者控除の収入限度額以内で働いている。非正社員として働く有配偶の母親、いわゆる「非正規・パート主婦」の68.2%は、配偶者控除の収入限度額である103万円以内で働いている。「第3号被保険者」の収入限度額である130万円以内で働く者と合わせると、「非正規・パート主婦」の約8割はいずれかの限度額内に収まる収入額で働いている。

第8に、父親の家事・育児参加は緩やかに増加している。家事時間ゼロである父親の割合は、32.2%であり、前回調査時より4ポイント低下している。夫婦が行っている家事・育児の総量を10として、父親がその半分以上を分担していると回答した世帯の割合は、前回調査時の8.2%から9.7%までに上昇している。

最後に、保護者が望む公的支援の1位は「金銭的援助」、2位は「保育サービス」である。ふたり親世帯に比べて、ひとり親世帯は「金銭的支援」を選ぶ割合が比較的高い。3歳未満の児童の保護者は、「保育サービス」と「休業・休暇の期間延長」を愛好する傾向がある。